国際ロータリー　第２６５０地区　長期青少年交換プログラム

マニュアルブック ２０２６

（クラブ・カウンセラー用）

2025. 8. 2

国際ロータリー 第2650地区 青少年交換委員会

マニュアルブック　目次

GENERAL RULES AND REGULATIONS（受入学生の規則・基準）

はじめに

標準マニュアル----------⑴- 1

クラブのワーキング・マニュアル----------⑴- 7

ホストファミリーの手引き----------⑴-39

受入高校の手引き ----------⑴-43

受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式 ----⑴-47

派遣学生マニュアル（参考資料） ----------⑵- 1

資　料

Rotary District 2650 | rotary youth exchange

We, as the District Youth Exchange Committee, welcome you to District 2650. For your SUCCESS as a Rotary Youth Exchange Student and for your HEALTH and SAFETY, we have Rules and Regulations that you must obey while you are in District 2650.

GENERAL RULES AND REGULATIONS

1. You must regularly attend high school during the year of your exchange.
2. You must carry a group hospital insurance. The insurance cost and the administrative fee are your obligation.
3. You may not travel alone or with other students. All travel must be approved by the District Chairman of the Youth Exchange Committee (Y.E.C), the host club and by the student's own parents in writing. A complete itinerary of every trip must be filed with the District Chairman and host club counselor at least one week in advance.
4. Hosting of the students is the responsibility of the host club. In case of difficulties, you should consult the club counselor or the District Youth Exchange Committee.
5. You are not permitted to be gainfully employed under the student visa. Also most high schools forbid their student from working part-time ("arubaito")
6. Bring emergency money since this program requires you to bring ¥50,000 to be used as a contingency fund.
7. ¥10,000 of monthly allowance will be supplied by the host club. You are however required to bring ¥250,000 for overnight field trips. If you feel that you lack funds for living expenses, you should request additional money from your parents.
8. Question or problems related to this program may be directed to any member of the District Youth Exchange Committee in your area.
9. If you have relatives in this country, they have no authority over you while under the supervision of this program.
10. You are expected to become an integral member of your host family, assuming the normal duties and responsibilities of a student of your age.
11. Choose your friends slowly and wisely as you will have many social opportunities. You do not have to accept the first invitation. Trust your host family to aid you in developing a respectable circle of friends.
12. Your host family are responsible for your socially, spiritually, and physically. You must respect their wishes and requests.
13. You are not permitted to drive a motor vehicle of any kind. This includes things like boats, tractors and motor-cycles.
14. You are not permitted to use drugs, except for valid medical reasons as prescribed by a physician.
15. You must obey the laws of Japan everywhere at any time during your stay. If you violate any laws, you can expect no assistance from the Governments of your native country.
16. Drinking of alcoholic beverages as well as smoking is expressly forbidden.
17. You must avoid romantic attachments.
18. Your attendance is required at Rotary sponsored events and such things.
19. You must make sure that you have no dietary restrictions other than those listed in your Application Form.
20. Any costs relating to a required early return home or any other unusual costs of yours shall be the responsibility of your own parents.

You should make sure you clearly understand the above-mentioned conditions and rules of the program.

THEY MUST BE FOLLOWED OR YOU WILL BE RETURNED HOME.

I AGREE TO ABIDE BY THE RULES AND REGULATIONS OF THIS PROGRAM.

Date: _____ Signed: _____
(Student)

(Father/Mother)

青少年交換プログラム

第2650地区へようこそ。地区青少年交換委員会はあなたを歓迎します。あなたがロータリーの青少年交換学生として成就し、健康かつ安全に過ごせるよう規則・基準を決めています。当地区にいる間はこれを守って下さい。

受入学生の規則・基準

1. ロータリー交換学生は、その交換期間中は、現地の高校に通学しなければなりません。
2. すべての学生は、医療保険に加入して来なければなりません。その費用や付随する料金は学生の負担です。
3. 学生は単独または学生同士で旅行してはなりません。すべての旅行は、青少年交換委員会（Y.E.C.）地区委員長、受入クラブ、学生の両親の書面による承認を得なければなりません。すべての旅行の日程表は、少なくとも１週間前までに地区委員長と受入クラブのカウンセラーに提出しなければなりません。
4. 学生の受入に関しては、受入クラブが責任を持ちます。学生は何か問題が生じた場合は、クラブのカウンセラーまたは、地区青少年交換委員会に相談すること。
5. あなた達は、就学ビザでの収入を伴う雇用は認められません。学校でもパートタイム（アルバイト）で働くことは禁止されています。
6. このプログラムでは緊急の場合に使用するために50,000円のお金を持って来なさい。
7. 月々のお小遣いとして10,000円が受入クラブより学生に支給されます。ただし、宿泊を伴うエクスカーションの費用として250,000円を持って来てください。それ以外で日常の費用が足りないと感じたら本国の両親から追加でもらいなさい。
8. このプログラムに関しての質問や問題があれば地区青少年交換委員会が指導します。
9. この国に学生の親戚が居ても、交換期間中は、その親戚は学生に対し何の権利もありません。
10. 学生はホストファミリーの一員となり、年齢相応の義務と責任を負います。
11. たくさんの社会的機会を持つことにより着実に、また賢明に友人を選びなさい。初めての誘いを受け入れる必要もありません。友人の輪を広げるためにホストの人達に手伝ってもらいなさい。
12. あなたのホストはあなたの社会的、精神的そして健康的な面での責任があります。あなたもホストの希望や要望を尊重しなければなりません。
13. 学生はあらゆる種類のモーター付乗物を運転してはいけません。それにはボート、トラクター、オートバイなどすべてのモーター付乗物を含みます。
14. 学生は医師の指示による医学的治療を除き、ドラッグ類を使用することを禁じます。
15. あなたは、どこに居ようとも日本の法律を守らねばなりません。もしいかなる法律でも犯したならば、あなたはあなたの本国政府からの助けも得られません。
16. 喫煙と同様アルコール飲料の飲酒は強く禁止されています。
17. 学生は、恋愛を慎まなければなりません。
18. 学生はロータリーの主催する行事に出席しなければなりません。
19. 学生はアプリケーション上に記載されている以外の食事制限がない事を保証しなくてはなりません。
20. 早期に帰国する必要が生じた時の費用や予定外の費用はすべて本国の両親の負担です。

学生は、このプログラムに関する上記の条件や規則を明白に認識していなければなりません。もし従わなければ帰国を命じられます。

私は、このプログラムの規則と基準を守ることに同意します。

はじめに　～標準マニュアル・ワーキングマニュアル(作業手引)の意義～

このプログラムのことは、既に、奉仕委員会資料や地区協議会でのインフォメーションで、ご承知になっておられることと思います。

青少年交換担当委員長・委員・カウンセラーと事務局はこのマニュアルを必ずお読み下さいますよう、お願い致します。

このマニュアルは、我が地区での交換規模や内容の変化によって、変えていくべきものです。クラブのご経験によるご意見をお寄せ下さいますよう、期待しています。

☆

国際ロータリーの管理を基礎づける根本原則は、加盟ロータリークラブの実質的な自治にあります。ロータリーの地区の活動と組織は、個々のロータリークラブがロータリー綱領を推進するのを助けることを唯一の目的としています。

青少年交換プログラムは RI が承認した地区公式プログラムですが、その実施主体は各ロータリークラブです。参加しているロータリークラブの活動を助けるため、地区ガバナーの指導の下に、地区の青少年交換委員会は、地区レベル＝地区対地区の交換交渉・渡航手続き・研修などを支援します。

青少年交換は、ロータリーの国際奉仕の努力の中で、目のさめるような成功を収めているプログラムです。同時にこの活動は、経験の中から積み上げられたルールに従って進められる、国際間の実務作業の上に成り立つ奉仕活動です。

青少年交換の実務作業は単なる事務ではありません。この実務作業を誠実に、確実にしかも迅速に遂行することは、すなわち、国際的な信義に基づき、国際的な理解と友情を進め、世界の平和を築く、立派な国際奉仕活動及び青少年奉仕の重要な部分であります。

ロータリーは、どのような奉仕活動でも“専門家”になることを要求していません。しかし、ルールを知っておく必要はあります。特に、国際的な活動では、ルールを守ることが大切です。このマニュアルは、どなたでも、担当されたクラブの委員が、交換の実務に参加出来るよう、編集したものです。

実務作業のポイントは、次の３つです。

① 確認・点検 ― 手順通り進んでいるか。書類の不備はないか。チェックにつぐチェックです。

② 迅速・遂行 ― 相手の身になって、処理は直ちに。着実なアクションにつぐアクションです。

③ 連絡・合意 ― 関係者に知らせる。クラブ挙げて取り組むコンセンサスにつぐコンセンサスです。

青少年交換計画は、ロータリー年度を越えて継続する特殊な奉仕活動で、しかも未成年の交換学生を遠く派遣し、また一年間に渡って受け入れる奉仕活動です。実務をおろそかにすると重大な事故を招きます。特に関係者の間のコミュニケーションが大事です。

青少年交換の事業は、ロータリーの奉仕活動の中では特異です。継続的、かつ組織的に行われる、いわゆる“We Serve”型の奉仕です。それは無数の“I Serve”によって支えられ、同時に無数の“I Serve”の機会を提供するものであることに気付かれるでしょう。

☆

交換計画は膨大なの作業が必要です。しかりこの奉仕は非常に有意義であり、ロータリーならではです。「若い使節＝Youth Ambassador」達のために、国際理解と世界平和のために、心を込め、思いを尽くす、貴方の奉仕を期待致します。

青少年交換プログラム　標準マニュアル

目　次

Ⅰ．青少年交換計画の目的と歩み ----------①-1

Ⅱ．基本的な仕組みとルール

1. 交換計画の仕組み ----------①-3
2. 交換計画のルール ----------①-4
3. 地区委員会の支援活動 ----------①-6

ⅩⅣ版　2024. 10. 15

Ⅰ版　　1990.　3.　5

標準マニュアル

Ⅰ．青少年計画の目的と歩み

〔目的と目標〕

毎年、ロータリーの青少年交換により、多数の青少年が他国の人々の文化、問題、業績について体験する機会に恵まれています。学生たちは、このロータリープログラムによって、世界観を広げると同時に、自分自身も成長していきます。参加者は世界観を広げ、内省力を深め、帰国します。

このような青少年がやがて大人になり、その多くが地域社会において指導者としての役割を果たすようになると、青少年交換における経験の成果が、その役割の中で生かされるようになります。それゆえロータリーの青少年交換は、世界理解と平和の推進に大きな貢献をしているのです。

ロータリアンは青少年交換を通じて、交換学生のためにできる限りの環境をつくりだそうとしています。青少年交換プログラムには、50 年以上の経験があり、世界中に 118 万人以上のロータリアンがいるというメリットがあります。この経験とロータリーの支援により、このプログラムは、交換学生にとって考えられる最高のものとなっています。

〔プログラムの歴史〕

青少年交換プログラムは、クラブレベルで始まりました。1929 年、デンマークのコペンハーゲン・ロータリークラブが初めて提案しました。1939 年、アメリカ カリフォルニアの当時の第 107 地区とラテンアメリカの数地区との間で交換が始まりました。1958 年に東部へ広がり、最初の多地区合同の活動―ESSEX は、1962 年に結成されました。

1972 年 RI 理事会は、青少年交換を国際ロータリーの公式プログラムとすることを決定しました。（ロータリアン必携「青少年のための諸活動」）

第 2650 地区では、1979 年杉山ガバナー・酒井委員長の時に、地区青少年交換委員会規約並びに細則を制定しました。

日本では、1961 年１月に、九州の第 3733 地区（現・2700 地区）・久留米ロータリークラブがスポンサークラブとなり、オーストラリア第 280 地区（現・9820 地区）ローズバット・ロータリークラブへ、第１号の交換学生－宮崎洋子さんを派遣しました。

第 2650 地区では、1971-72 年度・絹川ガバナー時に地区委員会を組織し、青少年交換プログラムに参加しました。最初の交換は２名で、京都ロータリークラブが牧 広司君を、アメリカ ミシガン州の第 629 地区（現・6290 地区）グランド ラビッド・ロータリークラブへ派遣し、同クラブからディビッド クランダル君を受入れました。受入高校は、京都西高等学校（現・京都外大西高等学校）でした。もう一組は、彦根ロータリークラブから、那須 達也君を、牧君と同じ地区の、グリーンビル・ロータリークラブへ派遣し、受入は同クラブからのゲイル ハミルトンさんで、受入高校は近江兄弟社高校でした。

以来、第 2650 地区の交換計画は、着実に成長してきました。交換学生数では 1970 年代の当初は、年間に１～２名でしたが、1975 年から４～７名の規模になり、1980 年代に入ると 10 名に、1988 年からは 22 名に、そして我が国の急速な“国際化”を反映して 1990 年代に入って年間 30 名を越える交換規模に成長しました．昨今は 10 名程度の学生を世界へ送っています。

2020 年 Covid19 の世界的パンデミックにより、学生も緊急帰国することとなり、青少年交換プログラムは年度途中で中断されました。

2023-24 年度、尾賀ガバナー・伊藤委員長の時に、３年ぶりに青少年交換プログラムは再開し今日に至ります。

2026-27 年度までに、派遣学生延べ 712 名、受入学生延べ 655 名となっています。

〔第 2650 地区の特徴】

第 2650 地区は、興味深い歴史と伝統を持った地域や豊かな自然環境により地球環境問題にも積極的に貢献している地域です。海外からの交換学生にとっても大変興味深い地区で、日本 34 地区の中でも青少年交換が活発に行われている地区の一つです。

ロータリー青少年交換プログラムの種類には、長期交換（１学年）と短期交換（数日から数か月）がありますが、第 2650 地区では、長期の青少年交換を、地区レベルで計画し実施しています。その交換計画の特徴は、北米、中南米、欧州、オセアニアなど、広い範囲の国・地区と、バランスをもって進めていることです。近年では、毎年数名から１０名程度の交換学生を派遣し、同数を受け入れています。また短期交換については地区レベルでは実施していませんが、地区内各クラブが海外姉妹クラブと実施している場合、RI の指針を遵守できるようクラブのサポートをしています。

ロータリーの奉仕活動は､RI もクラブでも１年毎に選ばれる会長と理事会によって管理されていますが、第 2650 地区ではこのプログラムの性格を鑑み、地区委員会が中長期の展望を持って取り組めるよう委員会構成や委員会方針を立て、未来を見据えながら毎年度の運営をしています。

Ⅱ. 基本的な仕組みとルール

1. 交換計画の仕組み

〔単なる留学ではない〕

ロータリーの青少年交換計画の目的は、異国での生活と勉学を通じて国際理解と友好を深めることによって、世界平和に貢献することであって、単なる留学ではありません。最近「留学斡旋」がビジネスとなっていますが、ロータリーの青少年交換プログラムは、それらとは全く違います。便宜上“留学”と言ってもよいですが、このプログラムでは留学という用語は使っていません。あくまでも“交換”であり、留学生ではなく“交換学生”Exchange Student です。

〔交換である〕

交換=Exchange ですから、派遣=Outbound と受入=Inbound があります。原則として、交換年度(ロータリー年度と違い、出発・来日時を含む歴年をいう)内に派遣したら同数を受入なければなりません。但し、派遣しても相手の都合によって、翌年に受け入れるなど、変則的になることがあります。

〔関係者と役割〕

青少年交換プログラムは、派遣と受入を同時に行うことから、様々な立場の関係者が協力して計画を遂行する必要があります。マニュアル化する際の代表的な関係者を整理します。

派遣学生　：交換学生のうち、この地域より異国へ派遣される学生を指します。(Outbound)

受入学生　：交換学生のうち、派遣学生と交換でこの地域へ受け入れる学生を示します。(Inbound)

スポンサークラブ　：交換学生にとって、送り出す側のロータリークラブを指します。

ホストクラブ　：交換学生にとって、受け入れ先のロータリークラブを指します。

※同一年度に派遣・受入を行うクラブは、スポンサークラブでありホストクラブでもあります。

クラブ担当者　：スポンサークラブ、ホストクラブの担当委員長などの責任者を指します。

カウンセラー・クラブカウンセラー　：受入学生の理解者・相談相手の役割としてホストクラブの会長が選任します。

地区委員会　：地区青少年交換委員会を示します。プラグラムへの参加クラブを支援します。

〔短期・長期交換がある〕

青少年交換プログラムには、夏休みなどを利用した短期交換と１年間の長期交換があります。当地区の地区委員会が主として計画実施しているのは長期交換です。長期の場合は、就学ビザが必要など、特殊な問題があります。

〔クラブが主体である〕

このプログラムの主体は各ロータリークラブです。各クラブの責任において交換を行います。地区委員会は地区ガバナーの監督と管理の下、クラブの活動を支援することを任務とします。

例えば、就学ビザ取得のための身元引受者はホストクラブ会長であり、地区委員長は地区ガバナーに代わって、それを、Endorse=裏付けします。

〔ホームスティと通学の義務がある〕

交換学生は１年間ホームスティします。ホストクラブは３～４軒のホストファミリーを準備します。

また、交換学生は高等学校へ通学しなければなりません。ホストクラブは地域の高校の入学許可を得なければなりません。

〔教育としつけでもある〕

国や地域によっては、選挙権や兵役の義務など、成年になる年齢が違いますが、日本では交換学生を未成年者として扱います。また、他国での生活に適応するために、出発前の派遣学生と、来日した受入学生に、教育・研修に力を注ぐのも、このプログラムの特徴です。

ホストファミリーや学校での、日常的な教育が基礎ですが、地区委員会の支援活動の一つとして、研修会やエクスカーションを計画します。当然交換学生は、地区主催の研修プログラムに参加しなければなりません。

〔交換時期〕

原則として相手国の学校制度に合わせて、北半球は８月末に派遣学生が出発・受入学生が来日します。南半球は１月に受入学生が来日しますが派遣学生の出発は８月末に出発します。

〔相手と共同事業である〕

交換する相手地区と共同＝Co-operation で成り立つ事業です。相手地区・クラブからの Guarantee＝保証書が来て確定します。相手にも審査権があり時には拒否されることもあります。

また相手の都合で、派遣・受入の年度がずれることもあります。そのような場合、次年度の準備（予算など）をしておく必要があります。

〔交換相手は地区が計画する〕

地区委員会は交換を確実にするため派遣先決定後、すみやかに交換相手地区と Agreement＝合意書を交換します。どの地区・クラブとの交換とするかは、双方の地区委員会が計画し、地区ガバナーが決定します。姉妹提携等のあるクラブとの交換希望もお聞きしますが、合意のない地区ですと必ずしも実現できるとは限りません。

２．交換計画のルール

〔根拠規則・規約〕

ロータリーの青少年交換プログラムの方針は「ロータリー章典」に記載されています。

ロータリー章典には、交換学生の資格は「プログラムの参加要件を満たし、クラブまたは地区により推薦された青少年であれば誰でも参加することができる。」とされています。ロータリー財団奨学生などと異なり、ロータリアンの子弟も参加資格を与えられています。

そして、地区交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとされており、当地区では青少年交換計画の資金は、地区の一般会計とは別に、当地区内すべてのクラブ会員の人頭分担金を財源とした「青少年交換特別会計」により運営されています。

そのほか、学生の申請にあたっては、標準申請書式を使うことになっています。これ以外にも多くのことがロータリー章典で定められています。

また、青少年交換プログラムに参加する地区レベルのリーダーの参照用となる冊子「青少年交換ハンドブック」に記載された情報は、地区で実践させるベストプラクティスが反映されています。

また地区の主なルールは、「国際ロータリー第 2650 地区青少年交換プログラムマニュアルブック２０＊＊」に記載しています。

〔年齢の決まり〕

交換時に高校生の年齢であることとされています。国によって高校生の年齢は異なります。当地区の規準では、派遣学生は「出発時に高校に在籍し、１５歳以上―１８歳６か月未満の者」としています。

〔派遣学生の契約〕

派遣学生は、Application=申請書と、Guarantee=保証書にサインして、このプログラムの規則を守り、ホストクラブと地区委員会の監督に従うこと、モーター付の車等を運転しないことなど約束します。その他世界共通のルールがあり、予め保護者とともにサインして契約を結びます。

また派遣中、ホストクラブの要請でスピーチをします。帰国後、スポンサークラブの要請で帰国報告・地区大会参加の義務があります。

〔保護者の契約〕

保護者も、Application と Guarantee にサインして、費用負担、ロータリーの会合への出席や規則を守ることなどを約束します。それにスポンサークラブのクラブ担当者も連署します。相手のホストクラブとホストファミリーに一切をお任せし、問題が起こっても賠償請求権は行使しませんと、かなり厳しいことを約束します。

〔スポンサー・ホストクラブの約束〕

クラブは派遣学生のスポンサークラブとして、本人の申請を裏付けし、受入学生のホストクラブとしては Guarantee で、ホストファミリーと学校の手配、ロータリー行事への招待監督・指導の他、受入学生への毎月の小遣いの支給、空港への出迎えなどを約束します。

〔費用負担決まり〕

交換プログラムにかかわる代表的な費用の種類と負担者一覧です。

派遣学生＝保護者負担　渡航費用(パスポート、ビザ等の手数料を含む)、衣類等の費用、受入地区が指定する保険料、通信費、ロータリークラブの行事に参加する時の当地区統一ブレザーやピンバッジ等の費用、派遣先の地区委員会主催のエクスカーション（研修・小旅行）費用（費用は派遣地域によって変わります)

受入学生負担　渡航費用(パスポート、ビザ等の手数料を含む)、衣類等の費用、当地区が指定する保険料、通信費、地区委員会主催のエクスカーション参加費用

スポンサークラブ負担　派遣学生の出発前、帰国後の地区行事への参加費・交通費、派遣先での交換用バナー

ホストクラブ負担　学校費用(授業料、教科書代、通学費、制服・体操服、修学旅行費等)、受入学生の小遣い(月額 10,000 円)、交換用クラブバナー、地区行事への参加費・交通費

(学生の安全等の観点から携帯電話代と国民保険料はホストクラブで負担をお願いします。)

その他の費用　食費・弁当・部屋の提供などは、ホストファミリーの奉仕です。ホストファミリーへの報酬はありません。

〔地区からの補助〕

当地区では地区内全会員が、このプログラムに参加・支援するという意味で、ホストクラブにクラブ活動補助金として受入学生１名・１ヶ月当たり 10,000 円を支給します。

〔派遣学生と保護者の責任〕

当地区では派遣先への到着確認電話は特別に許可しますが、少なくとも最初の３ヶ月程度は緊急時以外の保護者からの電話や SNS 等のメッセージのやりとりを控えてください。ホームシックを助長する可能性が極めて高いからです。また交換中に保護者が派遣先を訪問することは控えてください。ホームシックにかかったり、順応が後戻りしたり、派遣学生と受入側ホストファミリーとの関係を掻き乱すことがあります。訪問する場合は受入地区とホストクラブの承認が必要です。当地区に来日した学生は、交換期間終了３ヶ月前から２ヶ月の間と決めています。帰国間際に訪問し一緒に帰国するは禁止です。

〔ホストファミリーの責任〕

ホストファミリーには、受入学生の親としての権利を委ねられます。我が子同様に扱うようお願いをします。ただし問題が起った場合、本人とホストファミリーだけで解決しようとせず、ホストクラブ・クラブカウンセラーへ相談する必要があります。

〔国際性とはルールを守ることから〕

青少年交換プログラムは、双方のロータリークラブ、地区委員会、学校および家庭の共同事業＝Co-operation です。このプログラムに関わる限り、派遣学生は、滞在している先のロータリーの管理下にあります。彼らが責任を負っていることになります。このプログラムに関与することは、そのような

国際関係の原則を知る良い機会です。これが国際理解の始まりです。

３．地区委員会の支援活動

地区ガバナーは、RI 決議と地区規約に従って、地区青少年交換委員会を編成し、その活動の財政的保証をします。

地区青少年交換委員会は、ロータリー年度を越えて進行してゆくこのプログラムの特徴により、また多くのロータリアンに奉仕の機会を提供するため、継続と刷新を旨として、原則として３～５年任期の委員で編成されます。

地区青少年交換委員会は、クラブでの担当委員やカウンセラー、ホストファミリーなどの経験を持つ会員で編成され、委員長をはじめ、次のような担当を決めて活動しています。

委員長　　：　委員会を代表し、方針と計画を立て、YESS システムと全体を統活する。
通信担当　：　アメリカ・ヨーロッパおよび南半球の相手地区との交渉手続き及び、マンスリーレポートでの動向の掌握、交換学生のカウンセリング。
研修担当　：　選考会・研修会運営、カウンセラー 適応指導、・エクスカーション等行事の運営、
総務担当　：　委員長を補佐、スケジュール作成、委員会運営、運営面全般
会計　　：　委員会の会計責任者として委員会の資金管理

地区青少年交換委員会は、このプログラムへの参加クラブを支援する為、次の活動をしています。

〔計画立案と相手地区との交渉〕

① 相手地区委員長などと交信し、或いは相互訪問して長期交換計画を約束します。
② 年度の方針を立て、年間の交換数・予算を決め、相手地区と Agreement=同意書を交わします。

〔候補者選考と交換手続き〕

① 計画に従って、募集要項を作り、申込者の面接・選考をし、派遣予定者を選びます。
② 派遣先を決め、派遣候補者の Application をチェックして相手地区へ送ります。
③ 相手地区から Guarantee を受け取り、渡航手続きを援助します。
④ 受入学生のホストクラブを決めクラブへ Application 等の書類を送ります。
⑤ ホストクラブから Guarantee と身元保証書等を受け取って完成し、到着空港を指示して相手地区へ送ります。
⑥ 受入学生に注意事項等を送り、フライト便をキャッチしホストクラブへの通知と照合します。
⑦ 関西国際空港・伊丹空港で受入学生の到着・派遣学生の出発に立ち会います。

〔学生・保護者・クラブ担当者への研修〕

① 派遣学生、保護者、クラブ担当者に、６回の研修を行います。
② 受入学生、ホストファミリー、ホストクラブに研修を行います。
③ 受入学生を主に、２～３回のエクスカーションの他、地区大会への参加を世話します。
④ 派遣・受入学生の問題処理を、相手地区と連絡し、援助します。
⑤ 帰国学生を青少年交換学友会（ROTEX）に組織し、帰国後の奉仕を援助します。

〔クラブへの活動補助金と情報サービス〕

① 地区から各クラブへ、クラブ活動補助金を６ヶ月毎にまとめて送ります。
② 帰国学生の「帰国報告文」を作成し、ガバナーへ報告するとともに、各クラブへ知らせます。
③ 青少年奉仕月間などクラブの求めに応じてスピーチに行き、情報を広めます。

その他委員長は全国委員長会議・RI オフィサー会議に参加し、全日本と世界各国の青少年交換担当者との連携を図ります。

地区委員会は緊急事態や問題の処理を支援します。

青少年交換プログラム　クラブのワーキングマニュアル

目　次

Ⅲ．交換計画の実務

1. 交換計画の段階と作業概要 ----------①-7
2. 関係書類の作成と取扱 ----------①-9
3. 交換実務の段階毎の注意事項 ----------①-11

Ⅳ．クラブの心得

1. 計画策定の心得 ----------①-19
2. 手続きの心得 ----------①-19
3. 選考の心得 ----------①-20
4. 受入の心得 ----------①-21
5. 派遣の心得 ----------①-24
6. 学校との交渉と協力----------①-25
7. 問題―トラブル―の処置----------①-26
8. クラブの組織と予算----------①-30

Ⅴ．カウンセラーの職務

1. カウンセラーの役目----------①-33
2. 国際ルール（順守すべきルール）----------①-35
3. 受入学生の家庭生活と旅行----------①-36
4. 受入学生の病気・ケガ----------①-37
5. 受入の中止＝強制送還・早期帰国----------①-37

おわりに　クラブ挙げての奉仕が成功の鍵 ----------①-38

ＸＶ版　2026．8．2

Ｉ版　　1990．3．5

クラブのワーキングマニュアル

Ⅲ. 交換計画の実務

1. 交換実施の段階と作業概要

段階区分	担当責任者	作　業　概　要
(1) 準備段階	担当委員長 （現・次年度） 会長・委員長	①　現委員長と協議し、クラブの交換計画・予算計画を掌握する。 ②　地域の高校を訪問し、受入学生(が居たら)の様子を聞き、次の受入について打診する。 ③　４月に翌年の派遣学生募集が始まるので、理事会で年間の計画について承認を受ける。
(2) 募集段階	担当委員長	①　地区（ガバナー事務所）より発信された「募集要項」を全会員に配付してインフォメーションし、地域の高校・インターアクトクラブに協力を求める。高校と受入について相談する。 ②　会員、高校等からの応募者と両親に面接し、クラブとしての候補者を決め、理事会に報告し申し込む。 ③　カウンセラー、ホストファミリー候補を検討する。 ④　ガバナー事務所へ受験願書等提出書類を送る。
(3) 選考段階	担当委員長 会長・委員長	①　地区の面接・選考会へ予定者・保護者・クラブ委員長と同行し参加する。 ②　選考に合格したら、理事会に報告・承認を受け、受入学生の通学高校、カウンセラー、ホストファミリー候補を準備する。 （ホストファミリーは第２ホスト候補まで準備する）
(4) 候補段階	担当委員長 会長・委員長	①　地区の研修会へ候補者・保護者・クラブ担当委員長と出席する。 ②　研修会で渡された申請書=Application 等の作成を援助し、地区通信担当へ渡す。２部 ③　地区から相手地区からの Guarantee 到着の通知を受け、正式に交換学生となる。クラブ会員に公表し、例会に招く。 ④　相手クラブ会長とメールを交信する。 ⑤　地区通信担当から依頼があったらYESSへクラブ情報を登録する。
(5) 交換段階	担当委員長 会長・委員長	①　相手地区から、地区通信担当を通じて、受入学生の Application がきたら１部を高校へ持参し入学許可を求め、Guarantee と、ビザ申請用の「入学許可書」に校長印をもらう。カウンセラー、ホストファミリーを決定し、地区書式に記入し、ビザ用の「身許引受書」を完成し地区通信担当へ送り返す。各２部。 ②　YESS にホスト高校情報、ホストファミリー情報を登録し、カウンセラー届、ホストファミリー申請書、ボランティア誓約書をアップする（以後、随時変更)。

(6) 出発段階	担当委員長	① 地区の研修会へ派遣学生･保護者･クラブ担当委員長と出席する。Guarantee がきたら、地区通信担当と協力して派遣学生への渡航と保険の手続きを支援する。
		② 派遣学生をクラブ例会に招き挨拶させる。バナー(５本程度)を与える。地区の歓送会（６月下旬）では、ガバナーから名刺・交換用バッジが授与される。
	会長	③ 会長から相手クラブ会長への親書を用意する。
	担当委員長	④ 空港へ見送りに行く。
(7) 受入段階	担当委員長 カウンセラー	① 受入学生へメールで、クラブを紹介し、到着日・フライト便をキャッチし、地区通信担当と高校へ連絡する。
		② 空港へホストファミリーとともに出迎える。高校へも知らせる。ウェルカム用プラカードを用意する。
		③ パスポート、航空券をチェックし、有効期限・帰国便を調べる。年間計画を説明する。
		④ 到着したら 14 日以内に在留カードとパスポート持参の上、市区町村の窓口へ居住地を届け出て（住民登録)、国民健康保険に加入する(費用はクラブ負担でお願いします。)。
		⑤ 高校への入学手続きをする。
		⑥ 地区の受入学生研修会へ連れて行く。以後、地区大会・地区主催のエクスカーション等がある。
		⑦ 毎月例会に呼び、小遣いを渡す。(10,000 円を厳守。)
		⑧ 毎月レポートをカウンセラーに提出させ、チェックして、YESS にアップする。
		⑨ 毎月ホストファミリー報告書を提出させ、チェックして、YESS にアップする。
		⑩ ホストファミリー・高校と連絡し、ホストのチェンジ等を指示する。ホストファミリーチェンジ報告書を YESS にアップする。
		⑪ 例会でのスピーチの機会を与える。
(8) 帰国段階	担当委員長 カウンセラー	① 派遣・受入学生とも、帰国便を確認し、ガバナー事務所へ知らせる。
	会長	② 送別会で地区委員会からきた修了証書を受入学生へ授与し感謝状をカウンセラー、ホストファミリーへ伝達する。
	担当委員長	③ 保護者、ホストファミリー、友達等と空港へ見送りに行く。
	カウンセラー	④ 高校へお礼に行き、次の派遣・受入を協議する。
		⑤ 帰国学生に例会で報告スピーチをさせる。
		⑥ 帰国報告文を書かせる。帰国報告会・地区大会に参加する。

２．関係書類の作成と取扱

〔派遣学生関係書類〕

書　　類	作 成 ・ 送 付 の 要 領
募集要項	地区委員会から募集要項を各クラブ配付する。 その他地域の高校、インターアクトクラブなどにも配布する。
申込書・誓約書	地区委員会ホームページ （https://rid2650.gr.jp/committee-dc021/documents/）よりダウンロードし、申込書と誓約書は記入のうえ、受験願書と一緒にガバナー事務所へ送る。
青少年交換学生受験願書	地区委員会ホームページ （https://rid2650.gr.jp/committee-dc021/documents/）よりダウンロードし、クラブ担当委員長が、本人と保護者に作成させ、クラブ会長のサイン・印を得て、ガバナー事務所へ送る。
予定者審査合格のお知らせ	面接・選考合格者へ送られる。
Application Form 及び Letters and Photos Guarantee Form	＊　RIJYEM のホームページからダウンロードした書式に、地区委員の指示に従い入力する。Text 入力とし、写真はにこやかなものにするよう指導する。 ＊　Letters and Photos の質問回答は、Word（A4 サイズ）で作成して添付する。 ＊　Application の医師の診断・学校の証明、クラブの受入の可否・本人名の記入を確認し、クラブ会長・担当委員長がサインする。必ず日付を書き入れる。 ＊　Guarantee (A) (B) (C)欄の、本人・保護者・保証人(会長・クラブ担当委員長で可)のサインを確認する。 ＊　Application P-2 Name Sponsoring District youth Exchange Chair と、Guarantee の(C)District chair Name は欄は空欄のままで可。 ＊　クラブで控えを残し、２セットを地区委員会へ提出する。
YESS 登録の依頼	YESS システムへクラブ情報を登録する。
青少年交換学生のお知らせ	相手地区から本人または地区委員会宛に Guarantee が到着したら、クラブへ通知される。本人が Guarantee 等の書類でビザ取得手続きをするのでそのサポートをする。 ＊　この通知があってから公式に発表すること。
その他	Guarantee とともに、または別途、相手地区から本人へ保険加入・エクスカーション費用等のインフォメーションが来ることがある。 本人と絶えず連絡をとり、また、地区通信担当へも知らせて対処する。

〔受入学生関係書類〕

書　　類	作成・送付の要領
Application Form 及び Information Sheet	青少年交換学生受入要請とともに、以下の書類が送られる。 Application 及び Information Sheet 、Guarantee 及び入学許可証明書を持って学校へ依頼する。 *Application 及び Information Sheet のコピーを学校に渡す。その他に先方高校の成績証明がある時はすべて学校に渡す。 *Application 及び Information Sheet のコピーをホストファミリー予定者(複数)にも渡す。
Guarantee Form（ＧＦ）	*（D）欄にクラブ会長・幹事がサインする。必ず日付を記入すること。到着日と到着空港は地区通信担当が記入するので、希望があれば地区通信担当に相談する。 *（E）欄にカウンセラーの氏名・住所・連絡先を記入。 *（F）欄に学校長のサインと校印をもらうこと。 *（G）欄に第一ホストファミリーの氏名・住所・連絡先を記入する。
入学許可証明書	* Guarantee と同じく、学校長のサインと校印をもらうこと。
ロータリー交換学生身許引受書（HG）	入学許可証明書と同じく受入学生が日本国の就学ビザを得るための書類。 * クラブ会長のサイン・印をして、Guarantee・入学許可証明書とともに、地区通信担当へ送る。
ロータリー交換学生受入承諾書	地区委員会への承諾書。 * カウンセラー・第一ホストファミリー・学校の担任の氏名・住所等を知らせる。相手地区へ通知するので氏名・住所等で読みにくいものにはフリガナを付ける。
	上記、ＧＦ、入学許可書、ＨＧの３点の書類は学生がビザ取得のために大変重要な書類で、特にロータリー交換学生身許引受書にはガバナー会議長と地区ガバナー・地区青少年交換委員長の保証が必要。できるだけ速やかに地区通信担当へ送る。
共通事項	氏名のスペリング〈ローマ字表記〉に注意すること。 一字でも異なると別人に扱われるおそれがある。
YESS 登録の依頼	YESS にホスト高校情報、ホストファミリー情報を登録し、カウンセラー届、ホストファミリー申請書、ボランティア誓約書をアップする（以後、随時変更)。

３.交換実務の段階前の注意事項

「交換」ですから、原則としてクラブは、派遣学生のスポンサークラブであると同時に受入学生のホストクラブでもあります。作業概要に沿って実務を説明します。

その前に、交換の「正規」と「変則」について説明します。

あくまで交換ですから、冬・夏の交換時に一人派遣すれば、一人受入するのが原則です。それが「正規」ですが、相手地区の都合で、その交換時に当地区への派遣学生がない時があります。当然、派遣だけとなりますが、これは言わば「借り」を作ったことになります。逆に、相手地区からその交換時に、こちらからの派遣数より多く送ってくる時もあります。こうして、春の受入分を夏に、或いは当交換年度の分を翌交換年度に受けたり、送ったりするのが「変則」です。

正規には、派遣即ち「募集」から始まるのですが、借りや貸しがありますと、受入から始まる年度もあります。以下の実務は、正規を念頭に置いていますが、変則の場合も同じです。

（１）準備段階

〔理事会の議決〕

このプログラムの実施主体はクラブです。クラブを挙げての理解と推進は、理事会の一致した合意から始まります。年度を越えて進みますので、次年度会長が決まった 12 月か翌１月理事会で、会長エレクト出席の上、次年度夏・冬の計画を審議し、青少年交換担当委員会の編成と予算の方針を決められるよう、お勧めします。

〔連絡先の申告〕

このプログラムは、緊急事態が起こり得ます。クラブと地区、クラブとホスト或いは保護者、クラブと学校などの連絡体制が大切です。特にクラブ事務局の役割が大切です。ロータリー年度を越えて進行しますので、**クラブ事務局員がよく理解し、状況を知っているよう**にしておきましょう。

クラブ事務員が常勤でないでクラブがあります。その場合は、緊急連絡先としで担当委員長の自宅または勤務先の方々のご協力もお願いします。

新しいロータリー年度の始まる前に、ガバナー事務所へ連絡先などを知らせて下さい。

＊ 地区青少年交換委員会からの調査にはすぐにお答え下さい。

＊ 緊急連絡先（住所・氏名・電話・メールアドレス)を知らせて下さい。

＊ 地区青少年交換委員会からの補助金の送り先（金融機関・名義等）を知らせて下さい。

（２）募集段階

〔募集の方法〕

ロータリアンの子弟、地域の高校、インターアクトクラブなどに呼び掛けて下さい。地域の国際交流センターなどに、募集要綱を置くのもよいでしょう。未来を担う若者にチャンスを提供して下さい。募集要綱が来ているのを忘れて、彼らからチャンスを奪うようなことのないようお願いします。

〔派遣学生の種別〕

派遣学生は申込・募集段階では「予定者」。地区委員会の選考に合格し Application を地区が受理したら「候補者」。相手地区から Guarantee がきてはじめて正式の「青少年交換学生」となります。一般公表は「候補者」以後がよいでしょう。

（３）選考段階

〔受験願書を提出する〕

学生から申し込みがあったら地区青少年交換委員会ＨＰ（https://rid2650.gr.jp/committee-dc021/）

より受験願書等をダウンロードしてもらい、受験願書および添付書類をクラブに提出してもらいます。クラブで保護者と学生の面接をし、スポンサー（推薦）をするかどうか最終決定する。クラブがスポンサー（推薦）することを決定したら、本人から提出してもらった受験願書に会長が署名をし、受験願書と添付書類を、クラブの申込書と誓約書とともにガバナー事務所へ送ります。

ガバナー事務所がスポンサークラブクラブから書類を受け取ったら、ガバナー事務所はクラブへ面接選考会の日時、場所を案内します。

＊ ＭＯＵはクラブにて記入の上、選考会の時にまでに提出いただきます。
＊ 受験願書は派遣予定者と、その保護者が作成し、クラブ会長の推薦を受けます。
＊ 在学高校(又は中学校)の成績証明書と推薦書書式は、学校の書式によります。
＊ 健康診断書は学校の健康診断書で結構です。
＊ 書類の送り先－ガバナー事務所。ただし、ＭＯＵは選考会会場で提出していただいても結構です。

〔面接選考の対象と方法〕

地区委員会からのインタビューは、本人・保護者およびクラブ担当委員の３者を対象として行います。

本人には応募の意志と目的を聞き、簡単な英語でのインタビューをします。保護者には本人の意思を支持され、このプログラムのルールに従って協力して頂けるかどうかを確認します。また、派遣先の希望国・地区の順位などお聞きします。ただし派遣先は希望通りにならない場合があります。

クラブ担当委員には、クラブの青少年奉仕計画、バックアップ体制、推薦経過および複数推薦の場合はクラブでの順位等をお尋ねします。

面接選考は複数の地区委員の他、英語でのインタビューは青少年交換学友会（ROTEX＝帰国学生）が当ります。

〔候補者の決定〕

地区委員長は、選考結果を踏まえ合格者および若干の補欠を決め、地区ガバナーに報告します。ガバナーの承認を受け取って、地区委員長は委員会を以って、派遣国・地区を決定し、候補者名簿を確定し、後日、各人に通知します。

（４）候補段階

クラブ担当委員長は、面接選考合格の通知を受けたら、直ちに行動を開始して下さい。

〔クラブカウンセラーを決める〕

カウンセラーは、ホストファミリーの一員ではなく、クラブまたは地区の青少年交換役職に就いていない人を選出下さい。カウンセラーは交換学生とホストファミリー、ホストクラブ、学校などの間に立って、たえず個人的な相談相手や調整役を務める役割です。カウンセラーはロータリー年度と離れて、その学生の在日中の一カ年を通して同一のロータリアンが務めて下さい。交換学生が到着次第ただちに本人に接触して、一カ年何事でも「相談してくれれば力になる」旨を伝え、本人を力づけて下さい。

〔受入高校を決める〕

先ず受入予定高校の校長先生と協議下さい。この段階では、受入学生のことが詳しく判っていませんので、事前協議になります。

受入予定高校が、派遣学生の在学校でない場合や、外国人学生を受け入れた経験のない場合もあります。ロータリーの青少年交換プログラムについて、よく説明し理解して頂くようお願いします。

受入学生の Application が届いたら、学校側の入学許可を得て、Guarantee Form を作成して下さい。

〔ホストファミリーを決める〕

ホストファミリーは３～４家庭が望ましいです。それぞれ違った家庭から日本についての勉強と体験をしてもらうためです。一般に日本の家庭は、外国人を受け入れることをためらいます。つい派遣学生

或いは元派遣学生の家庭だけに頼ってしまいがちですが、これはロータリーのプログラムの趣旨に反します。クラブ例会で、或いは文書でアピールし、ホストファミリーに関心をお持ちの会員・家族とくに夫人に集まって頂き、経験のある夫人とのミーティングを持つことも大切です。その中から、希望家庭を選び、第１・第２・第３・第４と順序を決めて下さい。同時に、緊急時の滞在先確保のため、いつでも対応可能な予備的ホストファミリーを１家庭、常に確保しておいてください。

ホストファミリーの連絡会を作り、ホストファミリー相互で十分打ち合わせをし、過保護、過剰サービスのないよう、また扱いに格差のないようにして下さい。

受入学生とホストファミリーには「相性」があります。ホストファミリーを引き受けたから、絶対に最後までという決まりはありません。相性が悪く、難しい場合はホストファミリーとクラブ担当者（カウンセラーなど）は相談し、解決できない場合、できるだけ速やかに別のホストファミリーに移行して下さい。

〔Application Form の作成〕

RIJYEM のホームページ（https://rijyec.org）から RI 制定の Application Form をダウンロードし作成します。第１回研修会にて作成説明を行ないます。２部作成します。Application は英文で書きます。“text 入力”とするよう、また、内容をよく理解するよう指導して下さい。参考資料の和訳「申請書」に記入方法、記入解説が載っていますので参照下さい。

＊　写真は、カラーで、にこやかな写真として下さい。
＊　名前などは、パスポート申請と同じく、正しいヘボン式ローマ字で書いて下さい。
＊　医師の診断に落ちがないか、サインなど不備がないか確認してください。
＊　２部を地区へ送付下さい。（送り先－地区通信担当）

〔英文証明書〕　学校の成績証明書・医師の健康診断書（投薬がある場合）は、相手地区への Application に添付します。英文で作成して下さい。当地区から同封して相手地区へ送ります。

〔写しとファイル〕

Application をはじめ、すべての文書は、必ず写しをとり、クラブ事務局にファイリングして、判り易くしておいて下さい。

〔研修会への参加〕

派遣学生の研修は出発までに６回行います。プログラムの趣旨、基礎的な適応指導、渡航申請指導などを行います。また派遣候補者による英語と日本語でのスピーチなど、実践的な研修を行ないます。

研修会には、地区委員の他、ROTEX（帰国学生）も参加し、派遣先での体験談やアドバイスなどを話し合います。

〔確認書の提出をもって手続き開始〕

第１回研修会で、派遣予定者と保護者は「確認書」へサインをして提出して頂きます。地区委員会は「確認書」を受理してから、つまり候補者の意志を最終確認してから、交換手続きをはじめます。

＊　提出先－ガバナー事務所

〔交換地区の決定〕

クラブの青少年奉仕計画による、姉妹クラブとの交換などの意見・希望を尊重しますが、どの地区・クラブとの交換となるかは、当地区と相手地区とで協議します。最終的には、地区ガバナーの承認により決定されます。

〔クラブ例会への招待〕

派遣候補者には、ロータリークラブの例会に参加させて下さい。派遣先で日本のロータリーのことを質問されます。どのような奉仕活動をしているか、クラブ運営はどのようにしているか、「百聞は一見にしかず」です。

（５） 交換段階

〔受入学生の Application が来たら〕

地区から「交換学生受入要請」とともに、受入学生の Application を送ります。受入学生は、クラブの予定ホストファミリー・予定学校の条件を聞いて検討しますが、男女など希望に添えないことがあります。クラブ担当委員長は高校と協議し、ホストファミリーを決定し、理事会の承認を得て下さい。

Guarantee Form と、一緒に送られる「受入承諾書・身許引受書・入学許可書」の合計 4 種の書類を完成し、地区通信担当へ送り返して下さい。

* Guarantee ２部とも地区へ。
* 受入承諾書１部地区へ。カウンセラー・第１ホストの住所・氏名・電話番号を明記。
* 身許引受書２部地区へ。会長サイン。
* 入学許可書２部地区へ。学校印は Guarantee と同じもの。
* 送り先－地区通信担当

〔到着空港の指定〕

Guarantee には、最寄りの到着空港を指示する欄があります。当地区では、原則とし関西空港への到着としています。

派遣学生も同様に、Guarantee に最終到着空港の指示があります。

〔相手との交信〕

相手地区との交信は、地区委員会がその責任で行います。相手クラブとの交信はクラブ会長・担当委員長名で行って頂きます。受入学生へもクラブから歓迎のメールを送って下さい。

第１ホストファミリーから、受入学生へ家庭や付近の様子、学校のことなど知らせて下さい。写真も有効です。学生達は異国へ行くことで興奮と不安の中にいます。優しく歓迎の言葉を送って下さい。

カウンセラー、ホストファミリーの決まった派遣学生には、メールを出すように指導して下さい。スナップ写真なども送り、到着空港で見つけ易いよう配慮ください。

（６） 出発段階

〔渡航ビザ申請と書類〕

相手地区から Guarantee Form が来たら、就学ビザ取得の手続きに入ります。派遣学生へ直接、就学ビザのための書類（アメリカでは DS2019 等)や保険申込の書類が来ることがあります。これは国によって違います。“Rules & Regulations”なども来ます。すぐに地区通信担当へ連絡するように指導下さい。

パスポート、ビザなど渡航手続きは、派遣学生と保護者の役割ですが、クラブでも支援して下さい。判らないことがあれば、地区委員会へ問い合わせて下さい。

* 地区通信担当の指示に従ってパスポートを申請して下さい。
* 相手地区から指示された追加書類はすぐに記入して下さい。
* 渡航費用・保険加入料金は保護者負担です。地区指定旅行会社へ直接支払下さい。

〔保険について〕

保険に関しては、事故によるけがおよび疾病に対する、医療および治療（歯科を含む)、死亡の場合（遺体の本国送還を含む)、身体障害／四肢切断の場合の現金給付、緊急医療移送、緊急訪問費用、２４時間緊急援助サービス、法的賠償責任（学生のいかなる行為または青少年交換プログラムに関する不作為を補償する）などが含まれます。学生が母国を出発する時点から帰国する時点までの期間、有効なものでなくてはなりません。RI が認めた受入国指定の保険には必ず加入し、当地区指定の保険への加入も推奨します。

〔出発フライトは集団方式〕

出発および帰国の航空便は、地区指定旅行会社により準備することを基本とします。保護者独自で航空券を用意されることを拒否はしていませんが、地区委員などロータリーの関係者が見送りに参加することから地区委員とスポンサークラブと相談の上、航空券を用意ください。

〔名刺とバッジとバナー〕

* 派遣学生には地区から名刺を 100 枚用意します。
* 地区から小型の交換用（プレゼント用）バッジを 100 個用意します。
* 地区から大きな国旗１枚用意します。派遣先で他地区から来た交換学生との交流で有効です。
* クラブから派遣学生にクラブバナーを５本程度渡して下さい。
* 派遣学生出発の時、会長から相手クラブ会長へ親書を持たせて下さい。

〔歓送会で激励を〕

出発前、派遣学生をクラブ例会に招き、激励して下さい。この時にクラブバナーなどをお渡し下さい。受入学生の歓迎会にはホストファミリーと、可能なら高校の担任の先生、友達も招待ください。

〔地区の壮行会〕

一年間海外で生活する仲間として団結を目的として、出発直前に地区委員会主催の壮行会を持ちます。この時ガバナーから激励のアドレスが行われます。

（7） 受入段階

〔受入学生・スポンサークラブとの連絡〕

受入学生及びスポンサークラブ宛に受入れ決定の連絡をし、交信を始めて下さい。また、学生から来たメールには必ず返事を出して下さい。来日する学生たちは 15 歳～18 歳の子供達です。それぞれ心配しているはずです。

〔受入学生の来日便〕

相手地区から地区委員会へ入る情報と、スポンサークラブや本人からのホストファミリーへの情報の２ルートでキャッチし、互いに付き合わせて正確を期します。

〔空港への出迎え〕

各クラブ、ホストの出迎えは指定空港（関西空港を原則とする）で出迎えます。地区委員も立ち会います。空港での引き取り以後は、学生の安全についての責任はホストクラブになります。

〔出迎えは賑やかに〕

到着第一印象が大切です。地区委員も出迎えに向かいますが、ホストクラブ委員・カウンセラー・第１ホストの他、第２以後のホスト、帰国した交換学生など、できるだけ賑やかに迎えて下さい。大きいプラカードなども有効です。

〔到着したら家へ電話を〕

到着したら、すみやかにホストファミリー宅へ帰り、学生の自宅へ連絡をさせましょう。

派遣学生も到着したら、自宅の両親へ連絡するよう指導しています。保護者には、派遣学生から無事到着の連絡があったら、クラブ・地区担当委員へ連絡するように、伝えていますが忘れてしまう方もいますので必ず確認して下さい。

〔スケジュールを教える〕

到着したら受入学生に地区・クラブの研修や行事など、滞在中の概略スケジュールを教えて下さい。

〔エクスカーション費〕

地区委員会主催のエクスカーションを、年２～３回行います。受入学生には、来日前にメールで、エクスカーション費用として、25 万円を来日後に支払うよう指示しています。受入学生には、最初の研修

会の時に振込先記載用紙を渡しますので振り込むように指導下さい。

〔緊急用持参金等の持参を確認〕

受入学生は緊急時用に５万円を持参してきています。確認しクラブで預かることを推奨しています。

緊急用持参金は留学期間内に掛かった費用があれば清算し、残金を帰国直前に本人に返金して下さい。あくまで緊急用資金です。

〔ルール・レギュレーション〕

受入学生には“GENERAL RULES AND REGULATIOPNS(規則・基準)”を送り、本人と保護者のサインをして持って来るよう指示しています。地区オリエンテーション時に持参させてください。

〔１週間以内に外国人登録を〕

入国時に空港で在留カードが交付されます。１４日以内に居住地の市区町村の窓口にて居住地を登録（住民登録）して下さい。在留カードは常に携帯することになります。在留カードはパスポートの代わりになります。出国時、空港のイミグレーション（出入国管理）で返還します。カードがないと出国ができなります。なくさないように注意して下さい。１６歳未満の学生は、在留カードの有効期限が１６歳になる前日となっています。６か月前から更新ができますので、余裕をもって手続きをして下さい。

〔国民健康保険の加入〕

住民登録と同時に国民健康保険に加入して下さい。国民健康保険は３ヶ月滞在する外国人にも加入が義務化されております。保険料は、クラブで負担していただくようお願いします。

住民登録の際は、世帯主を本人とし、前年度収入がゼロになることで、減免処置が利用できます。市町村の窓口で相談して下さい。

〔RIJYEM 保険（JI 傷害火災保険)〕

受入学生は、当地区の指定した RIJYEM 保険に加入して来日してきます。ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険を使用し、窓口で 3 割の自己負担分を支払った後、RIJYEM を通じて JI（ジェイアイ）傷害火災保険会社へ自己負担分の保険金請求手続きを行う仕組みになっています。その際、医療機関で支払った自己負担分の領収書が必要になります。

〔マイナンバーの交付〕

日本へ移住の外国人にもマイナンバーが交付されます。下記の手順で処理して下さい。

＊　来日学生の住民票住所に、簡易書留が届きます。
　　内容は、「マイナンバーの通知カード」と「マイナンバーカード交付申請書」です。
＊　「マイナンバーカード」を取得するかどうかは、任意となりますが、国民健康保険の被保険者証が廃止されたことから、マイナンバーカードは取得することをお勧めします。
＊　受入学生が帰国する場合には、外国人登録抹消、国保脱退、そして通知カード失効の手続きを行って下さい。
　　各自治体によって対応が一定ではないようです。申請時に窓口で確認をお願いします。

〔パスポート・航空券は預かる〕

パスポート・航空券は帰国時まで、必要ではありません。安全のために、クラブが預かることを推奨します。帰国便の予約手続きは学生自身で行わせて下さい。

〔学校の入学手続き〕

ホストクラブは、入学する学校に受入学生、カウンセラー、ホストファミリーと同行し、挨拶し入学手続きや教科書・ユニフォームを買い(学校によっては貸与することもあります)カリキュラムのこと、修学旅行などについて打ち合わせて下さい。

〔クラブでの紹介とスピーチ〕

受入学生が来たら、クラブ例会で全会員へ紹介して下さい。受入学生は、ロータリークラブでのスピ

ーチを義務付けられています。ただし、到着直後ではなく、少し日本語も上手になった頃に機会を与えて下さい。

毎月第１例会など定期的にクラブ例会には出席させるようにし、予め学校の了解を得て下さい。

例会に招くことは、第２以降のホストファミリーの会員に馴染ませたり、その学生の生活状況を知る為の機会です。多くの会員に関心を持って頂くように配慮下さい。

歓迎会等を催す場合は交換学生に相応しい内容とし、派手にならぬように配慮下さい。

〔地区・クラブの行事〕

地区又はクラブの行事には努めて出席させて下さい。地区大会、オリエンテーション、交流会は出席が義務になっています。地区大会参加の登録料は免除されています。

〔補助金の送金〕

受入の早期打ち切りがあり得ます。補助金は６ヶ月に１回まとめてクラブの口座へ地区委員会会計から振込ます。早期打ち切りの際は返金ください。ガバナー事務所から予め口座番号など聞きますが、変更の際は、すぐに知らせて下さい。

〔小遣いの渡し方〕

受入学生へは、毎月小遣いを渡して頂きます。小遣いの額は地区一律の 10,000 円を厳守して下さい。カウンセラーから渡すのが通例です。例会揚で会員の見ている前へ呼び出して渡したりしないで下さい。

小遣いは、月の途中の来日・離日でも、日割り計算はしていません。地区からの補助金も１日でも１月分として送っています。

〔マンスリーレポート〕

受入学生には毎月レポートを、カウンセラーに出すよう指導しています。カウンセラーは内容を読みサインをして YESS システムにアップロードして下さい。

派遣学生にも、レポートを YESS システムにアップロードすることを義務付けています。受入学生・派遣学生のマンスリーレポートは YESS で地区委員と各クラブが共有します。

〔ホストは奉仕〕

ホストはあくまで奉仕です。ホストファミリーへの報酬はありません。カウンセラーとホストファミリーへの感謝の気持ちは、歓迎例会や最後の送別会へ招き、クラブの会員全員で表して下さい。

〔スマートフォン・携帯電話〕

スマートフォン・携帯電話は、学生の安否確認や緊急時の対応のため、学生に所持させ、いつでも連絡を取れるようにさせてください。ついてはスマートフォン・携帯電話の最低限の通信費用はクラブで負担していただきますようお願いします。

（８）　受入学生の帰国段階

〔帰国と離日便の把握〕

帰国のスケジュールについては交換の期間が終わる前にクラブ担当者とホストファミリーと本人で決定し、航空券の手配は学生自身で行うよう指導下さい。

帰国のスケジュールが決定したら、地区委員会、受入学生の家族へも知らせるように指導下さい。

〔帰国・離日時の荷物〕

帰りは荷物が多くなります。空港でオーバーチャージを払う羽目にならないよう事前に船便等で送るように指導下さい。送料は自己負担です。楽器・武道具など大型・特殊な荷物は、事前に航空会社の許可が必要です。帰国時の無料航空貨物は通常約 30 kgまでです。ただし航空会社よって異なります。

※送料・オーバーウェイトは個人負担です。事前に航空会社へ問い合わせて下さい。

〔歓送会と修了証書・感謝状〕

受入学生の帰国便が判る頃に、地区ガバナーと地区委員長のサイン入りの修了証書と、カウンセラー、ホストファミリーへの感謝状を、地区からホストクラブへ送ります。会長にサインして頂き、送別会などで渡して下さい。

クラブからみやげ物を贈る場合は、高価なもの、大きすぎる物、破損しやすい物を避け心のこもった物をプレゼントして下さい。

〔パスポート・航空券等の確認〕

カウンセラーまたはクラブ担当委員が預かっている場合は安心ですが、帰国前に確認下さい。

〔外国人登録と国民健康保険〕

帰国する前日には、外国人登録の抹消と国民健康保険の解約を行って下さい。

〔受入学生の見送り〕

空港へはクラブ担当者はホストファミリーと共に必ず見送って下さい。送別会、見送りは派手にならないよう配慮下さい。

〔帰国してから〕

ホストクラブはホストファミリーの方々と反省会を開き、経験談など記録に留めておいて下さい。

帰国した学生から手紙がくる場合と、全くこない場合があります。来た手紙は例会で発表して下さい。また、来ない場合でもその国情、習慣ですから責めないで下さい。心では感謝しているはずです。

（9） 派遣学生の帰国段階

〔帰国と離日便の把握〕

派遣学生へはホストクラブと相談し、現地で帰国便を決めて予約をします。報告書等で知らせてきますが、スポンサークラブや保護者に連絡があった場合は、地区委員会へ知らせて下さい。

〔派遣学生の帰国出迎え〕

地区委員会は出迎えには行きませんので、帰国を地域担当委員に知らせて下さい。時々帰国しても地区へもクラブにも知らせない派遣学生、保護者がいます。必ず知らせるよう指導下さい。

〔帰国報告会と報告スピーチ〕

帰国後、できるだけ早い時期に、帰国報告スピーチをさせて下さい。また帰国学生には、感想文を書くよう指示しています。それらをまとめて地区委員会で帰国報告書を作成しています。

（１０）日常的事務

〔連絡の責任者〕

地区委員会はガバナーのオフィサーです。募集等の公式文書はガバナーと連名で会長宛に行います。研修・渡航手続き等、実務上の連絡は、地区委員長、各担当委員長名で、クラブ担当委員長へ行います。実務連絡は重要です。担当委員長は関係者へ迅速・確実に連絡して下さい。

〔事務作業の負担〕

ホストファミリーに負担がかかり過ぎないように、事務的なことはすべて委員会で処理して下さい。

Ⅳ. クラブの心得

青少年交換プログラムは、交換学生に素晴らしい機会を与えることはもちろんですが、クラブ全員にまたとない、身近な国際奉仕の機会を提供します。機会をつくるのが担当委員長の奉仕活動です。それは国際関係について実践的に体験する機会です。外国との付き合いは、特別に難しいものではありません。しかし、独特の問題を理解しておかねばならないことも確かです。

青少年交換プログラムは、学生にとって、平坦で楽しい場面ばかりではありません。学生は、両親の下を離れ、母国と全く違う環境で生活と慣習の中で暮らします。不安もあれば誤解や苦労、そしてトラブルも起こります。しかし大多数の学生は、厳しい選考を経て、適応指導を受けてきた学生です。順応性を持ち、困難に立ち向かい、精神的にも成長する素質を持っています。

国際関係は、言葉や習慣の違いは勿論ですが、海を隔てて、情報が不足しているというのが特徴です。あれこれ憶測して行動すると、間違いが起こり易くなります。インターネットなどで情報を入手して下さい。このプログラムで「コミュニケーション」が最も重要であるゆえんです。

1. 計画策定の心得

青少年交換は、派遣・受入学生とその家族の私的な問題ではありません。ロータリーの青少年奉仕の事業であり、クラブの奉仕活動です。クラブとして、特に担当する青少年奉仕部門の活動方針と実施計画を入念に検討ください。

〔活動実施計画の策定〕

次年度委員長が決まって、クラブの「活動実施計画」を策定するのは、通常２～４月頃になります。その時には“夏交換”は既にすでに派遣に向けて研修・手続き中です。従ってこれらの派遣・受入を担当する「計画」は、次年度の“夏交換”が対象になります。クラブの青少年奉仕活動のポリシーに従って、交換を計画するか、また予算に関連して交換人数を何人にするのかが計画の基本になります。

－姉妹クラブ短期交換など－

クラブが実施する短期交換等に関しても、当地区青少年交換委員会を通して実施する必要があります。必ず届け出をお願いします。

〔受入学生のためのプログラム〕

青少年交換プログラムは、1 年間受け入れて世話をする“受入学生”の対策をしっかり作ることが肝要です。ホストファミリーと受入高校を決め、それらの関係者と協議し、１年間の概略プログラムを作成下さい。その理由と方法は後述しますが、ホストファミリー任せ、高校任せでは、受入学生にとって有意義な１年にならないだけでなく、クラブも何のための奉仕か意味がなくなります。

2. 手続きの心得

〔ルールを守りましょう〕

このプログラムはロータリーの「青少年奉仕」の精神によって行います。クラブ担当委員長はじめ、担当者は、派遣・受入学生への奉仕を通じて、国際理解と友好を増進する、立派な青少年奉仕また国際奉仕活動です。ただしこの国際間の実務も、一種の外交であり外交折衝です。このプログラムの定めているルールに則り、交渉の責任は次のようになっています。

①相手地区委員会との交渉は、地区委員長の責任で、地区通信担当が行います。メールで公式の交渉文書を送ります。

②スポンサークラブ(同時にホストクラブでもある)は、地区委員会間の交渉によって決まった範囲内で、相手クラブとの交渉を、会長の責任で担当委員長が行います。

クラブが、双方の地区委員会を経ないで、クラブ間で派遣・受入交渉をしても、正式な交換計画ではありません。ホストクラブの変更や早期打ち切りなど、交換計画の変更は、地区委員会の承認を受け、双方の地区委員会で合意しなければなりません。勿論、スポンサークラブ或いは、派遣学生・保護者が、ホスト地区委員会、ホストクラブ、ホストファミリーへメールを出し、感謝の言葉を述べたり、自分達のことを知らせたりするのは自由ですし、形式はありません。

要するに、約束したこと約束されたことを変更するには、約束できる責任者へ戻すという常識的なルールを守ることです。

〔公式書類は充分チェックして〕

Application Form、 Guarantee Form などは、記入もれがないか、サイン(青インク)の落ちがないかチェックして、地区通信担当へ提出するようにして下さい。

〔実務作業は迅速に〕

青少年交換の不文律では、外国からのメールや文書には、3日以内に返事を出すことになっています。すぐに返答できないような問題の時も、メールや文書を受け取った、何故すぐに返答できないのか、メールで出して下さい。同様に、地区内の連絡も敏速にして下さい。但し、国によっては、長期休暇などで返事がなく、間際になって Guarantee を送ってくる所もあります。先ず、我々が迅速に処理しその上でこちらの都合も伝えます。Ｅメールは時差を気にせずに送れて便利です。

〔上手な英語である必要はない〕

青少年交換計画の公用語は英語です。英語圏以外でもすべて英語で通信します。通常の交信に上手な英語を使おうと努力する必要はありません。先方からの手紙でこのプログラムでよく使う言葉が判ります。それを拝借してもよいのです。必要なことは簡潔に礼を失しない程度に述べることです。サインと日付だけはちゃんと書いておくことです。また、できるだけ判り易く書くよう心掛けて下さい。

〔クラブ事務局の理解と協力を〕

このプログラムでは事務局員の理解が大事です。送信した手紙類（メール）もコピーをとり、公式書類の控えとともに、事務局にファイルしておくことをお勧めします。後日、何かの問題になった時、証拠となりますし、事務局が刻々の状況を知り、関係者からの問い合わせに返答することができるようにしておくためにも有効です。

〔会員・保護者・学校へのインフォメーションを〕

青少年交換という、ささやかな奉仕活動を通じてクラブ会員が外国人や外国のロータリークラブとの関係性を知り、理解を深めることがこのプログラムの重要な目的の一つです。ホストファミリーやカウンセラー任せにしたり、派遣学生と保護者だけの問題にしてはなりません。クラブ担当委員長から、交換計画の進行状況－派遣学生の出発日程、受入学生の到着便など、常に状況を会員に知らせ、協力を求めることも重要な仕事です。

派遣学生がロータリアンの子弟でない場合、手続き進行状況を知らせ、心配されないよう配慮することは特に大切です。学校の担任の先生との連絡も怠らないようにして下さい。

3. 選考の心得

当地区委員会は“広く機会を提供し、厳しく選ぶ”方針で活動しています。募集要綱にありますように、会員の子弟、インターアクトクラブ、地域の高校に呼び掛け若者達に応募の機会を提供して下さい。

〔第１次の選考はクラブで〕

派遣学生の選考にあたっては、クラブレベルと地区レベルで保護者を交えた個人面接を含む選考手続きを踏まなければなりません。

クラブで第１次選考として応募者と保護者に面接し、計画数また順位を付けて地区へ推薦して下さい。

クラブでの面接・選考は地区での選考のリハーサルとして有効です。帰国した先輩、青少年交換学友会（ROTEX）によるテストも効果的です。

〔順応性のある、明るい性格の子が望ましいのです〕

選考は、本人の意志と意欲を第一にします。語学力もさることながら積極性を重視します。学校推薦の場合、学業成績が重視されるのはやむをえませんが、成績より性格を見るようにしています。また、保護者への依存度（自立性）など親子関係も重視します。

会員子弟の場合でも、両親・兄弟や祖父母など、本人をバックアップして頂けるかよく調べて下さい。

〔相手地区・クラブにも選考権がある〕

交換ですから当然相手側にも選ぶ権利があります。当地区での選考に合格して、正式の Application を送って相手の審査を待ちます。相手から Guarantee が来て始めて派遣学生になります。相手方の審査に通らない場合も想定されるため、対外的な発表はなるべくその後にして下さい。

4. 受入の心得

(1) 一般的な心得

〔先ず温かく迎えましょう〕

青少年交換学生は身体が大きくても未成年者です。殆どの学生は初めての異国へ来て不安で一杯です。「よく来た。Nice to meet you！ Welcome!」と、しっかり受けとめてあげて下さい。また、慣れてきても、母国でのように友達は大勢いません。受入学生を孤独にしないよう十分に配慮下さい。

学生の第一の拠り所は、ホストファミリーとホストクラブです。我が子と同じように「可愛がり」ましょう。先ず、スキンシップです。

〔賑やかに出迎えましょう〕

到着空港への出迎え、その最初の印象が大切です。第１ホストファミリーだけでなく、全ホストファミリー、クラブ担当委員が揃って、盛大に出迎えて下さい。青少年交換学友会（ROTEX）がいたら同行させるなど工夫して下さい。プラカードを作り、受入学生が見つけ易いように配慮して下さい。

〔クラブ挙げてホストを〕

ホストファミリー任せですと失敗します。派遣学生の家が預かるのは当然という空気がクラブにあれば、学生は敏感にそれを感じます。例会や街で見掛けたら、気さくに声を掛けて下さい。ロータリーが見守っていることを感じたら、学生は心強く元気になります。全会員でホストして下さい。

〔ホストファミリーの選び方〕

第一ホストファミリーには、同年代の子供がいる、賑やかな家庭が望ましいです。隣近所とのお付き合いの多い家庭も望ましいです。

英語が話せる必要はありません。むしろ日本語で押し通した方が、早く日本語を覚え、友達もでき、学校も楽しくなります。日常生活では英語を使わないようして下さい。第一ホストファミリーには、日本語を教え、ルールによるしつけをお願いします。学校のご協力を得て、会員以外の家庭で、第二・第三ホストをお願いしても良いです。最終ホストは帰国準備の仕事もありますので、担当委員か会員の所が良いです。

〔通学優先でホストファミリーを選びましょう〕

あまり通学距離が長くなると、部活動で友達をつくる機会が少なくなり、危険に遭遇するおそれも増え事故の確率が高くなります。夏期休暇中などは別として、なるべく学校に通学し易い範囲で、ホストファミリーを選んで下さい。都市部やテリトリーが大きいクラブでは注意下さい。

〔親密になるホストファミリーを見つけさせましょう〕

３～４軒のホストファミリーを用意することは、受入学生が幅広く日本の文化を学ぶの機会を得るだ

けでなく、その中に最も親密に「家族の一員」になれるホストファミリーを見つけるためです。

人と人には「相性」があります。学生とフィーリングの合うファミリーが出来たら、そこに続けていてもよいし、そこに戻ってもよいのです。一軒の特に親しくなれるファミリーを見つけさせあげて下さい。要するに、徹底して学生とホストファミリーの身になって奉仕して下さい。

〔家族の一員です〕

学生は“お客さん”ではありません。自分の子供と同じように接して下さい。しきたりを教え、家事の分担も決め、自分のお湯飲み、歯ブラシ置き、冷蔵庫に自分用の飲み物を置く権利も平等に。結婚式や法事にも同じように出席させて、たいへん良かったというケースもあります。オーストラリアやアメリカは、様々な民族が集まっています。そこでは皆、独立しています。だから家族が絆となります。オトウサンも夕食には家族と団欒を共にして下さい。

〔会員のホスト援助を〕

ホストファミリーの都合により、１～２日とか、夏休み中に数日を他の会員家庭が臨時にホストしても良いです。ホストファミリーが負担になり困らないように配慮下さい。この方法を発展させて、クラブ会員で、ホストファミリーサポートチームを編成する方法が紹介されて広まっています。奉仕の機会を分かちあい、ホストファミリーが疲れないよう、クラブ挙げての支援して下さい。

〔予備のホストファミリーを〕

いつでも対応可能な予備的なホストファミリーを１家庭、常に確保しておいてください。

〔カウンセラーは学生とファミリーの相談相手です〕

カウンセラーは受入学生が「家族の一員」になれているか、ホストファミリーがもてあましてはいないか、双方の話を聞いて下さい。慣れてくると、甘えや横着さもでてきます。甘やかしも出てきます。ルールや規則は学生の安全と、本分を全うするためにあります。注意や意見も必要です。女の子には、カウンセラー夫人や、女性の青少年交換学友会（ROTEX）の助力がありがたいです。カウンセラーはあくまで「相談相手」で、ホストファミリーの領分を侵さないように十分配慮下さい。

〔日本語の習得〕

ほとんどの受入学生は、来日前の日本語教育は受けていません。来日後、英会話スクールなどで、日本語会話のレッスンを希望する場合、費用は原則として本人負担ですがクラブの都合でクラブが負担をしても結構です。日本語教育の教科書や辞書をクラブからプレゼントしも良いです。例会での日本語によるショートスピーチも日本語の勉強の良い機会です。

〔アルコールの禁止〕

青少年交換学生はドラッグやアルコール飲料、喫煙を禁止されています。クラブの歓迎会・懇親会などで、お酒がでる場合には、欠席させる方が良いですが、出席させる場合は、予め本人と会員によく案内して下さい。学生にお酒を注がせるようなことは、絶対にしないで下さい。

〔交換学生の相互訪問〕

近くに交換学生が居る場合は、交換学生同士で会う機会が多くなりますが、それは奨励できません。交換学生の目的からも、日本人学生と友達になる方が大切です。交換学生同士が連絡をとったり、訪問の約束をして、ホストファミリーが困ることがあります。

外国人は誕生日のお祝いを大切にします。誕生日パーティを禁ずる必要はありません。日本人学生の友達を主に呼ぶなど、学生本人とも十分に話し合って下さい。クラブ活動など通じて、良い友達が見つかるよう援助して下さい。

〔地区のエクスカーション〕

地区委員会は、年間に２～３回エクスカーションを計画しています。交換学生同士あるいは、帰国した日本人学生や派遣予定学生との交流を行います。受入学生には、その費用(250,000 円)を徴収するこ

とにしています。積極的に参加するように指導して下さい。

〔旅行の注意〕

青少年交換学生の地区外への旅行は、地区委員長の許可が必要です。これは安全と責任のためです。

地区委員長が許可する条件は、ホストクラブの会員やホストファミリーなどしかるべき保護者と一緒であること、学校の修学旅行など、責任がはっきりしていることです。地区内であっても交換学生単独、また交換学生同士だけでの旅行は禁止です。地区主催のエクスカーションや地区大会への参加のために町から出る時も、クラブの会員か、地区委員などが同行して下さい。

詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔国外への旅行〕

学校の修学旅行で国外へ行く時は、なるべく早く地区委員会へ知らせて下さい。海外にいる期間は交換プログラムから外れ、私たち地区ならびにクラブの責任外になります。相手地区ならびに母国の保護者の了解を取る必要があります。詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔母国からの両親などの訪問〕

家族などが滞在中の交換学生を訪問するのは、滞在期間の終わる３ヶ月前から２ヶ月間にしています。家族と一緒に日本国内を旅行する場合も地区委員長の許可が必要です。詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」ご確認ください。

〔ロータリーの会合への参加〕

例会への出席、地区主催のエクスカーションや地区大会への参加などを支援して下さい。参加できるように、学校にはあらかじめ理解を得ておいて下さい。例会へ出席して、その日はそのまま家へ帰るというのではなく、遅れてでも学校へ通学させてください。学校への出席も最優先です。

〔ロータリーの奉仕活動への参加〕

プログラムの目的から奉仕活動への参加は重要です。地元の福祉施設でのボランティア活動に参加した学生もいます。インターアクトクラブの活動に参加するのも良いです。クラブのニュースや地元新聞に活動の模様を紹介されたら、それを渡して下さい。学生のスポンサークラブへのよい報告になります。

〔危険からの保護〕

交通事故などの危険の他、良くない友達との付き合いから守ることも大切です。外国人の若者だけを対象にした宗教もあります。街で急に英語で話し掛けられ、付いて行き抜き差しならない事態になったケースも起こっています。クラブの会員はじめ、町の人が見守っていること、知らない人と会っていたりしても、カウンセラーやクラブ担当委員へ、早く情報が入るようになっていることが、学生を危険から守る最良の条件です。来日してすぐに、地元の警察署へ挨拶に連れていっているクラブもあります。

〔健康管理の注意〕

学生の健康管理も大切です。費用はクラブで負担し会員の医師に協力を願い、年間通じてホームドクターのように診て頂くと良いです。

〔学校との連携〕

受入時に高校の校長先生、担任の先生と編入される学年やカリキュラムについて、ホストファミリーとともに打ち合わせ、本人によく理解させて下さい。受入中は学校と定期的に連絡を交わし、問題がないか把握して下さい。

(2) 年間計画の心得

〔なぜ計画が必要か〕

受入学生を巡っての大きな「問題」に、ホームシックと受入学生同士が連絡をとり合い、頻繁に相互

訪問することで、学校や地域に馴染めないという問題があります。

経験豊かなクラブでは、解決方法は「忙しくすること」と言われています。「計画」は問題解消策という消極的な意味だけでなく、次のような積極的な目的があります。

① 受入学生が青少年交換学生として、1年間の滞在で意義のある成果を得ること。
② クラブとして国際理解と友好の意義ある1年間とすること。
③ クラブ会員と地域社会の人々に国際的な奉仕機会を提供すること。

〔計画の立て方〕

青少年交換プログラムは、クラブ・ホストファミリー・学校の三位一体の事業です。三者が集まって、年間カレンダーを作ってください。

受入学生に日本を多く知ってもらうために、旅行、見学等を年間計画に組み入れてください。しかし費用が多くかかるような、ホストファミリーのご負担にならないよう留意してください。

例えば、

① クラブ　:空港への出迎え・見送り、地区大会、地区主催エクスカーション、クラブ例会、家族会、各委員会の奉仕活動への参加など。
② ファミリー:家族の誕生祝い（本人の誕生祝いも）、家族や友人との旅行、地域社会での運動会・祭りなど行事への参加など。
③ 学校　:毎日のカリキュラム、テスト、運動会、文化祭、部活、修学旅行など学校行事。

〔計画を説明する〕

来日したらすぐに、クラブカウンセラー又は担当委員長から学生に年間プログラムの概要を教えて下さい。始めですから英文も付けて下さい。何かリクエストがあるかも聞いて下さい。実行できることと、できないことがあります。できないことはできないとはっきり言って下さい。

〔毎月の計画〕

最初は詳しく分からず、概要になりますが、学校へ行きはじめクラブ活動など学校行事も加わります。、「○月のプログラム」など、学生に示し予定させて下さい。

〔より大きなプログラム〕

市長訪問・一日駅長など、地域よって交換学生の出番があります。クラブ挙げて、地域を挙げてホストすることで、学生にとって“若い使節”としての役割を果たし、国際親善の成果とになります。

〔新聞・テレビに出す〕

市長訪問などは当然マスコミも取材して記事になります。アメリカの学生を地元テレビ局が、一年間密着取材し特別番組にしたこともあります。ロータリーの立派な広報活動でもありますし、学生にも良い記念の記録になります。逆に派遣学生も同様の経験し、新聞などを持ち帰ってきます。

5. 派遣の心得

〔地区主催の研修会などに参加させて下さい〕

ロータリーの奉仕活動や会合への参加は交換学生にとって得難い経験となります。このプログラムが単なる留学ではなく、国際ロータリーの推進する、国際理解と友好を通じて、世界平和に貢献する輪を拡げるものであることを、身をもって体験することができます。エクスカーションでは、世界各国からの交換学生と、友情を深める機会になります。

〔国旗・国歌の教育〕

地区主催の研修会では、国旗・日の丸を掲げ、国歌・君が代を歌います。どの国でも、国旗と国歌に敬意を表します。ロータリーは政治的にではなく、あくまで国の文化の象徴として大切にすることを教えます。お互いの文化を尊重することは、世界平和の原点であり、異国で母国を自覚することは、世界

理解の始まりです。国旗・国歌の教育が必要なように、派遣学生の年代で、日本の固有の文化について、教えられていないことが多いです。日本と地域社会のことを教えて下さい。

〔メールでの交信を積極的に進めて下さい〕

相互の連絡は、原則として、地区委員会は地区委員会同士で、クラブはクラブ同士で、家族は家族同士で進めます。地区委員会は、交信地区相手が多く、相手クラブへまでメールを出すことはありません。

順序として、交換地区が決まり、Guarantee が来るとホストクラブが判ります。第一ホストファミリーが未定の場合など、クラブはクラブへ尋ねて下さい。

〔相手地区委員会からは、規則や手続きを直接本人に知らせてきます〕

当地区の地区委員会を通じることもありますが、大抵は本人へ直接、ビザのための追加書類・予防注射・保険・ツアー費用・到着日・ガイダンス予定など知らせて来ます。地区の担当委員長、地区通信担当に相談するなどして、間違いなく返答し、準備するよう指導して下さい。何事も、先ずクラブに知らせるよう指導して下さい。

〔保険はダブルで掛ける〕

ロータリー青少年交換では、国際ロータリーが定めた補償範囲、補償額以上で、かつ受入地区の認めた旅行保険に入る必要があります。多くは受入国側の指定の旅行保険に入ることになります。しかし、保険制度は国により異なります。カバーの範囲の違いや、保険金受け取りの手続きの違いなどがあります。当地区では、カバーの範囲や手続きの違いを補うために日本の旅行保険とダブルで入ることを推奨しています。

〔渡航の日が迫ってきたら、連絡を緊密にして下さい〕

到着指定空港は、Guarantee に記載してあります。地区通信担当が心得ていますが、突然変わることがあります。相手からの通知に注意し、地区通信担当に知らせて下さい。到着日は相手からからの指定を最優先して航空券を手配します。

〔派遣学生の保護者との連絡を〕

保護者はやはり心配されています。クラブ担当委員は、定期的に保護者と会い、問題が起こっていないか話し合うようにして下さい。

〔帰国後のフォロー〕

交換学生は、帰国後もロータリーの行事に参加する権利と義務を持っています。地区では「帰国報告会」を催します。また「帰国報告書」を出し、支援した地区内全クラブに報告します。クラブでも例会での報告スピーチが義務付けられています。その他、クラブの催しに招き、学生達が得てきたものを、伸ばすように配慮下さい。地区でも、受入学生のエクスカーションへの奉仕、地区大会への参加を用意します。その場合の交通費等をクラブで支援して頂くようお願いします。

6. 学校との交渉と協力

青少年交換プログラムは、クラブ・ホストファミリー・学校の三位一体の事業です。交換学生は高校への通学が義務付けられています。高校から「受入学生」の入学許可を受けることはホストクラブの責任です。

各府県教育委員会とも公立高校で、学生の海外留学、外国人学生の受け入れに積極的ですが、最終決定は学校長に委ねられています。また高校によっては学科主任や職員会議の合意が条件になります。

その他、派遣・受入に消極的な高校や、逆に高校が非常に熱心で推薦が多く、ロータリアンの子弟がチャンスを失う場合もあります。

ロータリー青少年交換プログラムについても理解が進んでいます。そうした高校では、学校の主体的な方針による、派遣・受入のルールを持っています。

先ず、高校の校長先生に相談し、ロータリーと学校の条件を話し合うことが大切です。

ロータリーの青少年交換の意義やシステムを、学校長はじめ先生方に理解して頂くよう、丁寧に説明すること重要です。

〔受入学生のための高校の選び方〕

派遣学生の在籍している高校であれば、問題はないはずです。学校としては、派遣学生の代わりですから、学費免除の条件にもかないます。しかし、それが女子高校で、受入学生が男子であると、共学か男子校を当たらねばなりません。地区委員会では「変則」の一種ですが、他クラブの受入学生と代えることも検討します。地区委員会との連絡を密にして、迅速に処置して下さい。

〔基本的には“聴講生”〕

多くの高校では、受入学生を定員枠外の“聴講生”として扱います。

従って、正規のカリキュラムで、単位を取得し、卒業資格を得るのではなく、自由に科目を選択させて良いことになります。その中で幾つか単位を取得できれば、更に良いことです。担任の先生には面倒ですが、本人と話し合って科目を決めて頂くようお願いして下さい。

〔２年生に入るケースが多い〕

３年生は受験や就職を控えています。修学旅行に行かせてやりたいと、多くの受入学生は２年生に編入されます。ただ外国の学生は、学校制度の違いもり、年齢に係わりなく、高校レベルの課程を終えて、大学の入学許可を取って来日していることもあります。事前に納得して通学する場合が大部分ですが、中には日本人高校生が子供っぽく見えて不満を言う場合があります。話し合い良く理解させて下さい。

〔クラブ活動への参加〕

剣道・柔道や書道・華道などは日本を理解する上で、また本人にとって良い経験になります。スポーツや音楽も友達をつくり、良い思い出をつくる機会です。学校でのクラブ活動を積極的に参加させて下さい。この場合の費用は、原則として本人負担ですが、防具など高価な物は、学校で貸して頂けるかロータリーから援助するなど対応を検討下さい。

〔授業料と謝礼〕

公立高校では、その高校の学生が派遣される場合は、入学金・授業料は免除されています。修学旅行費などは別です。こうしたことは、始めにしっかりと取り決めて下さい。学費免除の場合、クラブから修了時に、図書券(あくまでも目安ですが５～１０万円相当。各クラブで決めて頂ければ結構です)を寄付するケースが多くあります。

帰国前のお別れ例会など、ホストファミリーとともに、担任の先生を招いて、感謝の意を表するように取り計らって下さい。

７． 問題 ― トラブルの処置

（１） 問題が起こったとき

問題は、受入学生・派遣学生の双方に発生します。

このプログラムの特徴ですが国際的な活動は、海を隔てていて情報が少ないことであります。特に派遣学生に関して起こった場合、学生からの電話やメールなど、断片的情報で憶測すると、間違いが起こり易くなります。冷静に、正確な情報に基づいて判断するようにしなければなりません。

地区の委員会は、相手地区の委員会と連絡を取り、正確な調査を依頼し、判断材料を揃えるようにします。結果的にたいしたことでなかった、ということでも先ず、地区委員会へ報告下さい。

（２） 迅速な処置と報告

しばしば、憶測による否定的な話が流通し、クラブの会員や家族にひろまります。そして問題が取り

返しのつかないまでに悪化します。無責任な噂が流れないように、担当委員会は関係者と討議し、地区委員会の協力を得て、問題の解明と処置、会員への報告を迅速に行うことが肝要です。

（3） ホームシックは正常な現象

ホームシックなることやカルチャーショックを受けることは、正常な現象です。学生達は皆、個性・個人差があります。陽気な子もあれば、内気な子もいます。多かれ少なかれ先ず、到着後１週間以内にホームシックに罹ります。軽い場合は友達を紹介し、賑やかにすることで治ります。やや重い場合は母国語を話す機会を与えてあげて下さい。

カウンセラーは、何かリクエストがないか聞いて下さい。マンスリーレポートに何か徴候がないか読みとって下さい。受入学生の中にはロータリー青少年交換の意味を知らない学生がいます。宗教など心の問題もあり得ます。問題の処理を、母国の家族と相談するのではなく、ロータリーに相談するようアドバイスして下さい。

（4） カウンセラーの役割

カウンセラーは、受入学生のカウンセリングが主たる任務ですが、派遣学生のホストクラブのカウンセラーとの橋渡しも、その役割になります。

幸い、当地区では大きな事故が起こったことはありませんが、初歩的な問題は幾つか起こっています。問題の処置はあくまでも、ホストクラブのカウンセラーに任せて下さい。カウンセラーとのコミュニケーションが上手く行かないと、派遣学生から保護者へメールなどで不満を訴えてくることから「問題」に発展する場合があります。絶えず保護者と連絡をとり、保護者の心配を取り除き、問題の早期発見に気を配って下さい。

（5） 受入学生のトラブルと処置

〔よく起こるトラブル〕 受入学生でよく起こるトラブルは次のようなことです。

① ホストファミリーが、ほったらかしである。

オトウサン・オカアサンとも働いていて、家にはお年寄りしかいないとか、甚だしい場合は、従業員宿舎に入れられていた学生もいます。お客さん扱いをすることはいけませんが、普通の家庭の団欒は当然提供されるべきです。これでは意味がない、ホストを代えてと要求されます。

② ホストファミリーが一軒だけである。

ホストとうまく気が合っている場合でも、プログラムのルール違反で、約束が違うと言う時があります。どうしても次のホストが見つからない時は、事情を話し、或いは、１日～数日間だけでも預かる家庭を探すなど、なるべく多くの家庭を経験できるようにして下さい。

③ 旅行に連れて行くといったのに約束を守らない。

東京へ出張で行くからと一緒に行こうと、クラブ会員が約束した後、中止になった等の場合、約束を破ったと受け取ります。軽く請け負わないことですが、変更する場合は、しっかりと理由を説明するようにして下さい。

④ 宴会の席で、お酒を飲まされた。

クラブの会合や旅行で、発生する場合があります。お酒の出る会合には出席させないのが原則です。例えば、ワイン工場の職場訪問で、ワインを勧められたということもあります。説明すれば判ることですが、冗談を本気で受け取られることがあります。特にまだ、日本の習慣に慣れていない最初の時期には注意して下さい。

⑤ 学校で、低学年に入れられて不満である。

通常、高校では３年生になると受験があるます。また修学旅行へ行かせてやりたいと、受入学生を２年生に編入します。アメリカなどの学生では、高校を卒業して来ている者もおり日本人の同級生が頼りなく見えます。年齢の高い学生には、地区委員会も事前に説明するようにしていますが、学校の先生と一緒に、日本の事情を説明し、納得させるようにして下さい。

⑥　東京へ行きたい。

注意が必要なのは「友達に誘われている」という場合です。「ロータリーの責任は結構だから、帰国前に行きたい」というケースもありました。その“友達”が問題で、調べてみると「東京のスナックで夜２～３時間働いて３万円になると言われた」と告白した者がいます。外国人の女子が狙われます。「日本安全論」には注意して下さい。

ホストファミリーやクラブ会員が同行し、東京ツアーをプレゼントするのは問題ありません。

⑦　どうにも日本になじめない。

学生の中には、自意識過剰、自己中心的な学生もいます。母国の家庭が複雑な学生もいます。少し内気な場合は、賑やかなホストに代わると治りますが、登校を拒否するケースもあります。外国人にも過保護や自己中心主義の人もいます。そうした学生は、なかなか日本語を憶えようとしないし、友達もできずますます孤立します。

カウンセラーに話しあって頂くことですが、地区委員会とも相談し、重症だと判断した場合は、早期打ち切りとして帰国させる場合もあります。

〔トラブルを未然に防ぐ〕

ホストマザー経験者を交えて、ホストファミリー予定者で会合を持つなど経験を伝えることは、大変有効です。初めてのクラブは、近隣の経験あるクラブから来てもらって、体験を聞くことも有効です。

親身になっての世話できるところでは、問題が未然に防げます。とにかく忙しくすることです。そして、ロータリーがみんなで受入学生を見守って下さい。声をかけましょう。

〔信頼すること〕

「本当は、日本は第２希望で、あまり行きたくなかった」といった学生もいます。問題意識のしっかりした学生にとって、逆に期待外れだという場合もあります。受入学生は、スポンサー地区での選考をパスしてきた優れた学生です。いわゆる“問題児”も、元気旺盛で意欲があるからです。彼らの才能を伸ばし、教育するのもこのプログラムの任務です。日本に故郷を見つけられるよう、援助して下さい。

（６）　派遣学生のトラブルと処置

〔よく起こるトラブル〕

派遣学生でよく起こるトラブルは次のようなことです。

①　ホストファミリーが面倒を見てくれない。

ホストファミリーとうまくいかない、といった問題です。ホストクラブのカウンセラーに相談しようとしたが、忙しくて親身になってくれないといったケースがあります。順序に従って当地区の担当委員へマンスリーレポートで訴え、相手地区委員長へ連絡し、ホストクラブの状況を調べ、最終的にホストクラブを代えてもらったこともあります。

学生がルールを外れて、日本の両親へ直接訴え、ホストファミリーや相手地区委員長へ直接手紙を出したりする場合、問題が大きくなります。

②　ホストクラブから期限までに早く帰るように言われた。

アメリカ・カナダの場合、高校は７月には夏休みに入るので、８月までホストできないというケースがあります。１年間という約束ですが、１年間＝１ School Year と間違って受け取っている場合があります。当地区の委員会から、相手地区を通じて、約束を守るよう要求しま

すが、1年近く滞在し、友達もでき、友達の家庭からホストを申し出て解決した例もあります。

③　ホストファミリーが勧めるので、滞在を延長したい。

前項と反対のケースです。滞在が1年間以内であれば、ルールに合いますしビザや航空券の期限の心配もありません。滞在先の地区大会に参加するとか、学校の卒業式に出席するためといった場合もあります。ただし、滞在1年間を越えることはいかなる理由でもできません。ホストファミリーに気に入られ、 もっと居るようにと勧められるのは良いことですし、たとえビザの延長が可能な場合でも、1年間というロータリーとの約束です。

④　家族が訪問してくるが、どうなっているのか。

これは、相手地区委員会からの苦情の一つです。アメリカ・カナダでは、派遣する学生にも「家族の訪問は、滞在最後の1ヶ月」と教育しているようです。祈角慣れてきたのに、家族が来てうまく行かなくなる場合があります。ホストファミリーの気持ちを察し、訪問には充分注意するよう指導下さい。

⑤　どうにもなじまない。

これも相手地区委員会からの苦情です。言葉を憶えようとしない。ホストファミリーと話をしない。学校へ行かない。ロータリーの会合に参加しない。要するに目的の欠如です。受入学生の場合と同じで、過保護、自己中心的な考えが原因です。最終的には早期帰国を命じられる場合があります。原因が学生にではなく、ホストファミリーやホストクラブにある場合もあります。勿論、地区委員会間で、事実調査に基づいて話し合い、時には当地区委員会から先方へ出向き、協議することにもなります。

⑥　誤解による早期帰国。

極めて稀な例ですが、到着直後、まだ言葉が不自由な時、「帰りたいのか?」と聞かれて「イエス」と言ったことを真に受けたり、日本での受験戦争のこと話したら、心配して「早く帰って、勉強した方がよい」と帰国便の手配をされてしまったこともあります。

地区委員会間の了解なしに帰国便を用意してしまうのは問題ですが、文化や習慣の違いで深刻に受け取ってしまうことがあることを理解ください。

〔憶測で判断したり、行動しない〕

繰り返しますが、海外との間には時間的にも、言葉の壁もあり情報が不足し偏りがちです。情報不足のまま、勝手に憶測で行動しないことです。先ず正確な情報収集に努めることが必要です。それにはルールに従って相手地区に事実調査を依頼するなど、手立てを踏むことが重要です。

〔保護者の心配が問題を問題にする〕

派遣学生の保護者は、心配と子供を離した寂しさで、過敏になることは当然です。

派遣学生から保護者へ何か言ってきたら、先ず気を静めて、「派遣学生マニュアル」を読み返すよう指導下さい。スポンサークラブの担当委員長は、冷静に話しを聞くようにして下さい。

また、保護者がクラブ会員でも、担当委員長より先に、会長さんに相談するなど問題が広がる場合もあります。

派遣学生の保護者は、終始心配されて当然です。心配の原因は、情報の欠如、遅延です。担当委員長は、地区委員会からの文書や連絡を早く、正確に保護者へ知らせて下さい。派遣学生に関する情報は、担当委員長に先ず集まるようにして下さい。

大抵のトラブルは、最初は些細で、ルールに則って処置すれば何でもないことですが、問題が拡散し、憶測に基づく行動で本当のトラブルに発展してしまいます。クラブでのコミュニケーションを大切にして下さい。

８．　クラブの組織と予算

（１）　担当委員会の編成

〔青少年交換担当委員会を設ける〕

このプログラムの奉仕は、息の抜けないほど次々とあります。青少年奉仕委員会のサブコミッティとして「青少年交換委員会」を設けるクラブが増えています。専任委員会がない場合は、青少年奉仕委員長が責任者です。

〔青少年交換担当委員は、３年委員で〕

青少年交換ブログラムは、ロータリーの年度を越えて進行しますので、ロータリー年度で切り取るわけにはいかない性質をもっています。担当委員を３年委員として、継続性と刷新性を確保しているクラブも増えています。派遣・受入を決定した年度の担当委員長が、次年度フォローするのも有効です。

〔担当委員の選任〕

カウンセラーと担当委員は、ホストファミリーや子弟派遣の経験者がベターですが、あまり“専門化”してしまうのは良いことではありません。クラブにホストや委員として奉仕した経験のある会員を多くつくることも大事です。

〔ホスト支援委員会の組織〕

ホストファミリーは、喜びもありますが、苦労が多いことも確かです。特に奥さんには苦労を掛けます。クラブで「ホストファミリー支援グループ」を作り、より多くの会員がこの奉仕を分かちあう試みが進んでいます。１日でも２日でもお世話する家庭のグループを編成することをお勧めします。

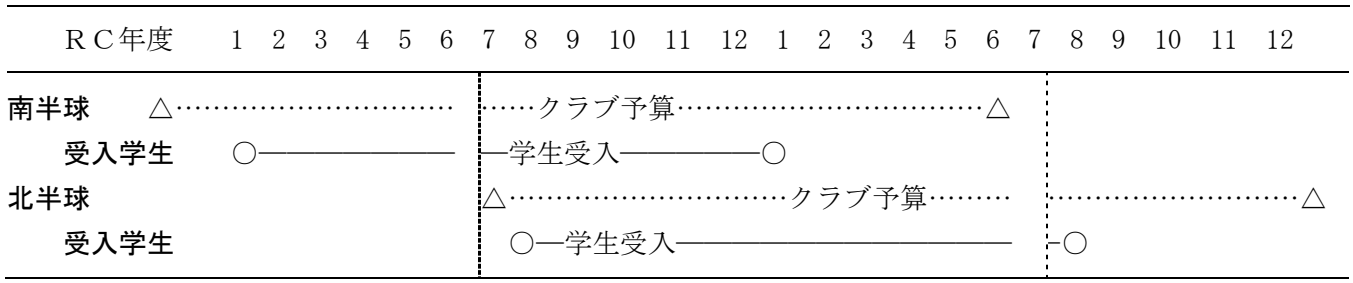
（２）　予算の編成

〔年度を跨がる予算〕

クラブ予算も、年度を越えて執行できるよう、特別会計にしているクラブが増えています。その場合、姉妹クラブ等、他の国際奉仕とともに国際奉仕特別会計としているケースがあります。

〔予算の組み方〕

クラブとして費用がかかるのは受入学生の方です。従って受入学生の滞在月数を基準にして、予算を組むのが賢明です。受入学生は、下図のように、南半球・北半球によって、滞在が異なっています。ロータリー年度を越えます。２年度に跨って予算を組む必要があります。



〔活動補助金の使途〕

地区からの補助金の内、毎月 10,000 円は、受入学生への小遣いです。

〔学校への謝礼〕

学校によっては学費を免除しています。そのような場合は、終わりにクラブから図書券で、５～１０万円分を寄贈されるケースがあります。

〔基金制度のこと〕

このプログラムは、緊急事態の発生を覚悟しておかねばなりません。保険でカバーされていない項目もありますので、緊急に備えて基金制度をもつことも考えられます。

〔クラブ予算の概要〕

平均して受入学生一人当たり、年間 50～60 万円程度で、これには地区からの活動補助（月 10,000 円）が含まれます。最も幅のあるのは学校の費用です。

その他地区会合への参加補助、保険料などを見込んで下さい。下に、公立高校で、入学金・授業料免除のケースを一例にあげました。南半球の場合は、これが２年度にほぼ 1/2 ずつ必要というわけです。

青少年交換計画　クラブ予算一例

収　入			
クラブ費		569,000	
地区補助金		120,000	10,000×12 ヶ月
	合　計	689,000	
支　出			
受入関係			
	学生の小遣い	120,000	10,000×12 ヶ月
	通学費補助	36,000	3,000×12 ヶ月
	携帯代補助	36,000	
	地区会合出席交通費補助	18,000	3,000×　6 回
	クラブ例会出席費	36,000	3,000×12 回
	クラブ奉仕活動補助	16,000	4,000×　4 回
	教科書・教材費	20,000	
	制服・体操服代	60,000	
	修学旅行費	80,000	
	国民健康保険料	15,000	
	学校謝礼	100,000	
	小　計	537,000	
派遣関係			
	クラブ例会出席費	12,000	3,000×　4回
	地区会合出席交通費補助	18,000	
	小　計	30,000	
委員会費			
	送迎費	36,000	6,000×3 人×2 回
	地区会合出席交通費	18,000	3,000×6 回
	地区会合参加費	22,000	
	通信・事務費・雑費	46,000	バナー代別
	小　計	122,000	
	合　計	689,000	

（3）　事務局の体制

〔クラブ事務局員の協力〕

このプログラムは迅速な実務処理を要求されますから、文書の受取から発送など、事務局員の理解と協力がとても大切です。事務局員にはこのマニュアルを読んで頂き、写しを取って、実務の都度に間違いなく処理できるよう配慮をお願いします。

〔ファイルの整備〕

もし問題が起こった時、国際間でやりとりした文書の記録が大事になります。日常的にも、委員長はじめ、担当委員が状況を把握できるよう、クラブ事務局に専用のファイルを整えて下さい。

〔緊急事態への対処〕

このプログラムの特性として、アクシデントが起こることを考えておかねばなりません。 緊急連絡の電話、FAX、メールアドレスの控えを事務局に整備して下さい。

Ⅴ．カウンセラーの職務

交換学生の受入が決まったら、先ずカウンセラーを選びます。カウンセラーは学生と最も緊密に接触するロータリアンであるため、交換の成功にとって非常に重要な役割を果たします。長期交換学生は、複数のホストファミリーと生活することになるため、カウンセラーが交換中に終始一貫して支援を提供する唯一の存在となります。カウンセラーは学生が困難に直面している時に励まし、学校やクラブ、地域社会の生活に学生が積極的に関与していくよう支援していただく必要があります。カウンセラーは、ホストファミリーの家族の一員であってはならず、クラブまたは地区の青少年交換役職に就いていない人を選びます。

女子学生には、女性カウンセラーや、カウンセラー夫人の協力が重要です。

必ずしも英語が上手である必要はありません。担当委員と兼ねることは結構です。

派遣学生にもカウンセラーを付ける必要があります。受入学生と兼ねてフォローすることもよい方法です。担当委員長は、派遣学生の保護者とのコミュニケーションに気を配って下さい。

カウンセラーの心得は、ロータリーの「４つのテスト」に尽きます。

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情をふかめるか
4. みんなのためになるかどうか

１．カウンセラーの役目

〔カウンセラーの選任〕

ホストクラブ会長は会員の中より受入学生のカウンセラーを選任する必要があります。

カウンセラーの選任に当たっては　「カウンセラーの任務」を考えて選任してください。但し、ホストファミリーとの兼任は出来ません。

カウンセラーは、豊富な人生経験と交換プログラムに対する認識は勿論必要ですが、学生に対し指導するよりはむしろ相手の立場を理解し、話を良く聞く誠実な相談相手となる人が望ましいです。

そして、受入学生の日常的な状況把握が必要です。

〔カウンセラーの任務〕

カウンセラーは受入学生滞在中の家庭生活および学校生活全般へ常に注意を払って下さい。その際、生活や健康等に適切な指導を行い、あらゆる相談に応じ、このプログラムの円滑な推進を図って下さい。

学生本人、ホストファミリー、高校の担当教員及び各委員会と常に連絡を密にし、トラブルを未然に防止するように努めて下さい。もしトラブルが発生した場合には、直ちに関係者と対策を協議し問題が悪化する前にその解決に努めて下さい。

カウンセラーは常に地区青少年交換委員会と連絡を取り、苦情やトラブルがあった場合には、直ちにこれらの対応策を協議して下さい。

受入学生等の素行に関し、初期の『うわさ』程度の悪評だとしても、トラブル（万引きなどの犯罪行為を含め）が報告されたときは、決して戸惑うことなく地区委員会へ報告して下さい。

地区委員会は危機管理委員会と連携しマニュアルブックの『危機管理ハンドブック』の手順に従って対応します。

カウンセラーはホストファミリーの受入れ状況を把握し、適当な助言をすると共に、ホストファミリー間の情報の交換、意志の疎通等を図って下さい。

受入学生の旅行等の許可を承認するとともに、特別事項の許可等は地区委員会と相談して下さい。別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」も確認ください。

カウンセラーは次の報告書をそれぞれの方から入手してチェックし、毎月第１週目（目安）までにクラブに提出してください。(クラブは原本を保管し、すみやかにPDFデータをYESSにアップするようにしてください。

・ホストファミリーからは「ホストファミリー・カウンセラー月例報告書」
　カウンセラーは必要に応じて上記に追記する。
・受入学生からは「来日学生月例報告書（Monthly Report)」

カウンセラーは受入れ学校及び担任教師と密に連絡を保ち、その教育状況を出来る限り把握すると共に、受入学生に対するクラブの行事、指導プログラム等に理解、協力を求め、適時学校を訪問して相互の意思の疎通を図って下さい。

〔受入学生到着時の公式書類の点検と確認〕

後述の『来日学生到着時の手続きについて』に従って、来日後すみやかに各手続きを完了して下さい。

その他、クラブにおける受入学生の様々な用事は極力カウンセラーまたは、クラブの担当委員会が受け持って下さい。例えば、学校へのあいさつ、学校生活上の用具の準備、年間スケジュールの調整、などなどです。ホストファミリーの負担の軽減をするよう努めて下さい。

〔カウンセラーの任期〕

クラブカウンセラーの任期は、受入れ書類が届いて、カウンセラーに任命された時に始まり、受入学生が帰国したときに終わります。ロータリー年度ではありません。複数年度にまたがる任期となります。

〔カウンセラー研修〕

地区委員会では、カウンセラーの研修会、必要に応じて会議（学校、ホストクラブ・ホストファミリー、カウンセラーとの三者懇談会など）を適宜開催します。このプログラムの成功のための重要な研修・会議であり必ず出席して下さい。

〔カウンセラーの立場〕

青少年交換はクラブ対クラブの交換が基本です。地区委員会は原則として直接学生に連絡しません。地区行事等はカウンセラーと受入学生との関係を円滑に推進する目的も含め、各クラブのカウンセラーまたは担当委員会経由で連絡します。すみやかに受入学生やホストファミリー等、関係者に連絡をして下さい。(ただし、緊急時および危機対応時にはこの限りではありません)

〔受入学生の相談相手〕

受入学生にとって先ず何事でも相談できるのはカウンセラーです。ホストファミリーとクラブの間に立って、ホストファミリーと良好な関係か、友達はできたかなど話を聞いて下さい。

〔小遣いを渡す〕

受入学生には、カウンセラーから、毎月の小遣いを渡して頂くのがよいです。

〔関係者との連絡〕

クラブの委員会・ホストファミリー・学校の先生と常に連絡をとって下さい。カウンセラーは、学生の状況を見て、ホストの変更など、クラブの担当委員長に進言して下さい。

受入学生が健康で、安全に１年間を過ごせるか、さらに交換学生としての成果を上げられるかは、カウンセラーにかかっています。

〔緊急連絡先の周知徹底〕

カウンセラーは、地区委員会にその連絡先を登録します。緊急の場合に24時間対応できる連絡先(電話番号)を明記するとともに、受入学生にも知らせて下さい。また、緊急時のために、ホストファミリー、高等学校の担当教員等の関係者にカウンセラー及び地区委員会の緊急連絡先を配布して下さい。

〔緊急事態発生の場合〕

カウンセラーは、受入学生やその家族に緊急事態が発生した場合、直ちに地区委員会に連絡をし、地区委員と協力して対処して下さい。その場合、海外への緊急連絡は地区委員会の担当を通じて行います。

* 重大な病気やケガは、すみやかに地区委員会の担当委員に連絡して下さい。
* 深夜でも連絡して下さい。
* どなたが連絡していただいても結構です。

内容によっては、国際ロータリーの『ゼロ容認方針』に従う必要があります。十分、地区危機管理体制、仕組みを理解して下さい。

〔受入学生到着前の手紙交信〕

カウンセラーに決まったら、担当受入学生へメールを送り、自己紹介をし安心させ下さい。

２．国際ルール（順守すべきルール）

〔特別注意事項（４Ｄルール）〕

・派遣滞在中いかなる場合でも自動車(モーターボート、モーターサイクルを含む)の運転は許されません（ＤＲＩＶＥ）
・アルコール飲料および喫煙は許されません（ＤＲＩＮＫ）
・恋愛行為(性行為)は許されません。異性との交際は特に気をつけること（ＤＡＴＥ）
・麻薬類の使用は許されません（ＤＲＵＧ）

以上の各項を遵守すると共に、派遣先または受入先の地区で定めた規則・条件の遵守、ホスト家庭の生活習慣やしつけに従わなければなりません。

もし、これらのことが守られない場合には、地区委員会の命令で帰国の措置がとられます。

〔国の法律〕

交換先の国の法律は厳格に守らなくてはなりません。

交換先の国で、喫煙等、法律上の制限年齢が学生の年齢に達している場合でも、上記特別注意事項（４Ｄルール）は世界共通のロータリー青少年交換プログラムのルールとして有効です。

例えば、ヨーロッパの多くの国では、喫煙は16歳から許可されていますが、ロータリー青少年交換プログラムもとでの学生は世界共通ルールとして、喫煙（DRINK）は許されていません。

〔学校のルール〕

学校のルール（校則等）は、遵守しなくてはなりません。

〔家庭におけるルール（約束事）〕

各家庭にあるルールや約束事は、守るよう指導下さい。

例えば、門限は地域特性や交通手段等に合わせて、各ホスト家庭で決めてください。

また、食事の後片付け・掃除の手伝い、インターネット・スマートフォン・SNSなどの許可時間などの約束事は、各ホスト家庭で決められている場合があります。従うよう指導下さい。

引きこもりは、交換前半によく起こりうる事態ですが、長引いたり、極端な場合は、強制送還=受入の中止=に繋がります。明るく前向きに生活することを心がけてさせてください。

注）SNS 等、インターネットの使用に関しては原則として夜の12時以降はしないように。最近の家庭での一番多いトラブルの原因となっています。

〔ロータリーの青少年交換プログラムは、国際ロータリーの正式プログラム〕

すべてがロータリー章典に準拠したルールで、RI理事会の決定事項が適用されます。

また、すべての交換学生（派遣・受入とも）は、保護者と本人の署名の下、Application内の『交換プログラムの規則と条件』 に基づいて（前提となって）交換が実施されています。

その内容に反した行為は、早期帰国（強制送還）の対象になります。

３．受入学生の家庭生活と旅行

〔家庭生活〕

来日当初は、日本語での会話が不自由な事が多いため、第一ホストファミリーはできるだけ、外国人をホストした経験のある家庭が望ましいです。

このプログラムの経験上、上手に英語を話す家庭では、日本語の習得が遅れる傾向にあります。逆に、英語が全くできない家庭では日本語の習得が早い傾向にあります。言葉が通じないことで、特別問題が起きるわけではありません。

約束ごと、日程、時間などは、お互いにしっかり守るよう指導して下さい。

生活様式や生活サイクルの違いを説明し、日本式に合うように指導して下さい。

受入学生は原則として３～４ケ月くらいでホストファミリーを移動します。時期や移動先について、本人に少なくとも２週間くらい前までに伝えて下さい。

病気やケガには十分注意を払うとともに、薬や食事のアレルギーについても十分留意して下さい。

受入学生がホストファミリーを移動するときは、次のホストファミリーに必ず「申し送り帳：引き継ぎ書等」を渡すよう依頼し、カウンセラーもその内容について把握しておく必要があります。

なお、このプログラムのルールについて、受入学生からGENERAL RULES AND REGULATIONS（受入学生の規則・基準）に遵守のサインをとっています。

〔旅行〕

受入学生には、地区外への単独旅行、または、友人とだけでの旅行は禁止しています。地区外への旅行等に関しては、責任のとれる大人（ロータリアン、学校の先生、ホストファミリーの保護者などボランティア誓約書の提出した人）の同行が必要です。

また、地区行事以外で地区外に出る場合は、地区委員会指定の地区外旅行の原則に基づき、『地区外移動届』で、カウンセラー等の許可を得たのち、地区委員会に書類を提出しなければなりません。地区委員会は、常時、学生の所在場所を知っておく義務を負っています。

詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔禁句〕

日本での生活のあらゆる場面において、受入学生の生活を担保しているのは、ホストファミリーです。それゆえ冗談でも口に出してはならない言葉があります。

1. 私(ホストファミリー)は、もうあなたをホストすることはできない。

これは、明日から直ちに、受入学生は路頭に迷う可能性を秘めているということです。学生の過剰反応を引き起こす可能性があります。

2. 食事を食べないのなら、もうつくることはしないので勝手にしなさい。

生命に直結する、食べるということに対し、明日からの手段を持たないと考える学生もいます。

3. 眠るところ(学生の部屋)に関して、手きびしい言葉を使ってしまうこと。

よほど広く収納の整った個室を与えていない限り、学生たちは１年間の生活のすべてを持ってきます。大きなトランクから部屋に十分な収納の無い場合は、床一面に荷物を広げることになります。

それを『だらしない』と言うことは、学生にとってはかなりきつい言葉となります。

学生を受入れた数か月は、余裕を持って見守ってください。

学生の保護者(ホストファミリー)になる最低条件は、食事を満足に与えることができること、宿泊場所を提供できることと規定されています。この契約をほごにするような言動は、冗談でも避け

るべきです。学生は過剰反応を起こす場合があります。

４．受入学生の病気・ケガ

〔RIJYEM保険（JI傷害火災保険)〕

受入学生は、当地区の指定したRIJYEM保険に加入して来日してきます。RIJYEM保険は、国民健康保険と組み合わせて、ロータリー章典に準拠する内容です。よって、来日してなるべく早く、国民健康保険加入手続きをお願いします。各市町村で手続きをして下さい。

ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険を使用し、窓口で３割の自己負担分を支払った後、RIJYEM を通じて JI（ジェイアイ）傷害火災保険会社へ自己負担分の保険金請求手続きを行う仕組みになっています。その際、医療機関で支払った自己負担分の領収書が必要になります。

この保険は、ケガだけでなく病気も担保されていることが重要です。

受入学生のケガや病気にいつでも対処できるよう、カウンセラーは夜中でも電話連絡が取れるようにしておいて下さい。すべて事前にホストファミリー等には、よく説明しておいて下さい。

５．受入の中止 ＝ 強制送還・早期帰国

〔特別注意事項（４Ｄルール）を破った場合〕

特別注意事項（４Ｄルール）以外に、その国の法律を守ること、収入のあるアルバイトの禁止、校則を守ること、などがあります。これらを破った場合は強制送還となります。

〔病気・ノイローゼなど〕

病気・ケガ・ノイローゼ・強度なホームシック・登校拒否などの場合には、期間中でも交換を取消し強制送還することがあります。その決定は、派遣元地区委員会と当地区委員会が十分な協議を重ね決定します。交換学生は、決定に従わなければなりません。

〔危機管理上の問題〕

危機管理の上から交換の継続が困難な時（自然災害、広域な伝染病の蔓延、セクハラ等の問題等）は派遣元地区委員会と当地区委員会（危機管理委員会も含め）が十分な協議を重ねた結果決定します。交換学生は、決定に従わなければなりません。

上記のほかすべて、必要と認められたときは、学生の安全を最優先に、派遣地区、当地区の関係者と十分な協議を重ねた結果、派遣中止を決定します。

おわりに　　クラブ挙げての奉仕が成功の鍵

ロータリーの組織も大きくなり、ロータリーの事業はさらに複雑になり、手続きが煩雑になっています。青少年担当委員会はクラブ会員に、繰り返しインフォメーションをして理解を深めて頂くようにお願いします。

国際関係には、約束や契約が大事です。Application や Guarantee は英文で書かれていますので、理解し難いものですが、学生達には勿論、保護者やホストファミリーによく理解して頂くようお願いします。

クラブ担当委員長は、申込や書類提出の期日を忘れないようお願いします。折角のチャンスを会員子弟や地域の高校生に提供できなくならないようにお願いします。

最近は、外国への留学がビジネスになっています。ロータリーの青少年交換プログラムはそうした留学とは違います。これは、ロータリーの目的に従ったプログラムです。

“若い使節”青少年交換学生を通じて、外国との付き合い方を経験し上手になります。このプログラムの実務への奉仕はそのような機会であります。

クラブにおいての成功の鍵は、クラブ会長・幹事はじめ、クラブ挙げての理解と取り組みです。子弟を派遣している会員、ホストファミリーや担当委員に任せるのでなく全員が関心を持ち、協力できるようにもって行くことです。

受入学生に、街で会ったらちょっと優しい言葉をかけるだけでも良いのです。

青少年交換を通じて、国際化とはどのようなことかを、我々自身が体験できるのです。

最初に記載したように、このプログラムは、クラブによる We Serve であると同時に無数の I Serve の機会を与えてくれます。このプログラムに参加して、クラブが活性化したといわれますが、それは全員が関心をもち、奉仕の行動に参加されるからです。青少年交換の成功のために、会長はじめ、理事会の理解を先ずお願いします。

このマニュアルは、まだ不十分なものですが、新しくこのプログラムに参加されるクラブが早くご理解いただけるよう、また、経験のあるクラブでも少し間が空くと状況の進展から遅れを取ってしまうことがありますので、新しい経験を知って頂きたいと思い作成しました。逐次版を重ねて、充実して行きたいと考えています。忌憚ないご意見・ご質問をお寄せ下さい。

ホストファミリーの手引き

目　次

1.　はじめに ----------①-39

2.　受け入れる前に ----------①-39

3.　受け入れに際して ----------①-39

4.　受け入れてから ----------①-39

5.　帰国に際して ----------①-41

7.　むすび ----------①-42

2024. 10.15　改訂

交換学生（受入学生）の受け入れについて

（下記に関し、ホストクラブの青少年交換委員長とよく相談の上、お進めください）

１．はじめに

受入学生はあなたの家族の一員です。家族が増えた気持ちで過保護、過剰サービス、放任放縦にならないよう、決してお客さま扱いをしないことが大切です。実の子と同じように接し、家庭に溶け込ませるように導いて下さい。ホストファミリーとして受入学生の健康、通学、交友など心身両面で良好な状態を保てるよう、常にホストクラブの関係委員（青少年交換委員）と緊密に連絡をとって下さい。

学校側ともよく連絡・相談し、受入学生の意見、疑問をよく聞き、話し合い、はっきりした方針のもと、受入学生が途方にくれないように気を配って下さい。そして、ロータリアンや家族との話し合いの場を出来るだけ多く持ち、一日も早く日本の生活に慣れさせ、お互いの風俗・習慣・言語等のギャップをなくすようにお願いします。

また、受入学生は来日前にこのプログラムの規則等を教えられて来日しているはずですが、その国々によっては簡単なオリエンテーションだけで来日する場合があります。こうした場合には多少のトラブルが生じることもあります。その時はクラブのカウンセラー、委員、地区委員と連絡をとり、一日も早くそのトラブルを解消してこのプログラムの実のあるものにしていただきますようお願いします。

２．受け入れる前に

① クラブから依頼されホストファミリーになり、特に第一ホストファミリーの方は来日学生と交信（メール等）を始めて下さい。

② ホストすることになった３～４軒のホストファミリーの方々はクラブの関係委員を交えて十分に打ち合わせをし、扱いにあまり差異のないようにしてあげて下さい。

３．受け入れに際して

① 第一ホストファミリーの方は、指定された空港、場所へクラブの方と一緒にあたたかく出迎えてあげて下さい。

② 空港から自宅に到着されましたら、受入学生の家庭宛に無事到着した旨を本人から電話等で連絡させて下さい。

③ 到着当日は本人も疲れておりますから、ゆっくり休ませて下さい。

４．受け入れてから

〔一般事項〕

① 受入学生は日本の法律及び地区のルールを遵守しなければなりません。

② 受入学生はわずかですが、小遣いとして外貨や日本円を持ってくると思います。本人と相談の上、近くの銀行に口座を作り、外貨の場合は円貨に換えて預金させ、緊急の場合以外はできるだけ使わせないで下さい。

その他、滞在期間中の地区主催のエクスカーション費用として 250,000 円を地区委員会に預けてもらう必要があります。学生本人には来日前にメールで知らせています。最初の地区研修会の時に振込用紙を本人に渡しますので、振り込みの補助をお願いします。また、緊急時用としての費

用（50,000 円）を持参してきます。なるべくクラブに預けるように指導して下さい。

〔学校生活〕

① 受入学生は学校に通学しなければなりません。来日したらクラブの関係委員と学校へ行き入学手続きをして下さい。制服、教科書代等はそれぞれ受入クラブが用意致します。
② 学校の担当教師と常に連絡を密にすることが大切です。
③ 学生が通学路、交通手段、昼食について理解していることを確認して下さい。
④ ロータリークラブの行事は一番優先されますが、学校の行事も大切です。ロータリーの行事のある時は事前に学校側へ連絡し、了解を取って下さい。
⑤ 学校の修学旅行は大変良い経験になります。可能な限り参加させて下さい。
⑥ 学校へは原則として弁当を持たせて下さい。弁当が持たせない場合は昼食代として 500 円程度のお金を渡して下さい。
⑦ 学校のルールを遵守するよう指導ください。

〔日常生活〕

① 受入学生は家族の一員ですが、子守ではなく、召使でもありません。同時にお客さんでもありません。受入家庭のルールに従わせて下さい。
② 来日時において受入学生はほとんど日本語を知りません。受入学生とのコミュニケーションにおいて、誤解が生じたり、不満を感じたりすることがあるかもしれません。慣用句は避け、ゆっくりと辛抱強く話すように心がけて下さい。家庭では英語を使うよりも、日本語で押し通した方が本人のためにもなります。３ケ月～６ケ月でかなり日本語を話せるようになります。
③ 寝具、トイレ、風呂等についても日本式で結構です。食事も家族と全く同じとし、特別な扱いを避けて下さい。しかし来日早々は少し気をかけてやって下さい。
④ 食事は特別な料理を考える必要はありません。普段通りの食事でお願いします。（宗教上の理由で特定のものが食べられない場合があります。）
⑤ 自分の身の回りのこと（部屋の掃除・洗濯など）はもちろん、家事手伝いなども積極的にさせて下さい。日本の生活様式や習慣も理解できるようになります。
⑥ 宗教については本人の希望を聞き、必要であれば教会等へ案内してやって下さい。
⑦ 毎月の小遣いはクラブから直接本人に手渡します。地区で統一された額（2022 年現在１万円）となっています。追加の小遣いは不要です。
⑧ 病気やけが等、万が一事故が起きた時は本人加入の保険証でカバーして下さい。（国民健康保険にも加入済）軽い病気の時はクラブのロータリアンの医師に好意的に診てもらって下さい。
⑨ 電話やコンピューターの使用については始めから注意しておきましょう。友達との長時間通話は家庭に迷惑がかかります。又、母国への国際電話は着信払い（コレクトコール）として下さい。特に母国との電話はホームシックを誘発させます。十分にご配慮下さい。
⑩ 交換学生として絶対にしてはいけない事は次の４項です。

【４Ｄルール】

・自動車、オートバイの運転（ＤＲＩＶＥ）
・アルコール類を飲むこと、喫煙の禁止（ＤＲＩＮＫ）
・恋愛感情におぼれること（ＤＡＴＥ）
・マリファナ、コカイン、覚醒剤、麻薬類はすすめられても絶対に吸ってはいけません。（ＤＲＵＧ）

これらはロータリー青少年交換プログラムの世界共通のルールです。注意して下さい。

⑪ 地震・火災等緊急時に備えて、避難場所・避難方法等を教えておいて下さい。また、外出先での緊急時の連絡先（自宅・クラブのカウンセラー等）を常に携帯させて下さい。

⑫ 受入学生の誕生日やクリスマスには、特別に配慮してあげて下さい。

⑬ 正月にお年玉を渡すことは日本古来の習慣ですが、高額なお年玉はご遠慮下さい。

⑭ 受入学生とホストファミリーには「相性」があります。ホストファミリーを引き受けたから、絶対に最後までという決まりはありません。相性が悪く、難しい場合はホストファミリーとクラブ担当者（カウンセラーなど）は相談し、解決できない場合、できるだけ速やかに別のホストファミリーに移行して下さい。

⑮ あらゆることの相談は、クラブのカウンセラーもしくは担当委員にして下さい。

⑯ このプログラムの規則を無視したり、不真面目な者はクラブ委員かカウンセラーを通じて地区委員へ連絡して下さい。本国へ送還されることがあります。

〔外出・旅行〕

① 外出する際は、かならず事前に家族に行先と帰宅予定時間を伝え、また予定より帰宅が遅れる場合も、かならず連絡させる習慣をつけさせて下さい。

② 受入学生にホストファミリーの住所・電話番号を書いた名刺やメモなどを携帯させて下さい。また夜間の単独外出はさせないようにして下さい。受入学生はホスト家庭の承諾なしの旅行や、みだりに自由行動をとることは許されません。日本の生活に慣れてくるとその兆候が出ます。充分留意して下さい。いろいろな行事や旅行に招待された場合も、たとえ相手がロータリアンからであっても、必ずホストファミリーに相談してから受けるように指導して下さい。

③ 学生は日本を出来るだけ多く知るため、また善意と国際理解の使節として多くの人々に接するために来日しています。ホストファミリーのみならず、ホストクラブの会員が、地域の様々な場所を訪れ、いろいろな経験ができる機会を与えてあげて下さい。しかし多大の費用のかかる旅行は自粛下さるようにお願いします。

地区（京都・奈良・滋賀・福井）外へ旅行する時は、必ず１週間前迄に地区委員会へ届けを出して下さい。（受入学生地区外移動届）ホストクラブの会員、成人のホストファミリー、受入高校の教師等が同行できない場合は許されません。受入学生の家族が来日し、一緒に地区外への旅行（国外への旅行は許されません）の場合も届けを出してください。交換学生個人又は仲間同士での地区外の旅行は許されていません。詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔引き継ぎ〕

現在のホストファミリーから次のホストファミリーへ移る前には、あらかじめお母さんやお子さん達と出会う機会をつくり、スムーズな引き継ぎができるように配慮して下さい。クラブによってはホスト記録をつけて、次々に引き継いでおられるところもあります。これは非常によい方法です。

５．帰国に際して

① 受入学生の在日滞在期間は一年を超えることはできません。

② 帰国の日時は、交換の期間が終わる前に、クラブ関係委員とホストファミリー、そして受入学生で相談し決定して下さい。

③ 航空券の手配等は受入学生自身で行うように指導して下さい。

④ 一カ年日本に滞在すると荷物も多くなります。帰国する２～３ケ月前に安い船便等で不必要になった荷物を発送するように指導して下さい。費用は本人負担です。

６．むすび

ホストファミリーの方々にとって、３～４ケ月の間、受入学生をお預けすることは大変な事と思います。次のホストファミリーへ移るとき、また、帰国するとき、日本人の感情として寂しくなるものです。しかし、日本を知ってもらうために苦労して頂いた事で国際理解と国際親善の花も咲き、実も結んでくることと思います。

このプログラムに参加くださいましたホストファミリーの皆様に心より感謝申し上げます。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境つくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。

受入高校の手引き

目　次

1.　ロータリーとは ----------①-43

2.　青少年交換プログラムとは ----------①-44

3.　ロータリー青少年交換プログラムの特徴 ----------①-44

4.　青少年交換のルール ----------①-45

5.　受入の時期と期間 ----------①-45

6.　学校の体制 ----------①-45

7.　費用負担 ----------①-46

8.　その他 ----------①-46

9.　ロータリーに関すること ----------①-46

2024. 10.15　改訂

交換学生（受入学生）の受け入れについて

1. ロータリーとは

〔ロータリークラブの目的〕

ロータリークラブの会員すべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を掲げることを目的としています。

さらに、奉仕の理想に結ばれた世界中のロータリアンとの親交によって、国際間の理解と親善と平和の推進を目的としています。

〔ロータリークラブの誕生とその成長〕

アメリカ・シカゴで、青年弁護士ポール.P.ハリスが、３人の友人と語らって、1905年２月23日に第一回の会合を開いたのが、ロータリークラブの誕生です。その後、ロータリークラブは世界中に広まり、現在、世界には 200以上の国と地域に36,926のロータリークラブがあり、会員総数は1,172,284人に達しています。(2023年8月14日RI公式発表)

〔ロータリークラブの名称〕

ロータリーとは、創立当初、会員が持ち回りで順番に、集会を各自の事務所で開いたことから名付けられました。

〔国際ロータリー〕

国際ロータリーとは、全世界のロータリークラブの連合体であり、ロータリークラブの活動を管理調整しています。

〔日本のロータリークラブ〕

1920年(大正９年)10月20日、当時、三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に『東京ロータリークラブ』を創立し、翌大正10年4月1日、世界で855番目のロータリークラブとして加盟承認されました。現在では、北は北海道から、南は沖縄まで、2,206クラブ、会員数83,600人に達しています。(2023年7月末現在)

日本のロータリークラブでは『財団法人・ロータリー米山記念奨学会』を設立し日本で勉強する外国人留学生を援助しています。

〔ロータリアン〕

ロータリークラブの会員を『ロータリアン』を呼びます。

会員は地域内の理想に燃える堅実な実業家、専門職業人および地域の中で活躍している人々でロータソークラブを構成しています。

〔スポンサーロータリークラブ〕

派遣学生として推薦してくれるロータリークラブを、スポンサーロータリークラブ又はスポンサークラブと言います。

〔ホストロータリークラブ〕

受入学生を受け入れて、お世話してくれるロータリークラブを、ホストロータリークラブ又はホストクラブと言います。

〔地区(DISTRICT)〕

ある地域の中にあるロータリークラブが集まって一つの地区(DISTRICT)を形成しています。日本では34の地区があります。

我々の地区は、第2650地区（京都・滋賀・奈良・福井）で、正式名称は『国際ロータリー第2650地区 RI D.2650』です。現在、地区内には95のロータリークラブがあります。

2. 青少年交換プログラムとは

〔地区青少年交換委員会〕

地区には、青少年交換プログラムを推進、広報、運営するために『地区青少年交換委員会』が設置されています。(以下、このマニュアルでは地区委員会と呼びます。)

地区委員会は海外地区委員会との連絡や、オリエンテーション等を実施します。

〔プログラムの正式名称〕

『国際ロータリー第2650地区青少年交換プログラム』と言います。通常、『ロータリー青少年交換プログラム（Youth Exchange Program（YEP））』と略します。

〔プログラム内容〕

このプログラムは、高校生のための一学年間の交換プログラムです。

主催及び責任団体は、ロータリークラブです。交換学生の滞在費や学費は、交換学生を引き受けるホストロータリークラブが負担します。派遣学生は、派遣先でホームステイをします。このプログラムは、ロータリークラブ会員(ロータリアン)のボランティアで運営されています。経験豊富なロータリアンが、このプログラム実施のために多くの時間と労力を奉仕しています。1972年に国際ロータリーで正式プログラムに認定されました。毎年世界では約8,000 名を超える高校生が海外に留学し、国際平和の実現のために、国際親善と国際理解を図っています。

〔プログラムの目的〕

ホームステイや学校生活を通して、互いの文化や習慣を体得させます。

言葉や文化、習慣のまったく異なる外国での生活を体験することにより、それらを理解し、国際感覚を身に付け、将来の世界平和と国際理解に役立つようにとロータリークラブは願っています。

〔交換学生の使命〕

交換学生に課せられた使命は、日本と外国との間に『友情の架け橋』を築くことです。
交換先の文化や習慣を体験するだけでなく、自国を紹介しなければならない義務もあります。交換学生は自国を代表する『民間親善大使(Rotary Ambassador of Goodwill and International Understanding) 』となります。

〔受入と派遣〕

このプログラムは交換を目的としています。交換学生を派遣するロータリークラブは来日してくる学生の受入をお願いすることになります。しかし、派遣を希望する学生が見つからない場合は、受入だけでもできます。

3. ロータリー青少年交換プログラムの特徴

ロータリー青少年交換プログラムは、他の諸団体が実施しているプログラムと違って、経費もはるかに安く留学ができます。毎月の小遣いまで出るプログラムは他にはありません。また、受入も、一地域社会に密着した市町村単位のロータリークラブが、クラブ会員全員で学生の世話をします。安全面でも最高のプログラムと言えます。

4. 青少年交換のルール

〔４Ｄルール〕

1.自動車、オートバイ、船舶、飛行機等の運転の禁止(DRIVE)

2.アルコール飲料の飲食およびタバコの喫煙の禁止(DRINK)

3.恋愛、セックスの禁止(DATE)

4.大麻、麻薬の所持、使用の禁止(DRAG)

ルールに違反した場合、あるいは病気、怪我、極度のホームシック、ノイローゼ等で、健全な生活が困難な場合、交換途中であっても帰国させられる場合があります。帰国の決定は、関係者が充分な協議を重ねた上で行います。

その他、日本の法律、学校の校則等を守ることを承諾して来日しています。

5. 受入れの時期と期間

・夏受入

通常、８月に来日してきます。９月から翌年７月頃までお願いすることになります。

・春受入

通常、１月か３月に来日します。１月下旬から２学期終了までお願いすることになります。

6. 学校の体制

〔学年〕

学校側にお任せしますが、出来れば修学旅行に参加できる学年に編入させて下さい。

受入学生の中には、その年の６月に高校を卒業してから来日する学生もいますが、その場合は２年生に入学させ、３年生に進級させて帰国という方法が一番いいようです。

〔保険〕

交換学生は、それぞれの派遣国、受入国のロータリークラブが指定する保険(国民健康保険・海外旅行傷害保険)に加入しています。なお、学校の指定する保険がありましたら、ロータリークラブの担当ロータリアンにお話下さい。

〔登下校〕

受入学生は、在校生と同じように通学します。ロータリークラブの行事以外は、在校生と同様に扱って下さい。

〔制服〕

指定された制服がある場合は、それを着用させて下さい。

〔授業〕

少しは日本語を勉強してくる生徒もいますが、とても日本の授業にはついていけません。原則的には他の生徒と同じように扱っていただいて結構ですが、可能な範囲で受入学生の希望により科目を選択させて下さい。

〔クラブ活動〕

クラブ活動には積極的に参加させるようご指導をお願いします。

本人の得意な分野はもちろん、日本でしか経験できない部活もあると思いますので、アドバイスをお願いします。

7. 費用負担

制服代、体操着、通学費、修学旅行の費用、教材費等はホストロータリークラブが負担します。その他、必要経費があれば、ロータリークラブ担当者（カウンセラー）にご相談下さい。

8. その他

〔親善使節〕

このプログラムで交換される学生は、派遣先の文化や習慣を勉強する他に、自国の文化や習慣を伝える義務も持っています。学生はスライドやビデオ等の準備をしてきておりますので、スピーチの機会があればいつでも活用して下さい。

〔病気や怪我〕

病気や怪我が発生した場合、ロータリークラブが責任を持って対処します。

〔学生の移動・旅行〕

受入学生の移動、旅行については受入学生に一定の制限があります。詳しくは、「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

9. ロータリーに関すること

〔ロータリークラブの行事〕

受入学生には、ロータリークラブの例会や様々な行事に参加しなければならない義務があります。その場合は、事前にロータリークラブから連絡いたします。

〔クラブ担当ロータリアン〕

受入学生・受入高等学校・ホストファミリー・地区委員会等との連絡調整のため、ホストクラブで指名されたロータリアンです。ロータリークラブでは、青少年奉仕委員長か国際奉仕委員長、または青少年交換委員長がその任に当たります。

〔カウンセラー・クラブカウンセラー〕

受入学生滞在中の生活全般の動静に注意を払い、受入学生の立場であらゆる相談に応じ、適切なアドバイスを与えるため、ホストクラブで指名されたロータリアンです。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境つくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。

受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式

目　次

●地区内の移動、旅行 ----------①-47

●地区外の移動、旅行 ----------①-47

●母国の家族の訪問と移動、旅行 ----------①-48

届出書早見表 ----------①-49

受入学生地区外（国内）移動届 01----------①-50

受入学生のロータリアン同行による地区外移動届ＯＰ01 -------①-51

受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02----------①-52

受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03----------①-53

2026. 8. 2　改訂

受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式

国際ロータリー第２６５０地区青少年交換委員会

●地区内の移動、旅行

・地区内での日帰りの移動※は、学生単独、学生同士のみでもホストファミリーの許可を得て自由に移動できます。
・地区内での旅行※は、学生単独、学生同士のみでの旅行は禁止です。成人のホストファミリーが同行する場合は可能ですが、宿泊を伴う旅行の場合は、地区内でも【受入学生地区外（国内）移動届０１】を提出てください。ホストファミリー宅以外で宿泊する場合も同様です。
・地区主催のエクスカーションや地区大会への参加のために居住地の市区町村から出るときは、クラブの会員（ボランティア誓約書の提出などの手続きが完了している者に限る　以下同じ）、地区委員、成人のホストファミリーなどが同行してください。
・地区内外を問わず学生単独、学生同士のみ、または学校の友達宅などの外泊は禁止します。
・学生同士がいずれかのホストファミリー宅で宿泊しようとする場合は、両学生のホストファミリー、カウンセラーの許可が必要です。この場合も【受入学生地区外（国内）移動届０１】を提出して下さい。

※「日帰りの移動」ホストファミリーの定めた門限までに帰宅可能な宿泊を伴わない移動とする。
※「旅行」日帰りの移動の範囲を超えた移動とする。

●地区外の移動、旅行

・地区外の移動、旅行は次の場合に限って許可されます。【　】に記載の届出書を提出してください。
（１）　地区主催の国内旅行（エクスカーション）
（２）　成人のホストファミリーまたはクラブ会員が同伴する移動や所属クラブでの活動などの日常生活上必要な移動は【受入学生地区外（国内）移動届０１】を提出して下さい。
（３）　成人のホストファミリーが同伴する国内旅行についても【受入学生地区外（国内）移動届０１】を提出して下さい。
（４）　クラブ会員が引率するクラブ主催の国内の親睦旅行についても【受入学生地区外（国内）移動届０１】を提出して下さい。
（５）　クラブ主催以外でホストファミリーではないクラブ会員が同伴する国内旅行については【受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP１】を提出し、受入学生の本国の

保護者の承認を取って下さい。最終的に地区委員長の承認が必要です。
同行するクラブ会員は必ずボランティア誓約書の提出など必要な手続きが完了している必要があります。地区内であっても旅行の場合はこの手続きが必要です。

（６） 学校教職員の同行による国内の修学旅行その他学校行事については【受入学生地区外（国内）移動届０１】を提出して下さい。

（７） 学校教職員の同行による海外の修学旅行その他学校行事については【受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02】を提出し受入学生の本国の保護者の承認を取って下さい。最終的に地区委員長の承認が必要です。学生は青少年交換プログラムから一時離脱となります。

・ホストファミリー同伴の地区外の旅行に他クラブの学生を誘って旅行する場合について。

（１） ２６５０地区以外の地区の学生を誘って旅行することは禁止します。

（２） 誘われた他クラブの学生のホストクラブ、ホストファミリーに日程や負担する費用等も含め十分に相談のうえ承認を得てから誘うようにしてください。学生から他の学生を誘いたいと提案された場合も安易に同伴を許可しないようにお願いします。許可する前に他クラブの学生のホストクラブ、ホストファミリーに相談するようにしてください。

（３） 他の学生を誘った場合、旅費等すべての費用は、企画した側のホストファミリーが負担すべきです。学生が企画して連れて行くように要請した場合は、学生負担してもかまいません。

●母国の家族の訪問と移動、旅行

・交換期間中、ロータリー青少年交換プログラムの妨げになる家族の訪問は推奨されていません。よってホストクラブは家族の訪問を認める必要はありません。

・家族の訪問を認める場合でも、時期は受入学生の帰国時期の３か月前より２か月前までの間とし、帰国前１か月は厳禁とします。学生が家族と一緒に帰国することは認められていません。また、家族との旅行により地区の行事を欠席することも認められていません。

学生の家族が日本を訪問するという計画を学生から聞いた際は、ホストクラブだけで決定せず、必ず地区へ相談ください。地区委員長の承認が必要です。

また、学生がホストファミリーのもとを離れ、家族と旅行する際は、【受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03】を提出し、地区委員長の承認を得て下さい。学生は青少年交換プログラムから一時離脱となります。

届出書早見表

（地区内）

移動旅行形態	学生のみ	ＨＦ同伴	会員同伴	移動届	署名対象
日帰り	○	○	○	不要　ＨＦの許可は要	
宿泊旅行	×	○	×	受入学生地区外（国内）移動届０１	担当委員長、カウンセラー
	×	×	○	受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP１	会長、当委員長、カウンセラー、学生、保護者 地区委員長

（地区外）

移動旅行形態	国内	海外	ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	移動届	署名対象
地区主催旅行	○	×	継続	不要	
日常移動（HF、会員同伴） HF 同伴旅行 クラブ主催行事	○	×	継続	受入学生地区外（国内）移動届０１	担当委員長、カウンセラー
修学旅行・学校行事（国内）	○	―	継続	受入学生地区外（国内）移動届０１	担当委員長、カウンセラー
会員同伴旅行	○	×	継続	受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP１	会長、当委員長、カウンセラー、学生、保護者 地区委員長
修学旅行・学校行事（海外）	―	○	一時離脱	受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02	会長、当委員長、カウンセラー、学生、保護者 地区委員長
保護者帯同旅行（一時的）	○	×	一時離脱	受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03	会長、当委員長、カウンセラー、学生、保護者 地区委員長

受入学生地区外（国内）移動届 01

★地区外移動日（日帰り・宿泊を問わず）の一週間前までに提出してください
提出順序：同行責任者 ⇒ホストＲＣ ⇒地区青少年交換委員会

交換学生名	
期間	＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から ＿＿＿月＿＿＿日
行き先 宿泊先 （宿泊先名・電話等）	
移動方法	
同行者	
届出日	年　月　日

上記の地区外移動届が同行責任者より当ＲＣに提出されました。当ＲＣは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。尚、学生の健康・安全・行動に関する一切の責任を負うことを保証致します。

ホストロータリークラブ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ロータリークラブ

会　長：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

幹　事：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当委員会名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員長署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

クラブカウンセラー署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同行責任者	氏　名	
	住　所	〒
	電　話	

受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP01

Notification of travel outside the district for IBS and RC member

交換学生名 Name of Student	
同行ロータリアン名 Name of Rotary Club Member	
旅行期間 Date of travel	＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿＿日から　＿＿月＿＿＿＿日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Notification Date	年　　月　　日

上記の受入学生の旅行に関する地区外（県外）移動届がホストＲＣに提出されました。当ＲＣは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストＲＣ Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、学生がホストファミリー以外のロータリークラブの会員が同行し、国際ロータリー第２６５０地区外へ移動することに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her parents or LEGAL GUARDIANS hereby consent to the student traveling outside Rotary International District 2650 accompanied by a Rotary club member other than a member of the host family.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

地区青少年交換委員会　委員長　承認サイン

受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02

Notification of travel outside the district (overseas) for a school excursion

交換学生名 Name of Student	
高等学校名 Name of School	
修学旅行期間 Date of travel	年 月 日から 月 日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Notification Date	年 月 日

上記の受入学生の海外修学旅行に関する地区外（県外）移動届がホストＲＣに提出されました。当ＲＣは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストＲＣ Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、修学旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから一時離脱をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program temporarily during a school excursion. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

地区青少年交換委員会　委員長　承認サイン

Rotary District 2650 | rotary youth exchange

受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03

Notification of travel outside the district (domestic and overseas) for IBS and parents' travel

交換学生名 Name of Student	
同行保護者名 Name of Parents	
旅行期間 Date of travel	＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から　＿＿月＿＿＿日
旅程 Itinerany	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日	年　　月　　日

上記の受入学生と保護者の旅行に関する地区外（県外）移動届がホストＲＣに提出されました。当ＲＣは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストＲＣ Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから離脱（□一時離脱、□完全離脱）をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者､両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員､理事､委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program(□temporarily,□completely) during travel.　We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

地区青少年交換委員会　委員長　承認サイン

派遣学生マニュアル

目　次

Ⅰ．　派遣学生に必要なロータリー知識 ----------②-1

Ⅱ．　ロータリー青少年交換プログラムとは ----------②-4

Ⅲ．　出発までの準備 ----------②-5

Ⅳ．　ルールと注意事項 ----------②-8

Ⅴ．　ロータリー交換学生としての心構え ----------②-11

Ⅵ．　保護者へのお願い ----------②-19

2026．8．2　改訂

Ⅰ．派遣学生に必要なロータリー知識

〔ロータリーの目的〕

ロータリーの目的は､意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し､これを育むことにあります｡具体的には､次の事項を奨励することです。

第１　知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること

第２　職業上の高い倫理基準を保ち､役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し､社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとすること

第３　ロータリアン一人一人が､個人として､また事業及び社会生活において､日々､奉仕の理念を実践すること

第４　奉仕の理念で結ばれた職業人が､世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること

〔ロータリーの誕生〕

1905年2月23日、アメリカ・シカゴ市で、青年弁護士　ポール P. ハリスが、３人の友人と第１回の会合を開いたのが、ロータリークラブの始まりです。

ロータリーとは、会員が持ち回りで順番に集会を各自の事務所で開いたことから名付けられました。

〔日本のロータリー〕

1920年（大正９年)10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に『東京ロータリークラブ』を創立し、翌大正10年４月１日、世界で855番目のクラブとして国際ロータリーに加盟が承認されました。

今や国際ロータリーにおける日本の地位は不動のものになりました。現在、国内では、2,150クラブ、会員数 82,457に達しています。(2026年8月19日現在　雑誌「ロータリーの友」より)

〔ロータリークラブ ROTARY CLUB〕

あなたの町や地域に住んでいる人、仕事をしている人達が会員となり、市町村単位、行政区単位毎にロータリークラブが結成され、地域社会に密着した奉仕活動を行っています。ロータリー活動の基本は、このクラブ組織にあります。

通常、ロータリークラブの名称には存在場所が分かるようにその地域名や市町村名が入っています。

現在、世界には200以上の国と地域に36,612のロータリークラブがあり、会員総数は1,148,447人に達しています。(2026年8月19日現在　「ロータリーの友」より)

〔国際ロータリー　ROTARY INTERNATIONAL〕

ロータリークラブをメンバーとして、国際ロータリー(ＲＩ)が組織・運営されています。

国際ロータリーの最近の主な事業としては、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団からチャレンジ補助金３億5,500万ドルが授与されたことを受け、世界中のロータリークラブはこれに２億ドルを上乗せしてポリオ根絶に寄付するための募金活動を行っています。

国際ロータリー世界本部は、アメリカ合衆国シカゴ市郊外のエバンストンにあります。

〔地区　DISTRICT〕

ロータリーでは、地域的に世界を525の地区に分けています。日本には現在34の地区があります。それぞれの地区には『地区番号』が付いており、我々の地区は第2650地区（京都・滋賀・福井・奈良）で、正式名称は『国際ロータリー第2650地区（RID2650）』と呼びます。2026年10月現在、当地区内には96のロータリークラブがあります。

〔地区青少年交換委員会　DISTRICT YOUTH EXCHANGE COMMITTEE〕

それぞれの地区に設けられた青少年交換プログラムを企画、運営するための委員会です。世界中の

地区委員会同士で連絡を取り合い、あなたを交換するための必要な手続きを行います。また、研修やオリエンテーションなども企画、運営を行います。

〔ロータリアン　ROTARIAN〕

ロータリークラブの会員のことをこう呼びます。

〔地区大会　DISTRICT CONFERENCE〕

その地区のロータリアンが集まるロータリーの祭典で、年に一回開催されます。
開催地は、通常、その年のガバナーの出身市町村です。

あなたは出発前と帰国後に日本で、あるいは派遣先で必ずこの地区大会に参加することになります。

〔ガバナー　DISTRICT　GOVERNOR〕

正式には地区ガバナーといいます。その地区での最高責任者です。
任期はその年の７月１日から翌年６月30日までの一年間です。

〔ガバナーエレクト　GOVERNOR ELECT〕

翌年度にガバナーになる予定者のことです。

〔パストガバナー　PAST DISTRICT GOVERNOR〕

ガバナー経験者のことを言います。

〔スポンサーロータリークラブ　SPONSOR ROTARY CLUB〕

あなたを推薦する日本のロータリークラブのことです。

派遣中は、地区番号と同様に『あなたのスポンサークラブはどこですか ?』と、よく聞かれます。自分のクラブがどこなのか、覚えて行く必要があります。

このスポンサーロータリークラブの推薦がなければ、あなたは交換学生になれません。

〔ホストロータリークラブ　HOST ROTARY CLUB〕

あなたを受入、世話をしてくれる派遣先のロータリークラブのことです。

受入先のホストクラブが決まるのは、早くて出発の３～４ヶ月前です。

〔クラブカウンセラー・カウンセラー　CLUB COUNSELOR〕

あなたの派遣に関して、色々とアドバイスしてくれるロータリアンのことです。

派遣前はスポンサークラブのカウンセラーに、派遣中はホストクラブのカウンセラーに困ったことや悩みを相談して下さい。クラブカウンセラーは、問題の解決に努力してくれます。

〔イン・バウンド　INBOUND〕

日本に（その国に）派遣されてくる受入学生のことを言います。

〔アウト・バウンド　OUTBOUND〕

海外に（日本に）派遣される交換学生のことです。
あなたは日本では［OUTBOUND］ですが、派遣先では［INBOUND］となります。

〔青少年交換学友会　（ROTEX・ローテックス）〕

青少年交換学友会は、ロータリー交換プログラムの経験者のことを言います。（ROTEXは[ROTary youth EXchange student]の略。青少年交換学友会と同じ）あなたはオリエンテーションその他で、ROTEXのアドバイスをたくさん受けることが出来ます。ROTEXがあなたにもたらす情報は、大変役に立つものばかりです。あなたも帰国後、ROTEXとして後輩の指導をすることになります。

〔受入保証書　ギャランティーフォーム　GUARANTEE FORM〕

重要書類です。日本語に訳すと［受入保証書］となります。
あなたの受入先等が決まりますと、相手地区委員会からこの書類が送られてきます。この書類には、受入ホストクラブ名やホストファミリーの住所氏名が記載されています。又、あなたが到着しなければならない［最終到着空港］も記載してあります。

〔入国ビザ　VISA〕

派遣するにあたり、あなたが受入られる国から入国許可を取得する必要があります。これがビザと呼ばれるものです。ビザがないと派遣できません。ビザは、日本にある大使館や領事館に必要書類を揃えて申請します。

国によって申請に必要な書類が違いますが、次の書類はほとんどの国で必要ですので、準備する必要があります。

１.受入ロータリークラブよりの受入保証書[GUARANTEE FORM]。

２.保護者の同意書。

これ以外にも、国毎に申請書類や受入書類等が必要になります。

国によっては、ビザの発給に２～３ヶ月要する場合もあります。

ビザの手続きは、ロータリーの指定する旅行代理店が代行しますので、受入先から必要書類が返送されたら、ロータリーの指示に従って速やかに申請手続きを開始して下さい。

〔ＤＳ－２０１９〕

重要書類の一つです。アメリカに派遣される学生が、ビザを取得するのに必要な書類です。この書類は、受入保証書[GUARANTEE FORM]と一緒に、受入先の地区青少年交換委員会から郵送されて来ます。受け取ったら、他の必要書類と一緒にアメリカ領事館に提出し、ビザを申請します。

アメリカ以外の国も同様の書類があります。

〔予防接種証明書 IMMUNIZATION RECORD〕

受入先の学校に入学する際、生まれたときからこれまでに受けた［予防接種記録］を提出しなければなりません。記録用紙は受入先のロータリークラブから、他の重要書類と一緒に郵送されてきます。

この用紙に、あなたが生まれてから今日まで受けた予防接種の種類と、正確な年月日を書き込みます。母子手帳を参考に、洩れなく記入して下さい。

アメリカは州によって接種必要回数が違いますが、Ｂ型肝炎など足りない分は出発前までに済ませます。この『予防注射記録』がないと、学校に入学できません。ロータリーの指示に従って必ず実施して下さい。

2005年４月より、ツベルクリン反応を受けずにBCGを接種するようになりました。予防接種の証明は、結核でない証明をもらうようにして下さい。

Ⅱ．ロータリー青少年交換プログラムとは

〔交換計画の仕組み〕

このプログラムは一般的な旅行ではなく、語学を修得するための留学でもありません。

人種、宗教、習慣、文化の違いに対し、偏見・差別感を持たない人間を育成することを目的にし、派遣された国の言語を学び、多くのロータリアン並びに市民との交流を持ち、その国の人情、風俗、文化、歴史、社会等について、見聞を広めると共に、日本について紹介し、人間の思いやりの精神を高めようと努力し、人間形成の為の精神を養成し、ロータリーの目的とする国際理解と国際親善を推進することです。若き親善大使の役割を果たします。

文化を越えた一つの小さな友情が、異文化への理解を深め、世界平和へとつながっていきます。

このロータリーの青少年交換プログラムでは留学と言う用語は使いません。あくまでも「交換」であり、留学生ではなく、「交換学生（Exchange Student）」です。交換＝Exchangeですから、派遣＝Outboundと受入＝Inboundがあります。

原則として、交換年度内に派遣したスポンサークラブは、同数の交換学生を受け入れなければなりません。ただし、相手地区の都合によって、翌年に受け入れるなど、変則が起こることがあります。

このプログラムは国際ロータリーを構成するそれぞれのロータリークラブの独立した自治制度のもとに運営されており、現在世界中で長期（一年間）、短期（数週間から数ヶ月）合わせて約8,000人が交換されています。当地区では長期（一年間）のプログラムのみです。長期の場合は、観光ビザではなく、就学ビザが必要になります。

ロータリーの活動は全てそうですが、主体はロータリークラブです。責任はクラブにあります。地区委員会はガバナーの指導の下に、クラブの活動を支援するのが任務であります。例えば、選考会から、派遣学生の為の研修会、受入学生を受け入れるまでの事務手続きなどです。

次に交換の時期は、原則として相手国の学校制度に合わせて、北半球（アメリカ、ヨーロッパ、ブラジルなど）は８月末に来日・出発、南半球（オーストラリア等）は１月来日です。但し、オーストラリアの出発は８月末になります。

Ⅲ. 出発までの準備

〔研修会〕

出発までに６回の研修会を開催します。
これらの研修会は、あなたの交換生活を成功に導くために開催されるものです。必ず出席して下さい。欠席者は派遣を取り消します。

研修会では、派遣に必要な手続きはもちろん、精神的なノウハウ、ホームステイ先での過ごし方、学校生活などについて、経験豊かなロータリアンや、先輩 ROTEXがアドバイスしてくれます。特に一泊二日で実施されるオリエンテーションは、ROTEXも参加し貴重な体験となります。

〔派遣先の決定〕

面接選考の時、あなたに派遣希望国を聞きましたが、地区委員会では希望国に派遣できるように努力しますが、相手国の事情やあなたの性格等を判断して、最も適した派遣先を決めます。時には、あなたの希望国とは全然違う国に派遣されることになるかもしれません。

受け入れする都市・ロータリークラブは、相手の地区青少年交換委員会が決定します。

〔交換の最終決定〕

選考試験をパスしても、これで派遣が決定したわけではありません。あなたがロータリーに提出した英文の申請書類［APPLICATION FORM]一式を、ロータリー地区委員会が決めた派遣先の青少年交換委員会に送ります。相手地区委員会ではその書類を十分審査した上で、何も問題がなければあなたのホストロータリークラブを探します。

無事、あなたを受け入れてくれるホストロータリークラブが見つかると、受入保証書[GUARANTEE FORM]が送り返されてきます。その時、初めてあなたの派遣が正式に決定することになるのです。

〔受入先の学校〕

受入保証書の中に、通常、受入学校の名前が書いてあります。

一部の地区では、あなたの到着後に語学力テストしてから入学する学校を決める所もあります。その場合は、学校名の代わりにその地域の教育委員会の名称が書いてあります。

日本の学校によっては、出発前にあなたを受入れる学校の詳しい住所や、受ける予定の授業内容等を提出しなければならない場合もありますが、受ける科目については、現地に着いてから、受入先のロータリークラブのカウンセラーや、スクールカウンセラーと相談して決めることになります。日本の学校にはその旨を説明し、現地到着後、受ける授業が全て決まったら報告するようにして下さい。

また、習得する教科や単位認定に関しては、私たち地区委員会は関与しません。必要とする場合は、各自で派遣期間中に派遣学校に申し出て取得して下さい。

〔渡航手続き〕

パスポートは出来れば誰の助けも借りずに、自分一人で申請し取得して下さい。ロータリー交換学生としての最初の一歩です。

査証（ビザ）の申請は、地区の指定した旅行会社が、あなたの手伝いをします。ビザ申請必要書類が全て整ったら、自分で旅行代理店へ出向くか、郵送にて申請して下さい。

〔ロータリージャケット〕

あなたは、ロータリーが指定した『ロータリージャケット（ブレザー）』を着用しなければなりません。派遣中はもちろん、出発前でも、ロータリーの例会や地区大会等の公式行事に出席することになります。これらの公式行事に出席する場合、このロータリージャケットを着用しなければなりません。ロータリーが指定した業者から、全員が同じ物を購入します。ロータリーの指示に従って下さい。購入費用はあなたの負担になります。

〔旅行保険〕

あなたは出発する前に、国際ロータリー（ＲＩ）が指定する金額に準拠した日本の交換学生保険と、ホストロータリーが指定する交換学生保険に加入しなければなりません。

日本の保険は、出発近くに開催される研修会で加入申込を案内します。

ホストロータリーが指定する保険は、国によっては、重要書類と一緒に申込書がメール等で送ってくる場合や、ウェブサイトで直接申し込む場合があります。メール等で送られて来た場合は、自分で申込書に必要事項を記入し、日本の銀行に出向いて保険加入金を派遣される国の通貨で小切手を発行してもらい、加入申込書と一緒に郵送します。この保険の加入は、日本のロータリーがあなたを派遣する条件となっていますし、ホストロータリーの地区が、あなたを受け入れてくれる条件にもなっています。最重要事項として出発前に必ず手続きを済ませて下さい。してない場合は出発できません。

尚、派遣地区によってはあなたが現地に着いてから、指定保険の加入手続きをする場合もあります。この時に問題になるのが、『日本で既に保険に加入してきたから、加入しなくてもいい』と断り、ホストロータリーを困らせる交換学生がいます。これは受入の条件に入っており、強制送還の対象となりますので注意して下さい。

保険は、あなたやあなたの家族のために加入するものです。過去の色々な事故・事件のケースから、ロータリーが判断し指定している保険です。

〔持っていく小遣い〕

ホストロータリークラブでは、あなたに毎月小遣いを支給してくれます。金額は国や地区によって違いますが、日本円で10,000円前後です。

出発時に一年間の緊急用のお金、ホスト地区が主催する旅行（エクスカーション）費用（地域によってエクスカーション費用は違います）などを持って行きます。それ以上は必要有りません。緊急用のお金は、派遣地区によってはホストロータリーに預ける場合があります。派遣される地区に従って下さい。余ったら日本に持ち帰り両親に返して下さい。

あなたは今回の派遣で、両親にかなりの出費をさせているわけですから、派遣中もできるだけ倹約し、無駄遣いをしないように心掛けて下さい。

又、交換学生の派手な金遣いは、ホストクラブやホストファミリーから嫌がられます。持っていくお金は、安全を考えクレジットカードかデビットカードなどで持って行くことを推奨しています。カードの使用と支払いについては保護者と話し合って下さい。また、自動現金支払機（ＡＴＭ）を使って、自分の銀行口座から直接現金を取り出すこともできます。銀行に連絡をし、滞在先でデビットカードが使えるか、また、滞在先の銀行で利用した場合にかかる手数料がいくらか調べておきましょう。

〔お土産〕

ホストファミリーにお土産を持って行くと良いです。高額なものは必要有りません。心のこもった品物やあなたの住む地域のものを持っていくと喜ばれます。出発前に手紙で家族構成を聞いたら、家族それぞれに持っていくとよいでしょう。２番目、３番目のホストファミリーにも、同じようにお土産を持っていく必要があります。お土産については、ROTEXにアドバイスを受けてください。

〔スーツケース〕

新しいスーツケースを購入する必要があるなら、鍵はカギ式ではなく、ダイヤルロックでＴＡＣロック機能付き（アメリカ入国にはＴＡＳ機能付きか、施錠しないスーツケースしか認められていません）のものをお勧めします。過去にカギを紛失した例が沢山有ります。

飛行機で運べる荷物には、行先、空港会社によって違うので必ず確かめて下さい。規定は随時変更されます。気を付けて下さい。

どの方面でも、スーツケースとは別に機内持ち込み手荷物を一個持って行けますが、乗り継ぎや、

空港での移動のことを考え、なるべく重くならないように注意します。スーツケースは、出発３～４日前に一度詰めてみて一人で持ち運びが出来るか確認して下さい。また、持ち込みできないものなど事前によく調べておいて下さい。

〔渡航ルートの決定〕

受入保証書[GUARANTEE FORM]には、あなたのホストファミリーやホストクラブのロータリアン達が出迎えてくれる［最終到着空港］が指定されてきます。

この空港に向けてあなたは出発することになりますが、渡航は往復とも最短コースで、安全を最優先に考慮し地区委員会が指定します。このルートや日程は勝手に変更することは出来ません。航空券は、ロータリーが指定した旅行業者が手配します。

〔ホストファミリーとの交信〕

早ければ、出発の３～４ヶ月前頃には最初のホストファミリーが分かります。氏名・住所・メールアドレスを手に入れたら、すぐメールを送りましょう。

手紙の内容は、先ずあなたのホストファミリーになってくれたお礼と、そして自己紹介も忘れずに書きます。ホストファミリーから先にメールが来ることもあります。

自分や自分の家族の写真を送ると喜ばれます。空港で見つけてもらえる手掛かりにもなります。

ホストファミリーとの意思の疎通は大変重要です。メールを始める事は、あなたが現地に着いたその日から、リラックスしてホームステイをするのに役立ちます。

但し、出発日・飛行機の便・到着空港については、ホストファミリーと勝手に決めてはいけません。地区委員会やクラブが見送りに空港へ行きます。また、派遣先のクラブも出迎えに来てくれます。地区委員会とも相談の上決定して下さい。地区によっては、ホストファミリーやホストクラブが出発間際まで分からない場合もありますが心配はいりません。

〔出発日〕

出発日とフライトスケジュールが決まったら、ホストファミリーやホストロータリークラブのカウンセラーに、次の事を明確にメールで知らせます。

①到着時間　②利用する航空会社　③フライトナンバー

そして、確実に最終到着空港まで出迎えてくれるようにお願いします。（地区委員会も相手地区を通じてお願いします。）

特に、深夜の到着便など、誰も迎えに来ていない等ということがないよう、念を入れておきます。

また、ビザの取得状況やフライトスケジュールの変更等によって、出発日が変更になる場合もあります。その場合はロータリーの指示に従って行動します。

〔出発〕

ホスト地区が到着日を指定してくる事があります。その場合は、指定日に到着できるように出発することになります。

ほとんどの交換学生は、関西国際空港からの出発となります。関空では、地区青少年交換委員会が立ち会います。保護者や家族、親戚、スポンサーロータリークラブのロータリアン、友達に見送られ出発して下さい。空港での別れは辛いかもしれませんが、大勢に見送られ元気に出発して下さい。

〔乗り継ぎ〕

ホスト地区が指定してくる最終到着空港に行くには、途中の大きな空港で乗換えをしなければならない場合もあります。途中の空港までは、同じ方向に派遣される交換学生と一緒の場合もありますが、そこから先は全員が別々になります。乗り継ぎ空港では、ボーデングカードに記入された航空会社と便名を案内ボードで探し、時間を間違わず乗り継いで下さい。もし判らなくなったら航空会社のカウンターに行き、日本人スタッフを捜し尋ねて下さい。

Ⅳ．ルールと注意事項

〔ロータリーのルール〕

ロータリーでは、国際的に次の４つを禁止しています。

すべて『D』で始まることから、通称『ロータリーの４Dルール』といいます。

１ DRIVEの禁止。　自動車の運転や、自動車だけでなく、オートバイ・スノーモビル等、エンジンやモーターが付いているもの全ての運転を禁止しています。

２ DRINKの禁止。　交換学生は、どんな事情があるにせよ、一切のアルコール類を飲むことが禁止されています。また、喫煙も禁止しています。

３ DRUG の禁止。　一切の麻薬・大麻等の使用、所持を禁止しています。これに違反しますと、受入国で逮捕され監禁される恐れがあります。一部の地区では合法な薬物もありまいが、交換学生は一切、手を出してはいけません。

４ DATE の禁止。　一切のデート、恋愛関係、セックスを禁止しています。

以上の４Dルールを破りますと、即、強制送還となります。

その他、受入国の法律を守らなければいけないことは、言うまでもありません。

〔日本の勉強の禁止〕

あなたは交換中、日本の大学受験勉強を含めて、日本の勉強は一切してはいけません。

あなたは派遣中日本にいる友達ともメール・LINEをするかもしれません。日本の友達から一生懸命受験勉強している様子や、大学や就職が決まったなどというメッセージが届くと『自分はここで、こんなことをして居ていいのだろうか? ・・』と疑問を持ち、悩みだし焦り始める交換学生がいます。

受験勉強や日本の勉強は、日本に帰国してからでも十分間に合います。たった一年の交換ですが、学ぶものは日本での一年間に比べて、比較にならない程多く学べるはずです。派遣された国の語学を含めた勉強や、今しかできない体験、経験を精一杯して下さい。

〔報告書〕

あなたは、毎月一回、所定の用紙で、日本の地区委員会並びに、あなたを推薦してくれたスポンサーロータリークラブに、報告書を提出しなければなりません。用紙・データは出発前に渡されます。その他に、日本の高校にも月一回は手紙や絵葉書、メール等を送り、近況を知らせる様にします。

〔成績表〕

試験を受ける度に、あなたは成績表を受け取るでしょう。この成績表は、受け取ったら直ぐ日本の高校のあなたの担任教諭に送るようにしましょう。

〔帰国後の単位について〕

帰国後、日本の高校でも、海外で受講した科目が単位として認められるケースもありますが、私たちロータリー地区はいかなる保証も致しません。日本の学校で派遣国高校の出席証明・在籍証明・成績表などが必要な場合は、派遣期間中に自己責任で取得して下さい。

〔国際電話〕

あなたが派遣中に使用する国際電話を含む通信料は、全て自己負担となります。ネットを使って通話が主流になっていますが、外国ではWi-Fiの使用に時間制限がある場合があります。ホストファミリーと十分に話し合って下さい。

日本への電話は、到着時に無事着いたことを知らせる電話や余程の緊急な時以外、連絡しないで下さい。少なくとも３カ月は家族や日本の友達への連絡を禁じています。派遣当初の３ヶ月は、言葉や文化の違いからホームシックにかかりやすい状態にあるためです。家族、友人の声はホームシックの原因となります。

〔ロータリーの旅行〕

派遣先の地区によっては、アメリカ一周旅行やカナダ横断旅行、西海岸縦断旅行、アマゾン旅行、ヨーロッパ一周旅行等を実施している所もあります。いずれも有料です。費用は約20～30万円程度から、それ以上かかる地区もあります。参加希望の方は、到着後直ぐホストクラブカウンセラーに相談して申し込んで下さい。出発前に申し込みをする所も有りますので、受入先からの書類をよく読んで下さい。地区によってはこの種の旅行がない地区もあります。

〔緊急時〕

緊急の場合、例えば派遣先で怪我や重大な病気をしたとか、或いは留守家庭に何かが有った場合等、全てロータリー地区委員会を通じて相手地区と連絡を取り合います。もし緊急なことが起きましたら、夜中でも構いませんので直ちにロータリーに連絡して下さい。

〔帰りの航空券〕

このロータリーの青少年交換プログラムでは、帰りの航空券を持って行く事が、交換の条件になっています。これは、緊急時の帰国の際や、あなたがルールを破った場合の強制送還に、いつでも対処できるようにするためです。

出発時に復路の航空券を持って行きますので、帰国する時まで決して紛失しないようにしっかり管理して下さい。紛失した場合には、新たに購入しなければなりません。

〔帰国の方法〕

ロータリーが予め設定した最短ルートで帰国します。途中の寄り道は一切許可しません。帰国の日程は、ホストロータリークラブのカウンセラーと相談し、ロータリーの旅行や行事などのスケジュールの確認をし、あなた自身で決めて下さい。

帰国日を決めたら、自分自身で現地の航空会社に予約を入れます。あなたの帰国する頃には、ちょうど夏休みの時期と重なり、とても混雑します。遅くても２月から３月末までに予約・変更を完了して下さい。帰国日程が決まったら、報告書にて日本の地区ロータリーに報告して下さい。又、保護者にも知らせて下さい。

地区委員会では、帰国時の関空への出迎えはしません。スポンサーロータリークラブとご家族でお願いします。

〔帰国後〕

帰国後、あなたは『帰国報告書』をロータリーに提出して下さい。又、帰国後に開催される『帰国報告会』・『地区大会』に出席する義務があります。

更に、青少年交換学友会（ROTEX）として、次期以降の交換学生の指導に当たります。選考会や研修会に積極的に参加し、手伝って下さい。

〔派遣の取消〕（出発前）

次の場合には、出発前に派遣を取消します。

1. 研修会・歓送会への不参加の場合。
2. 研修会等の受講態度が派遣学生として不適格と判断した場合。
3. 社会生活・学校生活において、補導・逮捕等の事件を起こしたり、在学校から停学や退学の処分を受けた場合。
4. その他交換学生として不的確と判断した場合。

取消し決定は、地区委員会とスポンサークラブとで慎重に協議したうえ判断します。

〔派遣の中止・強制送還〕（出発後）

次の場合には、たとえ交換途中であっても、派遣を取消し強制送還される事になります。

1.『ロータリーの４Ｄルール』や、万引き等の法律を破った場合。
2.ロータリーの指示に従わない場合。
3.ホストファミリーや皆に、わがままで迷惑を掛ける状態が続いた場合。
4.登校拒否・ノイローゼ・拒食症・重症のホームシックにかかった場合。
5.重大な病気や怪我をした場合。
6.ロータリーの交換学生の目的を忘れ親善大使としての使命を果たしていない場合。
7.学校を退学させられた場合。
8.その他、ロータリーが交換学生として不的確と見た場合。
9.申請書（Application Form）に書かれてある事項(交換プログラムの規則と条件)に該当する場合。

何れの場合も、相手地区委員会、スポンサークラブ、保護者、学校関係者等と綿密に連絡を取り合い、対策を協議します。

又、強制送還等の緊急帰国に必要な国際電話や送迎費用等の経費は、全て保護者負担となります。

Ⅴ．ロータリー交換学生としての心構え

〔ロータリー青少年交換プログラムの目的〕

多くの学生が語学力の向上を目的として、この交換プログラムに応募してきた事と思います。

確かに、一年間の派遣で、語学力は飛躍的に向上するでしょう。しかし、ロータリーが求めるこのプログラムの真の目的は、他にあります。ロータリーはあなたを派遣することで、あなたが何の偏見も持たない真の国際人として、世界の平和に貢献してくれることを期待しています。

人類はいつの時代にも、人種や宗教、習慣や文化の違いに偏見を持ち、偏見はやがて差別となり、紛争へと発展させています。今日現在でも、世界の各地で戦争という悲劇が起きています。同じ人間なのに、人種や宗教が違う、習慣や文化が違うからといって、殺し合いをして良い訳がありません。

もし、世界中の国々にあなたの友達が居たら、たとえ宗教や肌の色が違からといっても、異なる習慣や文化があることを理解し合っていたら、あなたはその国と戦争や紛争をしたいと考えないでしょう。派遣先で世界各地の大勢の友達を作り、友情を育て、それぞれの交換学生自身が外国との友好の架け橋になることを、世界中のロータリーが強く望んでいます。

〔ロータリー交換学生の使命〕

日本の文化や日本人をよく知らない海外の人達からすると、あなたという人を通じて、日本の文化や日本人というものを知ることになります。多くの人にその良さを紹介するということが、あなたに求められるロータリー親善大使としての使命なのです。

◆オーストラリアに派遣された帰国学生は、「大切な友達は、他の国からの交換学生です。私が帰国する日、早朝にもかかわらず空港までサヨナラを言いに来てくれました。いつかは交換学生達に会いに行こうと思っています。」

◆他の先輩交換学生は、帰国報告で、「海外の人達は、トヨタ・ソニー等の日本メーカーやアニメの事を知っています。でも、いまだに忍者や侍が居ると思っていませんが、日本の文化や日本人の事は殆ど理解していません」と。

他にも、派遣先の町で、何かの集まりや近所の小学校を訪問した際に、オリガミを教えたらとても喜ばれたし、驚かれたとも報告しています。

ホームステイ先で日本の料理を作ったり、家族や自分の町の写真を見せたりしながら日本を紹介していくことも、大切なロータリー親善大使としての使命なのです。

〔出発までの心構え〕

あなたを選考するにあたり、ロータリーでは特に次の事に留意しました。

1. 交換学生としての目的意識がしっかりしていて、自分から交換を希望しているか。
2. 奉仕と感謝の気持ちを常に持っているか。
3. ロータリーの親善大使として、ふさわしい社交性を持っているか。
4. どの年代の人々とも打ち解けられる人柄であるか。
5. 家族を愛し、家族に対して感謝の気持ちを持っているか。
6. 自分の考えを明確に相手に伝える能力があるか。
7. 確かな判断力で、多くの良き友人を選ぶ能力を有するか。
8. 人種や国家に対し、偏見を持っていないか。
9. 国際問題に興味と関心を持ち、ある程度の知識を持っているか。

さて、あなたはこの内、いくつ合格したと思いますか。

これを読んで、あなたは『交換学生とは余り関係ないのでは』と考えたかもしれません。しかし、実は、どの項目もあなたの交換プログラムの成功のために、とても大切なことなのです。

〔交換学生としての目的意識がしっかりしていて、自分から交換を希望していること〕

もし、あなたの交換学生としての目的がロータリーの目的と違うので有れば、例えば大学受験や日本の高校での勉強が辛いから逃げ出すのが目的だったり、この交換があなた自身の意思ではなく、誰かの指示によっての派遣だったりするのなら、直ぐにロータリーに申し出て、この交換を取り消して下さい。出来るだけ早く申し出ないと、折角あなたとの交換で来日しようと考えている、交換相手地区の交換学生の夢を潰すことになります。

目的のない憧れだけの交換は、ただの遊びに終わります。もし、あなたが派遣を楽しいことだと夢を見ているだけなら、最初の頃の辛さに耐えられず、きっとあなたの派遣は失敗してしまうでしょう。

◆ベルギーに派遣された、ある交換学生は、到着最初からトラブルに見舞われました。

「自分の力を試すため、人に頼らないで頑張ること目的。トラブルで落ち込んだ自分が情けない、もう一度スタートラインに戻って頑張ろう。」と奮起したといいます。

『言葉』は理解を深めるための手段であり、あなたの意思を伝える道具ですが、語学力の向上はロータリーの目的ではありません。それでも、それは重要な手段であり、大切な道具です。言葉の障害を一日でも早く取り除くことは、あなたの交換を成功させるために必要です。

出発前から、出来るだけ会話を中心とした練習を積み重ねて下さい。特に、発音を重視した練習はとても大切です。派遣先によっては、あなたの住んでいる町では勉強できない国の言葉もあます。ROTEXに相談し、独学で勉強して下さい。

〔奉仕と感謝の気持ちを常に持っていること〕

あなたが特に忘れてならないことは、ロータリーのこの青少年交換プログラムは、全てがボランティア活動で行われているということです。このプログラムに関わる世界中のロータリアンとその家族、ホームステイ先も、誰もが、何の報酬も得ず、自分達の貴重な時間と労力をあなたのために、『奉仕』しているのです。

あなた一人を派遣させるために、信じられないでしょうが、何千人というロータリアンが関係しています。その一人一人の善意の気持ちによって、あなたの交換が存在していることを、決して忘れないで下さい。

私たちロータリアンは、『常に誰か他の人のために自分を役立てよう。何か人のために尽くそう』という『奉仕の気持ち』を持って日々活動しています。ロータリーの交換学生であるあなたにも、同じ気持ちを持って頂きたいのです。この『奉仕の気持ち』は、交換生活でとても役に立ち、あなたの派遣を成功させる大きな力となります。

「人に親切にして欲しかったら、自分から人に親切にしてあげなければならない」

「自分の間違いを人に許して欲しいのなら、人の間違いを許してあげるべき」

「寛容の気持ちを持って人に接するようになってから、全てがうまく行きました」

「何かをしてあげるとき、見返りを期待しては駄目だと思いました」

これらの言葉は、全て帰ってきた交換学生の話です。

ボランティアであなたを受け入れているホストファミリー、学校、そして親身になって世話してくれているロータリアン、全ての人に対して『感謝の気持ち』を持ち続けて下さい。

〔ロータリーの親善大使として、ふさわしい社交性を持っていること〕

あなたの親善大使としての役割には、例えば日本の代表として色々な会合や会議に出席したり、日本文化等を紹介するスピーチを依頼されたりと、様々なものがあります。

時にはロータリーだけではなく、多くの団体からも要請されます。

◆スウェーデンに派遣された宮城県の上石順子さんは、最も貴重な体験をした一人です。なんと彼女は、日本の交換学生の代表として、ノーベル平和賞の授賞式に出席したのです。あなたは派遣中に、

日本ではあまりない『パーティー』や『晩餐会』等にも招待される場合があります。日本の代表として恥ずかしくないマナーと、高校生らしい爽やかな社交性を身に付けておくことが必要です。

〔どの年代の人々とも打ち解けられる人柄であること〕

ロータリーは『大人の世界』です。あなたは様々なロータリーの例会や会合に出席し、大勢のロータリアンと接することになります。

あなたのクラブカウンセラーやスクールカウンセラー、そして派遣中一番頼りになるホストペアレンツも『大人』です。あなたが派遣中に出会う大人は、日本の大人のように、あなたを子供扱いにしません。殆どの人があなたを対等に扱い、あなたの意見をハッキリと求めてきます。あなたは、そういった年の離れた大人たちと、心を開いて接することが必要になります。あなたの両親に対する今までの『甘え』は、派遣先では全く通用しなくなることを忘れないで下さい。そして派遣前からその準備をして下さい。

あなたが派遣先で出会う人は、大人ばかりではありません。

ホストファミリーが変わり場面が変われば、『主役』であるあなたの立場も変わります。例えば、ホストファミリーに小さな子供がいたら、あなたは兄であり姉として、兄弟の面倒を見ることをホストペアレンツは期待するでしょう。

また、別のホストペアレンツは、もう何年も前に子育てを終え、実の子供は独り立ちして、家を離れている場合もあります。あなたにとっては、おじいさんやおばあさんのように比較的年齢の高い人達かもしれません。そんな人達とも、うまくやっていかなければならないのです。

このようにあなたには、どの年代の誰とでも心から打ち解けられる人柄が必要になるのです。

〔家族を愛し、家族に対して感謝の気持ちを持っていること〕

派遣中に日本の家族のことを考えない交換学生はいません。誰でも家族と遠く離れて暮らしてみて、初めて家族のありがたさを実感します。

◆スウェーデンに派遣された交換学生とお母さんは、一年の派遣中に50数回の手紙で、互いの状況やそれぞれの家族に対する思いを交信しました。

◆カナダに派遣された交換学生は「まさか家族と文通するとは思ってもなかった。でも、手紙って普段思っていても口に出せないことまで書けるんですよ。･･･日本では喧嘩ばかりしていたお兄さんが、とても優しい手紙を書いてくれて、涙が止まらなくって･･･」

高いお金をかけて、あなたを派遣させてくれる両親に、感謝していない人はいないでしょう。でも、その感謝の気持ちをどのくらい、あなたは両親に伝えることが出来ますか。「派遣させてくれてありがとう」と、心で思っていることを、あなたは素直に口に出して言えますか。

◆「アメリカから来た学生は、その日にホストファミリーが自分にしてくれた何かほんの小さなことでも思い出して、寝る前に必ず『今日は、何々をしてくれてありがとう』と言いました。彼の感謝の気持ちが伝わりとても嬉しかった」とそのホストファミリーは話していました。

派遣先では、あなたはあなたの本当の家族以上に、ホストファミリーに対して感謝しなければなりません。そして、常に感謝の気持ちを持つだけでなく、それを伝える技術を身に付けなければなりません。あなたの両親や家族のように、日本人は言葉に出さなくても、何を考えているかを感じ取ってくれますが、あなたを知らないホストファミリーは、あなたの口から発せられる『言葉』で全てを判断するしかありません。

「この子は、私たちと一緒に暮らしていて楽しいのだろうか、それとも不満なのだろうか。何を聞いても満足な答えが返ってこないし、感謝されているのかどうか判らない」

日本人のあなたをホストしたホストファミリーはあなたを家族の一員として迎えるため、精一杯努力しています。あなたがそれに対して『何の反応も』示さなければ、ホストファミリーにとって『快

適ではない』という答えと受け取るのです。あなたの持つ表現力を最大に使い、あなたの『感謝の心』を言葉や態度で伝える必要があります。

ホストファミリーとは、あなたの本当の家族と同じように、いつも一緒に過ごす事になります。当然、小さな感情のズレや、些細な事で傷つく事が有るかも知れません。そんな時『感謝の気持ち』を持っていれば、やり過ごす事が出来ます。家族を愛するという事は、家族を理解し、寛容の気持ちを持つ事が必要です。自分の本当の家族も愛せない様では、ホストファミリーを愛する事など出来ません。あなたを育てた両親の苦労をもう一度考え、改めて感謝の気持ちを持ち、それを伝えて下さい。

〔自分の考えを明確に相手に伝える能力があること〕

『言葉は手段であり、道具である』と前に書いた通り、自分の意思を相手に伝えるのは、言葉しか有りません。しかし自分の気持ちを理解してもらうことは、たとえ日本語でも難しいことです。まして、最初の頃の単語力の乏しい時にあなたの気持ちを相手に正確に伝えるのは、まさに至難の業です。

◆「アイスクリームを食べるか、と聞かれて遠慮して、『ノー』って言ったら、自分以外の全員が、目の前でおいしそうにアイスクリームを食べ始めた・・本当は食べたかった私は、自分の分を用意してくれなかったホストマザーにショックを受けた。でも『ノー』と言ったのは自分。日本なら、絶対ノーといっても出てくるのに。次から『YES』の他に、何の種類をどのくらい欲しいかまで、ちゃんと答えることにした」帰国した交換学生の言葉です。

◆「恥ずかしくて自分の意見を言わなかったら、馬鹿だと思われた」「たとえ間違ってもいいから、自分の意見や考えは言葉で表現すべき」帰国した交換学生が口を揃えて言います。

『外国人は遠慮をしない』と思っている人が居ますが、それは違います。外国人は、国によって違いますが、自分の考えや、気持ちを伝えることはストレートに言葉で表現しますので、そう感じる日本人が多いのです。これは、単に国民性による『表現方法の違いと受け止め方の違い』によるものです。ただし、相手を傷つけるようなことは、言葉に出さないように『遠慮』しますし、相手を思いやる気持ちは世界中どこも同じです。

例えば、この『アイスクリーム』の場合ですが、日本の場合は確かに、ノーと断ってもその言葉の裏にある『遠慮』を読み取って、アイスクリームが出てくることに、お互いに何の不自然さを感じません。アメリカの場合、『言葉で表現された』相手の気持ちを無視して『アイスクリーム』を出せば、かえって失礼になります。

逆に北アイルランドでは、客が家に来たら『紅茶でも如何ですか？』と聞きます。客は『お構いなく』と答えます。それを三回繰り返し・・・やがて紅茶が出てきて、客は『ありがとう』と言いながら飲むそうです。派遣先の習慣と文化を注意深く観察して下さい。

〔交換学生の３つのキーワード〕

どこに派遣されても、交換学生にとって必要な言葉が 3つあります。どんな小さな事でも、あなたに対して誰かが何かをしてくれた時に、感謝の気持ちを表現する　『THANK YOU』。何かを頼むときに必ず使う『PLEASE』。そして相手を傷つけないように思いやる言葉『EXCUSE ME』。この３つの言葉を日本語で、今のうちから使う訓練をしておいて下さい。

〔確かな判断力で、多くの良き友人を選ぶ能力を有する事〕

世界中どこの学校にも『あまり良くないグループ』は存在します。派遣先の町で生まれ育っていないあなたが『誰が良くて、誰が悪いか』を判断することは、難しいことだと思います。『良くないグループ』であることに気が付かず、ホストファミリーやスクールカウンセラーに注意されても近づいていき、とてもひどい目にあった交換学生も居ます。しかも、ホストファミリーやカウンセラーのアドバイスは大切ですが、彼らがいつも居るとは限りません。最終的にあなたの『確かな判断力』が必要となります。友達を作ることは大切ですが、相手をよく見極める判断力がより必要となります。

◆「最初の頃は友達も限られた人だけで、行動範囲も狭かったと思う」とある女子交換学生は振り返ります。「友達も学校生活を楽しむという人ではなく、勉強をしている人達だった。だから放課後も家に直行していた。何度か別のグループに誘われたけど、『DRUG & DRINK』の集まりで、途中から行かなくなった。それが原因で友達が出来ないのではないかと悩んだ日もあった。でも結果的には、男の子たちが皆で私をDRUGから守ってくれて、最後には本当にいい友達が大勢出来た」と話します。

もし、彼女が判断を誤り、友達が欲しいがために、そのグループと一緒に麻薬や飲酒をしていたら、彼女自身の身にどんな危険が待ち受けていたか判りません。

日本と違って海外の国では、治安の悪い場所も沢山有ります。あなたは、自分の強い意思と自分の正確な判断力で、あらゆるリスクから身を守らなければなりません。

〔人種や国家に対し、偏見を持っていないこと〕

日本は単一民族国家と言われます。日本に住んでいる人は、皆が同じ髪の色をして、同じ顔の形で、同じ肌の色をしています。ところが、あなたが派遣される国は違います。

◆カリフォルニアに派遣された交換学生は、「白人もいれば、黒人もいて、韓国系、中国系、日本人、ベトナム人、コロンビア人、メキシコ人など、実に沢山の人種が学校にいます。それぞれが、グループを作り、どのグループも排他的で仲間に入れてもらえませんし、同じアジア人がたくさんおり、日本からの交換学生だと思われません。かといって、日本人たちのグループに入ったのでは、何をしに派遣されたのかわからない」『人種問題』で大変苦労したと言います。

「交換学生にとって人種差別は大変厄介な問題です。白人に話しかけても無視され、黒人にはバカにされる。しかもアジア人同士国が違えば話もしない」彼女は、最初の頃『英語をマスターする以外解決方法はないのでは・・』と、考えました。もちろん、それも解決方法の一つです。

では、どのように解決したのでしょう。

「派遣されて５ヶ月経った頃から、友達が出来るようになりました。自分から人種に対する偏見を捨て、誰にでも積極的に話しかけるようにしました。最初は無視されていたけど、根気強く話しかけることにより、日本人から同じ人間と見てくれるようになりました。」

◆ロサンゼルスの近郊に派遣された交換学生は、「他の日本人留学生は『中国人と間違われるのがとても嫌だ』と言っていました。でも、ここでは日本人も韓国人も中国人も皆同じに見えるのだから、仕方ありません。それに中国人に対してとても失礼ですよね」

◆日本で生まれ育った韓国籍の交換学生は、「日本では在日韓国人ということで、いじめられたことが沢山有ります。同じ人間同士、なぜ仲良く出来ないのだろう」出発前のオリエンテーションで、同期の交換学生にこう訴えました。その彼女は派遣されたアメリカからの報告書で「学校には日本人は一人もいません。中国人、台湾人、韓国人がいます。お互い『アジア人』同士、アジア人だと判ると、嬉しくてすぐ親しくなります。日本で、日本人ということだけで威張っている人も、ここに来たら、きっとアジアの皆と仲良くなると思いました。」

◆スウェーデンに派遣された交換学生からの報告です。「私の友達で台湾から来た学生がいて、その家に泊まった時、久しぶりにヨーロッパから、アジアの生活に戻ったみたいで楽しかったです。日本と台湾は近く、お互いの国の事知らないけど、色々似ていることを見つけられて嬉しかったです。」

◆ベルギーからやって来た交換学生は韓国人でしたが、両親は白人です。生まれて間もなく、妹と共に養子になりました。世界各国ではこのような例はたくさん有ります。

偏見は人種問題に限ったものではありません。

◆過去に、日本の首相が『アメリカの労働者階級は知識が低い』と発言し問題になったこともあります。当時アメリカに派遣されていた交換学生は、『同じ日本人として、とても恥ずかしくて、学校に行けなかった』と話しています。

交換中、あなたが想像している以上に、人種や国家間の問題が、あなたの回りに起こるかもしれません。あなた自身から、偏見を持たないようにしましょう。

〔国際問題に興味と関心を持ち、ある程度の知識を持っている事〕

派遣先では、あなたは日本や世界の出来事に対して意見を求められるでしょう。海外の高校生は、日本の高校生以上に国際問題や政治問題に関心があり、誰もが自分の意見を持っています。折角派遣ですから、今起こっている世界の問題に関心を持ち、世界の人達の考え方を知り、国際人としてのあなたの将来に役立てるようにして下さい。

また、日本が抱えている問題について、様々な質問をされるでしょう。今のうちから、毎日のニュースや新聞をよく読み、正しい知識を身につけましょう。しかし発言は、誤解が生じないよう、充分に意思の疎通が出来るようになってからして下さい。

また、宗教や政治など、高度な判断と相当な語学力を要する分野では、発言は慎重にしなければなりません。自分が知らない事は『すみません。私は知らないのです』と答えることも自分の意思を伝える一つであるということを、忘れないで下さい。

〔強い精神力を養う〕

今まで、あなたはご両親や家族の中で、幸せ一杯の生活をしていたことでしょう。恐らく、派遣先でも同じように、周囲の愛に守られ、幸せに暮らすことを夢見ているのではないですか？

◆アメリカに派遣された女子交換学生の体験談です。

「日本での夕食は、家族全員がそろい、今日一日の出来事を皆で話し合いながら、和やかに食事をするのが習慣でした。困ったときは、父や母に相談すれば全て解決しました。兄弟とも仲がよく、喧嘩なんか滅多にしませんでした。」

家族の愛情に恵まれ幸せな生活を送っていた彼女は、派遣生活でもホストファミリーとの楽しい語らいを夢見ながら、出発していったのです。ところが、自分が想像していた、交換生活はまるで違うことに、到着したその日に気がつきました。

「英会話をたくさん勉強したのに、言葉が通じません。夕食時は私を除いた会話が、私の頭の上を飛び交います。ホストファミリーが楽しそうに話をし、笑っているのに私は独りぼっちです。もちろん日本で家事の手伝いはしていましたが、いつも母と一緒でした。ところがホストファミリーでは、私の係である食事の後片付けは、私一人でやらなければならず、誰も手伝ってくれません。」

「ホストファミリーはとても優しい人達なのですが、英語で話しかけられても理解出来ず、答えることも出来ない私は、やがて、話しかけられるのが怖くなりました。日本では、明るく積極的だったのに、どんどん落ち込みました」

「学校でも誰も話しかけてくれません。もう誰も相談相手はいませんでした。だから日本の母に相談しょうと思い国際電話をかけました。受話器から聞こえる母の声はとても優しく、私はすぐにでも母に会いたいと思いました。日本に帰りたくて一晩中泣いていたこともあります。」

彼女は何日も悩んだ末、ロータリーでのオリエンテーションで話し合ったことを思い出し、「何事にも積極的になろう。人に話しかけられるのを待つのではなく、自分から話しかけよう。日本に電話するのは止めよう。自分で解決しよう。悩んでいるのは自分なのだから」そう心がけ、実践して、立ち直ることが出来たのです。

◆ヨーロッパに派遣された全ての交換学生が同じ体験しています。デンマークに派遣された女子交換学生は、「ホストファミリーとは、簡単な英語でコミュニケーションを取ることが出来ました。ところが夕食後の家族団欒の席で、ホストファミリーはデンマーク語で話をするのです。時々私の名前が出てきます。ホストファミリーが私のことを話しているは分かっても、その内容が分かりません。」

ホストファミリーの会話の中に入れず、寂しい思いをしましたが、それと同時に、負けず嫌いの彼

女は『それは、自分がデンマーク語を話せないからだ』と、自分に言い聞かせたのです。

彼女は学校やホームステイ先で回りにいる人を捕まえては、デンマーク語を教えてくれるように頼みました。彼女のこういった積極的な姿勢に、たくさんの人達が心を打たれ、時間を見つけては彼女にデンマーク語を教えました。そして、ついに ２～３ヶ月後には、デンマーク語で日常会話が出来るようにまでなったといいます。

◆ブラジルに派遣された男子交換学生も、「日常会話は英語で充分通じていましたが、ある日ホストのお兄さんに言われました。『君は本当のブラジル人にはならないつもりか？本当のブラジル人は、ポルトガル語を話す。』そこから特訓が始まり、僕はブラジル人になりました」周囲の人達のお陰だと言います。

あなたがもし、派遣生活中に起こる問題を全部想定して、一つ一つの問題に対してどうやって解決したらいいかを考えているとしたら、それは不可能です。

このマニュアルに書いてあること以外にも、沢山のトラブルがあなたに起こり得ることも考えられます。あなたが交換学生として、出発前に心がけなければならない事は、『どんなトラブルにも対処できる強い精神力を養うこと』以外にありません。

では、強い精神力とは、どんな構造でしょうか。

・先ず、悩みや困難を誰にも頼らず自分自身で解決しようとする自立心が必要です。
・そのためには、確かな判断力と決断したことを確実に行動に移す実行力と積極性が伴わなければなりません。
・更に、事が自分の思うように進まない時のために、どんな事態をも受け入れることが出来る柔軟性と忍耐力も必要です。柔軟性には人を許す寛容の心も必要になります。

出発前から、強い精神力を育てるよう、心がけて下さい。

トラブルから逃げたり、パニックに陥っていても、何の解決にもなりません。『友達が出来ない。誰も話しかけてくれない』と悩んでいるのではなく、自分から話しかけて、自分から友達を作るように努力しなければ問題は解決しません。ホストファミリーとうまく行かない。と悩んでいる暇があったら、『なぜうまく行かないのか？ 解決するためにはどうやればいいのか』を考えることのほうが遙かに重要であり、解決への近道です。

どの交換学生も、そのように奮起して自分でトラブルを克服してきたのです。

〔基本は人間関係〕

ホストファミリーとのトラブルや、学校での友人関係のトラブルなど、すべての問題は、『人間関係の問題』である事が分かります。

日本にいても、人間関係のトラブルはたくさんありますし、派遣先で起きる問題も、あなたの日本での日常生活で起るトラブルと、何ら変わりないのです。

例えば、ホストファミリーでうまく行かない事は、日本で両親や兄弟と喧嘩するのと同じです。友人関係で悩むのは、日本でも派遣先でも変わりありません。派遣先での生活は、根本的には日本での生活と何ら変わることなく、人と人の付き合いの中で、すなわち人間関係の積み重ねによって、構築されていくものです。あなたがこれから経験する喜怒哀楽も、あるいは派遣生活のトラブルも、あなたとあなたを取り巻く人達の間に起こるものなのです。

しかし、日本でなら簡単に解決できる問題や、あるいは問題にもならないことが、派遣先では語学力の不足が生む誤解や、習慣の違い、考え方の違いにより一層複雑にし、問題を大きくしていきます。ましてや、克服できる精神力が備わっていないとしたら解決は更に遅れるでしょう。

何度も言いますが、今のうちから強い精神力を養うように努力して下さい。

ROTEXやロータリアンの話を良く聞いて、青少年交換とはいったいどんなものかを認識してください。

但し、ROTEXの体験談やこのマニュアルに書いてあることが、必ずしもあなたに起こるとは限りません。
もっと最悪の派遣生活を体験するかもしれませんし、もちろんその逆の場合もあります。
　誰からも好かれる素直な人間に成れるよう、今から努力して下さい。

Ⅵ. 保護者へのお願い

〔自立心の向上〕

この交換学生のためのマニュアルをお読み頂いてお分かりの通り、交換生活はそんなに甘いものではありません。

日本では困ったときに家族の助けを容易に得ていた子供達は、全く一人で問題解決をして行かなければなりません。今日から皆様のお子様の自立心を向上させるよう、努力して下さい。

①自分のことは、全て自分でやらせる。

②自分で考え自分で判断させる。

③自分の行動に責任をとらせる。

自分の部屋の掃除も自分でやらせ、常に整理整頓されているようにさせます。

又、家事の手伝いを必ずさせて下さい。男の子でも炊事・皿洗い・掃除・洗濯・アイロン掛けが出来るようにしておきます。

日本料理も男女を問わずある程度教えて下さい。言葉ができなくとも、料理でコミュニケーションをとれることもあります。

朝も自分で起きるように、もし起きなければ遅刻するのは自分であって学校で先生に怒られるのも自分であることを認識させて下さい。

ご両親は、一緒に派遣できません！

学生の保護者による絶対的な支援は、交換前、交換中、交換後において極めて重要です。支援として手助けすることと、手を出さず見守ることをしっかり使い分けて下さい。派遣学生の保護者は、選考手続きや研修会に参加し、情報を習得して下さい。

〔パスポートの取得〕

お子さんの出発時までに、ご両親も一緒にパスポートを取得しておいて下さい。

これは、緊急事態が発生し、お子様を現地まで出迎えに行かなければならない場合に必要です。

〔留守家族の健康〕

留守家族の健康も重要なポイントになります。ご家族に重大な問題が起きると、早期帰国しなければならない可能性もあります。皆様のお子さんが一年間無事交換生活を送れるように、留守家族の皆様も健康に充分ご留意下さい。

〔ロータリーへの相談〕

ロータリーでは、本人の自立心向上のため、本人が直接話し、出発に必要な書類手続き等も全て自分で行うようにしています。もし質問がありましたら、どんな小さな事でも構いませんので、派遣中はもちろん、出発前・帰国後など何時でも連絡して下さい。皆様のお子さんの派遣が、有意義なものになるようにロータリーではあらゆる努力を惜しみません。

〔学生との連絡〕

３ヶ月は連絡をすることも、受けることも禁止です。厳守して下さい。

緊急・特別な用事がない限りできるだけ、メール・Skype・LINEもしないで下さい。家族・知人の声を聞くことで、かならずホームシックが悪化します。回復するには、自らが自分の殻を破って、今の環境に慣れ、ホームステイ先との信頼関係を築き、友達を作るしかありません。連絡をしないことがなによりもお子さんのためであることをご理解下さい。

〔財政的義務と保険〕

パスポートとビザにかかる費用を含め、すべての旅費そして保険加入料金（受入国により義務づけられているその他の要件も含めて）は保護者の負担となります。

〔保険について〕

保険に関しては、事故によるけがおよび疾病に対する、医療および歯科治療(虫歯治療は除外)、死亡の場合(遺体の本国送還を含む)、身体障害／四肢切断の場合(現金給付とも呼ばれます)、緊急医療移送、緊急訪問費用、24時間緊急援助サービス、法的賠償責任(学生のいかなる行為または青少年交換プログラムに関する不作為を補償する)に適用される旅行保険への加入を勧めます。学生が母国を出発する時点から帰国する時点までの期間に有効なものでなくてはなりません。

〔親の訪問〕

お子さんが派遣中、下記の条件のもと派遣先を訪問することができます。

訪問できる時期は、帰国３か月前からの２か月の間です。派遣学生の帰国間際に訪問して一緒に帰って来ることは禁止です。１年間、あなたのお子さんのために、ボランティアで世話をしていただいているホストファミリーやロータリアンと派遣学生の関係を壊さないためです。

訪問するに当たっては、日本のロータリー地区委員会と、ホストロータリークラブの許可が必要です。

〔緊急連絡〕

留守宅での緊急連絡は、全てロータリーを通じて行います。24時間電話連絡を受けますので、緊急の場合は直ちにご連絡下さい。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者およびパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

国際ロータリー第2650地区青少年交換委員会

資　料

（青少年交換プログラム）

目　次

ロータリー章典 最新版（抜粋）

最新年度従来の交換形式における地区認定の要件

第 2650 地区危機管理ハンドブック 最新版

ハラスメントに対する危機管理マニュアル 最新版

YESS 運用マニュアル

日本語版国際ロータリー青少年交換長期来日学生用保険案内

ロータリー

章典

2025 年 10 月

（2025 年 6 月までの理事会決定を含む）

【青少年交換関連　抜粋】

2.120. 青少年の保護

2.120.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：2002 年 11 月理事会会合、決定 98 号。
2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

2.120.2　虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待およびハラスメントの防止と報告の要件を確実に遵守しなければならない。

1. RI は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。
2. 事務総長による決定の通り、すべての地区ガバナーエレクトは、ガバナーとしての任期開始前に青少年保護に関するコースを完了しなければならない。
3. いかなる青少年プログラムに参加する地区も、地元の慣習に従って青少年保護の方針を立案し、実施してもよい。ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、ロータリー章典第 41.050.節「ロータリー青少年交換」に記されている青少年保護の方針を立案し、実施しなければならない。
4. 青少年プログラムに参加している地区は、青少年保護役員を任命すべきである。青少年保護役員は、クラブおよび地区に虐待およびハラスメント防止に関する助言をし、青少年の安全に影響を及ぼすリスクや危機を管理できるよう地区を支援し、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。
5. 虐待やハラスメント（嫌がらせ）のすべての申し立ては、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格が停止される場合がある。個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

6. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用する RI の方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。法執行機関による事情聴取はすべて、ロータリーと提携関係のない司法当局によって実施されなければならない。

7. 捜査のため警察への報告に加え、虐待あるいはハラスメントの申し立てについて、クラブと地区は、今後同様の状況を予防する方法の決定も含め、第三者による徹底した調査を行われなければならない。

8. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を禁じられなければならない。クラブは、青少年との接触が禁じられる旨の通知を受けた後にロータリー関連の文脈において青少年との接触を開始した個人に対し、その会員身分を終結しなければならない。

9. 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたはロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁じられなければならない。クラブは、青少年保護の方針に違反したとされる人物に対し、会員身分を認めることはできない（クラブが、事実を知りながらそのような個人の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、クラブを終結する）。

10. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その人物は、ロータリーの枠組みでの青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。罪を問われ

、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、いかなる人物も元の活動に復帰できるという保証はない。

11. 地区は、青少年との接触を禁止されているすべての人物を追跡し、毎年そのような禁止措置が地区全体で一貫して実施されていることを確認しなければならない。

12. 青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブのアドバイザー（顧問）、地区 RYLA 委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。

（2025 年 2 月理事会会合、決定 101 号）

出典：2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号。2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号、2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号、2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号、2025 年 2 月理事会会合、決定 101 号により改正

2.120.3. 青少年の旅行および宿泊

ロータリークラブと地区は青少年を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを遵守しなければならない。受入地区によって、または受入地区に代わって運営される旅行およびツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第 41.050.節 「青少年交換」に概説されている方針に準拠する。

ガバナーは、地区内のすべてのプログラムおよび活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものの監督と管理に対し責任を持つ。

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
3. 自宅から 150 マイル（241 キロ）以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）

出典：2009 年 1 月理事会会合、決定 155 号、2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号。2013 年 6 月理事会会合、決定 196 号。2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

2.120.4. クラブと地区の要件

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの申請と審査の手続き
2. ボランティアの任務内容と責務の概要
3. 未成年者数に対する成人数の割合に関する監督基準
4. 以下を含む危機管理計画：
 a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
 b. 両親および法的保護者との連絡の手続き
5. RI の方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針

（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）

出典：2009 年 1 月理事会会合、決定 155 号

引照

41.050.　　ロータリー青少年交換

41.040. ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、1974 年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人びとと交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育み、平和の構築と維持に不可欠な異文化理解能力の養成に役立つものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動を責任をもって効果的に実施できるよう援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しないこのほかの規定も採用できる。地区は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.1. 地区ガバナーの権限

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を負う。地区の青少年交換役員または委員会は、ガバナーの監督下に置かれ、ガバナーに報告を行うべきである。

ガバナーは、ロータリー章典第 2.120.節に概説された青少年保護に関する研修を完了することが義務付けられており、指名された時点から就任するまでの期間に、地区内の青少年交換プログラムおよびプログラム管理者の資格とスキルに関し、できる限り学ぶよう奨励されている（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1977 年 10～11 月理事会会合、決定 159 号。
1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号、1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.2. 地区認定プログラム

事務総長は、地区認定プログラムを管理するものとする。認定を受けるためには、地区の全青少年交換プログラムは、RI の青少年保護方針、および事務総長によって定められたその他の要件を遵守するものとする。青少年交換プログラムに参加するには、受入地区と派遣地区の両方が、事務総長から認定を受けなければならない。

認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、RI 長期および短期の交換プログラム（ツアーや合宿／キャンプを含む）において、認定要件を満たしているという証拠を国際ロータリーに提出することを義務づけている。ロータリアン個人、クラブ、または地区がこれらの要件に従ったプログラムの運営を怠った場合、地区の青少年交換の参加認定が終結される場合がある。

RI の方針や認定要件が地元の法律に反する場合、事務総長は、RI の方針の意図に適う代替方針と代替手続きを導入した地区に対し、免除を許可することができる。地元の事情によって要件を法的に満たすことができない場合、地区は、遵守を不可能とする特定の状況が存在することの証拠と、方針または要件の意図を満たす代替手続きを説明した文書を、事務総長に提出しなければならない。事務総長は、地区が設定した代替案が RI の方針の意図に適うかどうかを、評価、判断し、必要とあらば理事会にこれを付託することができる。

認定に関するその他の方針には以下が含まれる。

1. 学生の派遣のみを行う地区の認定

 青少年交換学生を受け入れず、学生の派遣のみを希望する地区は、派遣のみの認定を申請することができる。

2. 複数の国が含まれる地区の認定

 複数の国が含まれる地区で、一部の国のみが青少年交換プログラムへの参加を希望する地区に対し、事務総長は、認定要件を満たす参加国にのみ認定を認める。

（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）

出典：2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号。
2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2007 年 6 月理事会会合、決定 274 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 32 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.3. 法的組織

地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立しなければならない。この要件は、地区青少年交換プログラム、青少年交換を含む複数のプログラムのグループ、またはロータリー章典第 17.020.節に従い地区全体を法人化することによって満たすことができる。

地区はまた、多地区合同プログラムの範囲内で実施される地区活動のために法人化された多地区合同青少年交換プログラムに加入することによって、この要件を満たすこともできる（2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。
2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.4. 損害賠償保険

地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。クラブと地区は、青少年交換活動を実施する前に、法的責任に関する問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

地区全体が米国内にある地区の青少年交換プログラムは、米国のロータリークラブ用および地区用の損害賠償保険プログラムに参加することでこの要件を満たすこととなる。

事務総長は、そのような保険が存在しないと実証された地区に対して、損害賠償保険の要件に例外を認める権限を有する（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。
2008 年 1 月理事会会合、決定 253 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.5. 青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RI の青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含

む）を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなる地区も、受入地区による受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国の地区に提供すべきではない。

ロータリークラブまたは地区から派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入地区が事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、地区は他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。
2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 6 月理事会会合、決定 242 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.6. 地区青少年交換の財務

地区青少年交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとし、地区青少年交換委員長および地区財務委員会の委員もしくはその代理人を署名人とするものとする。地区青少年交換委員会は、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受け、地区の年次財務表および財務報告書に記載するものとする。地区青少年交換委員会および地区財務長は、半年に一度、青少年交換に関する財務報告書を作成し、地区ガバナーに提出するものとする（2021 年 1 月理事会会合、決定 91 号）。

出典：1992 年 6 月理事会会合、決定 328 号、補遺資料 G。
2003 年 5 月理事会会合、決定 325 号、2009 年 11 月理事会会合、決定 56 号、2014 年 10 月理事会会合、決定 38 号、2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2021 年 1 月理事会会合、決定 91 号により改正

41.040.7.　国際ロータリーへの報告

事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に、RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または遵守不履行について事務総長により決定されたその他の措置が実施される場合がある。RI 理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合がある。

地区は、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータを RI に提出するものとする（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.8.　交換の種類

青少年交換プログラムには二つの異なる種類のプログラムがある：

長期交換プログラム
長期交換は 1 学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。学生は、受入国で学校に通学することが義務付けられる。寄宿を義務づける学校、または学校により主な下宿が提供される学校への通学は禁じられる。

学生は 2 家族以上の家庭でホームステイをするべきであり、連続して三つの家庭に滞在することが望ましい。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区の両方が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも 1 家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。

派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はないものとする。ただし、派遣学生の両親は、ホストファミリーとなることを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを探す際に援助を求められることがある。

受入クラブは、学生 1 名につきロータリアンのカウンセラーをクラブから 1 名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン 1 名を選ぶ。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならず、肉体的、性的、心理的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

受入クラブは、一切の教育費を提供し、適切な学業プログラムを手配すべきであり、オリエンテーション・プログラムを提供し、学生が受入先地域に溶け込めるよう連絡を絶やさないようにしなければならない。

受入クラブまたは地区は、関係者が定めた小遣いを学生に提供すべきである。毎月の小遣いは学校またはそれ以外の場所での食費を賄うのに十分な額とするものとする。

短期交換プログラム
短期交換の期間は数日間から数週間、あるいは数か月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、学業プログラムを含まないことがある。短期交換は、受入国の一つの家庭にホームステイをするのが一般的だが、国際的な青少年キャンプまたはツアーとして実施することもできる。

受入クラブは、学生 1 名につきロータリアンのカウンセラーをクラブから 1 名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての

役割を担うロータリアン 1 名を選ぶ。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならず、肉体的、性的、心理的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。（2020 年 4 月理事会会合、決定 127 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 235 号、1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2006 年 6 月理事会会合、決定 248 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 6 月理事会会合、決定 241 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号、2020 年 4 月理事会会合、決定 127 号により改正

41.040.9. 資格条件

青少年交換プログラムの参加者は、交換の開始時に年齢 15〜19 歳の学生を対象とする。ただし、特定の国における法律および規制がこれを認めない場合は、この限りではない。18 歳以上の学生は、参加クラブと地区が相互に合意した場合は参加することができる。

青少年交換は、プログラムの資格要件を満たし、クラブまたは地区により推薦された青少年であれば、誰でも参加することができる。参加者は、学業成績が平均以上であるべきである。

障害者は、可能な時期と可能な場所で、かつ派遣側と受入側のクラブもしくは地区が合意した場合には、参加することができる（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.10.　学生の申請

候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで両親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

クラブと地区は、地区および多地区合同の青少年交換役員のネットワークによって維持および更新される青少年交換の標準申請書式を使用するよう奨励されている（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.11.　選考と交換先の決定

派遣地区は、各学生が、相手地区のクラブに受け入れられ、世話を受けられるよう確認する責務を負う。地区は、交換活動を行う際に、相手の地区と同意書を交わすよう要請されている。これは、相手地区の認定、諸準備、学生の選考とオリエンテーションなど、交換におけるすべての期待事項が確実に満たされるように責務を明確に説明するためである。

学生、その両親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意しなければならない。

学生の旅行日程には、学生の両親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意しなければならない（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.12.　ロータリー青少年交換学生の旅行保険

派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。

学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、（医療）サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。

各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24 時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む（ただしこれに限るものではない）場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は以下の最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。

1. 保険期間は、合意した交換期間前後の個人旅行を含め、交換学生が自宅を出発する時点から自宅に戻るまで、毎日 24 時間有効であること。
2. 学生の母国を除き、受入国、経由国、およびすべてのツアーに含まれる国において有効であること。
3. 24 時間緊急援助サービスを提供すること。
4. 病院、医師、歯科医、救急車、その他の通常かつ慣習的医療サービスなど、けがまたは病気に関連する費用として最低 100 万米ドル
5. 重篤な病気または身体のけがの場合に必要とされる学生の緊急搬送または移送に対して最低 5 万米ドル
6. 学生が死亡した場合の遺体の本国送還または火葬費用として最低 5 万米ドル

7. 政治危機または自然災害など医療以外の緊急事態における学生の緊急搬送または移送に対して最低 5 万米ドル

8. 学生の行為または不作為から生じる、第三者への対人または対物賠償に対する個人の法的賠償責任に対して最低 50 万米ドル。

両親または法的保護者は、以下についても補償する旅行保険への加入も検討することができる。

1. 事故による死亡、四肢切断、または身体障害。

2. 緊急訪問費用。緊急訪問費用として、一名の近親者または友人が、学生の重篤なけが、病気、または死亡により、学生の所在地への旅行、学生に同伴しての旅行、学生に同伴しての滞在、または学生の付添のために発生した、合理的な移動および宿泊の費用を支払うため。

3. 旅行のキャンセルまたは縮小。旅行のキャンセルまたは縮小の費用を支払うため。けがまたは病気による予期しないキャンセルによって発生した旅行費用の補償。

4. 対物補償。学生の現金遺失、または盗難、または荷物など所有物の全損を含む、個人の所有物遺失に対する補償。

5. 誘拐および恐喝の保険。学生の誘拐事件、または殺害、損傷、誘拐の脅迫が発生し、身代金が要求された場合に、対応する訓練を受けた専門家を派遣し、身代金の費用を支払うため。

受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。

クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。

ハンググライディング、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである（2019 年 1 月理事会会合、決定 112 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2004 年 6 月理事会会合、決定 260 号、2005 年 3 月理事会会合、決定 218 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 1 月理事会会合、決定 189 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 1 月理事会会合、決定 112 号により改正

41.040.13. 青少年交換学生の旅行

青少年交換学生は、ホストファミリーの親とともに、またはロータリークラブや地区の行事のため、承認された旅行をすることができる。受入地区は、事前に受入地区が定義した地元地域以外への旅行について、学生の両親または法的保護者の書面による許可を得るものとする。

その他のすべての旅行について、受入地区はプログラム、場所、旅程、宿泊施設、連絡先など具体的な詳細を確実に両親または法的保護者に提供しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区の代理者により実施される旅行とツアーは、ロータリー章典第 2.120.3.項に従う（2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号）。

出典：2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号

41.040.14. 準備

学生の両親または法的保護者は、適切な衣類と、母国と受入地区間の往復航空券を提供する責務がある。

受入地区が来訪する学生に費用を請求する慣習はない。しかし、語学コース、ツアー、保険など、すべての国内で発生するオプション費用は、青少年交換実施前に概要を提示し、合意に達しなくてはならない。派遣地区は青少年交換に参加するためにどのように資金が使用されたかを示す項目別請求書を、派遣学生の両親

または法的保護者に提供するものとする。このような請求書の写しは、派遣ロータリークラブにも提供すべきである。

受入クラブと派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人びとのリストを学生に提供しなければならない。このリストには、ロータリアンのカウンセラー、クラブ会長、地区委員長、地区ガバナー、ロータリアンではない 2 名の支援提供者（男性、女性各 1 名）の氏名と連絡先を含めなければならない。また、このリストには、医者、歯医者、精神科医、警察といった地元の支援提供者の情報も含めなければならない。入手できる場合には、このリストに、自殺防止ホットライン、レイプ被害者ホットライン、地元の児童保護施設などの情報も掲載すべきである（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 11 月理事会会合、決定 56 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2018 年 7 月理事会会合、決定 16 号、2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.15. オリエンテーション

派遣クラブまたは地区は、出発の前に、派遣学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施しなければならない。オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項について参加者に伝え、学生と両親または法的保護者の両者に対して、虐待の防止と認識に関する研修を行なわなければならず、地元のロータリークラブとその活動についての簡単な説明も行うべきである。

受入クラブまたは地区も、来訪する学生のために必須のオリエンテーションを実施しなければならない。これには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待といった問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地元の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含めなければならない。国によっては法律および慣習が他の国と大きく異なる場合があるため、オリエンテーションには地元の法律および慣習に関する情報を盛り込まなくてはならない（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2005 年 6 月理事会会合、決定 271 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.16. 学生の責務

学生は、受入先地域において、ロータリーの価値、超我の奉仕への献身を反映した形で、また平和構築者として、自己、母国、そしてロータリーを代表しなければならない。相手を尊重し、責任を持って行動し、プログラムならびに世界のロータリーを代表する者としての自分の役割に相応しくあるべきである。

学生は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輌も運転すべきではない。また受入国内で動力付き車輌を所有すべきではない。

学生は、受入クラブおよび地区、両親または法的保護者の同意なくして、受入クラブの所在地域外へ旅行すべきではない。

学生は、交換中、ホストファミリー、受入クラブまたは地区の監督と権限を受入れるべきである（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.17. 学生の交換後の報告

逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されるべきである（2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.18.　ボランティアの選考と審査

青少年交換に関与する個人全員を慎重に選考する手続きは最も重要であり、細心の注意と配慮をもって行われるべきである。

本プログラムに関与する成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の青少年と多大な接触または監視下にない接触を持つ人びと（ただしこれらの人びとに限らない）は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、警察が保管する公的記録の確認や経歴照会を含む犯罪に関する背景調査を受けることに同意しなければならない。

受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の公的記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の犯罪歴照会、個人面接、家庭訪問（事前通知ありとなしの両方でなければならない）に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考すべきである。

プログラムの要件を遵守しない成人のボランティア（ロータリアンおよびロータリアン以外）は、地区がロータリーにおける青少年への関与から永久的に外さなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2006 年 6 月理事会会合、決定 248 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.19.　ボランティアの研修

本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人びと（ただしこれらの人びとに限らない）は、プログラム運営、規定、および虐待とハ

ラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受けなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。
2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.20. ホストファミリーの規定と期待事項

ホストファミリーは学生に部屋と食事を提供し、学生が十分な生活を送ることができるように適切な監督と親代わりの責任を果たすべきである（2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.21. 早期帰国

プログラムの要件に従わない学生は、母国へ送還するものとする。受入地区がこの決定に関する権限を持つものとする。学生が受入国を出発する前に、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の両親は旅行の手配について十分に知らされていなければならない。

学生は、現実的な最も早い時期および経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める独立したロータリアンを地区が任命することができる（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.22. 青少年交換の学友

地区とクラブは、ROTEX などの青少年交換学友グループを設立し、公式のロータリー学友会として認証を受けるよう奨励されている（2017 年 6 月理事会会合、決定 149 号）。

出典：1998 年 10 月理事会会合、決定 97 号。

2016 年 9 月理事会会合、決定 28 号、2017 年 6 月理事会会合、決定 149 号により改正

41.040.23. 多地区合同青少年交換プログラム

二つ以上の地区が合同で青少年交換の実施を希望する場合がある。これらの地区のクラブの 3 分の 2 がまず承認した場合にのみ活動やプロジェクトを実施するのであれば、理事会は、このような協力活動に対し何ら反対するものではない。さらに、各地区のガバナーは、理事会の権限を代行する事務総長から事前に明確な許可を得るものとする。

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。多地区合同活動は、現任の地区青少年交換委員長と、参加地区の各ガバナーが任命したその他の役員で構成される委員会が運営するものとする。このような多地区合同委員会は、その活動と財務に関して、少なくとも年に 1 回、参加地区の全ガバナーに対し、書面にて報告する責務がある（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。
2001 年 11 月理事会会合、決定 45 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.24. 地域青少年交換グループ

理事会は、認定地区と多地区合同活動の間で情報を伝達し、コミュニケーションを円滑にし、ラーニング行事または会議を開催し、またはベストプラクティスを共有するために地域グループを結成することに対し何ら反対するものではない。ただし、以下を条件とする。

1. そのようなグループの名称または所在地に基づき、対象参加者となりうる地区のガバナーから反対のないこと。
2. このグループは、グループ自体の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限も持たないこと。
3. このグループは、いかなる交換活動も直接実施せず、認定地区または他地区合同活動のみが交換活動を計画または手配できることを明確に伝達すること。

4. 組織の活動を実施するための資金は、強制することはできないこと。

（2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号）

出典：2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号
2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号により改正

41.040.25. ロータリー青少年交換における奉仕活動

奉仕の理念を奨励および推進し、生涯にわたる奉仕への献身を青少年の心に芽生えさせるため、ロータリー青少年交換の体験は「ロータリーの目的」と一致すべきである。クラブと地区は、倫理的リーダーシップの育成、チーム構築、国際理解、親善、および平和を促進する奉仕活動とカリキュラムを含むよう奨励される（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号

41.040.26. 青少年交換学生への賃金

国によっては、雇用規制のため、参加者が賃金を受け取るような国際交換プログラムにクラブや地区が参加することに支障がある場合もある（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。
2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.27. 地区青少年交換委員長と多地区合同役員の名簿

事務総長は、地区青少年交換委員長、多地区合同役員、および地域グループ役員の全員の連絡先を記載した名簿を作成し維持するものとする（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。
2009 年 6 月理事会会合、決定 217 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

この文書にはロータリー青少年交換に参加するための認定要件が記載されています。ロータリー青少年交換に関するご質問はyouthexchange@rotary.orgまでご連絡ください。

1～9ページは、従来の交換形式（派遣と受入の両方）で認定された地区です。10～16ページは、一方向のみの交換形式（派遣のみで受入なし）で認定された地区です。

2024-25年度
従来の交換形式における地区認定の要件

地区ガバナーの権限

☐ 地区ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。地区青少年交換役員あるいは委員会は、その地区のガバナーの監督下にあり、ガバナーに報告を行う。

☐ ガバナーは、事務総長により決められた通り、就任前に青少年保護に関する研修を修了することが義務づけられている。

☐ 地区は、ロータリー章典の青少年保護と青少年交換のセクションの記載事項を遵守する。

☐ 交換は、地区の青少年交換プログラムの組織内で手配される。

☐ 地区は、クラブが地区の青少年交換方針を遵守するよう確認する体制を整えている。

青少年保護

☐ 地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を採択している。

☐ 地区は、虐待およびハラスメントに対していかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）を採択している。

☐ 地区は、申し立てが出された後、学生の両親または法的保護者、ならびに派遣した地区とクラブに連絡を取る手続きを定めている。

☐ 地区は、すべてのボランティアとプログラム参加者が、青少年保護の懸念に関する報告義務およびRIへの報告方法を理解するよう、法律および該当する規制を遵守した報告手続

きを定めている。地区は、ロータリーの方針に従って、すべての事態がRIに通知されるよう確認する。

☐ ロータリーの青少年プログラムに関与し、性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受けたいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との一切の接触を断たなければならない。

☐ 地区は、ホストファミリーの一員について申し立てが出された場合に備え、学生を一時的にほかの宿泊先に移動させる手続きを整えている。

☐ 地区は、ロータリー会員ではないカウンセラーを各学生につけるなど、虐待またはハラスメントの報告をした学生を適切に支援する方法を備えている。

☐ 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、ロータリーとの関連を持たない適切な法執行機関（警察等）に報告しなければならない。

☐ 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。

☐ クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。

☐ 性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリー会員またはそれ以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。

☐ 地区は、禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てに関する地区による調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合、地区は、将来に同様の事態が起こるのを防ぐ方法を定めるために、第三者による徹底した調査を行う。

☐ 地区は、RI理事会が定める安全のガイドライン を満たす危機管理計画を立てなければならない。直接対面式の交換を行う前に、危機管理計画を確定する必要がある。

☐ 学生の安全上の理由により、現交換年度中に認定身分を失った地区は、受入学生の全交換を終了しなければならず、学生は母国に帰らなくてはならない。認定身分を失った地区による派遣学生は、親または法的保護者、ならびにそれぞれの受入地区の許可があれば、交換を完了することができる。

法的組織

☐ 地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立している。

損害賠償保険

☐ 地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入している。

プログラム別の要件

現在、地区が以下に記されるプログラムに参加していない場合も、将来において参加するのであれば、以下の項目を遵守する必要がある。

長期交換プログラム

☐ 交換は1学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。

☐ 学生は2家族以上の家庭でホームステイをするべきであり、連続して三つの家庭に滞在することが望ましい。複数のホストファミリーの手配が不可能となるような事情がある場合、派遣地区と受入地区の両方が事前に同意しなければならず、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。

☐ 派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はない。
ただし、派遣学生の親は、ホストファミリーとなることを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを見つけるために援助を求められることがあります。

☐ 派遣クラブと受入クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名ずつ選ぶ。このカウンセラーは各学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

☐ 派遣および受入をするクラブあるいは地区は、学生が少なくとも四半期ごとに報告書を提出するよう義務付ける。報告書には、これまでの交換について、ホストファミリー、感想や懸念、意見、提案などの情報を含めるべきである。青少年交換役員は、報告書を慎重に読み、必要であれば交換学生から報告された不正行為に適切に対処する。

短期交換プログラム

☐ 交換の期間は数日間から数週間、あるいは数カ月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、通常は学業プログラムを含まない。ホームステイ、キャンプ、ツアーを含むこともある。

☐ ホームステイは、通常、1家庭で十分である。

☐ 派遣クラブと受入クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名ずつ選ぶ。このカウンセラーは各学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にある人ではない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

バーチャル交換プログラム

☐ バーチャル交換は、旅行が不可能であるときに、直接対面式の交換の代わりに実施できる。

☐ 地区は、未成年者が関与する場合のデータプライバシーとインターネット利用に関連する地元の法律を認識し、ボランティアとプログラム参加者に電子的コミュニケーションとオンライン上での安全に関する研修を提供しなければならない。

学生の申請手続き

☐ 候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

学生の選考と交換先の決定

- ☐ 派遣地区は、相手地区が国際ロータリーから青少年交換プログラムへの参加認定を受けており、各学生がその地区内クラブで受け入れられ、世話を受けられるよう確認する。

- ☐ 学生、その親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのロータリーカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意している。

- ☐ 学生の旅行日程には、学生の親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意している。

学生の責務

- ☐ 学生は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輌も運転することはできない。また受入国内で動力付き車輌を所有することはできない。

- ☐ 学生は、親または法的保護者、および参加クラブまたは地区の同意なくして、受入クラブの所在する地域外へ旅行しないものとする。

学生へのオリエンテーションと交換後のミーティング

- ☐ 派遣クラブまたは地区は、出発の前に、学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施する。

- ☐ オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項を参加者に説明し、地元のロータリークラブとローターアクトクラブおよびその活動についての簡単な説明も行う。

- ☐ 派遣クラブまたは地区は、学生と親／法的保護者の両方に対して、虐待とその防止に関する研修を行う。

- ☐ 受入クラブまたは地区は、来訪する学生のためにオリエンテーションプログラムを提供する。オリエンテーションには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待といった問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地元の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含める。

- ☐ 国によっては法律と慣習が他の国と大きく異なる場合があるため、学生のためのオリエンテーションには、青少年に適用される地元の法律と慣習に関する情報を盛り込む。

☐ 逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されている。

準備

☐ 受入クラブと派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを学生に提供する。このリストには、次の氏名と連絡先を含める：

- 受入クラブのカウンセラー
- 受入クラブ会長
- 受入地区委員長
- 受入地区ガバナー
- 派遣クラブ会長
- 派遣地区委員長
- 派遣地区ガバナー
- ロータリー会員以外の2名の支援提供者（男女各1名）

☐ また、以下の地元の支援提供者も含めなければならない：

- 病院・医師
- 歯科医
- 精神科医
- 警察

☐ 入手できる場合、以下の情報も含める：

- 自殺防止ホットライン
- レイプ被害ホットライン
- 地元の児童保護施設
- LGBTQホットライン

☐ 地区は、学生がいつでも電話で地区代表者と連絡を取れるよう、24時間の緊急連絡先またはその他の連絡手段を提供している。

学生の旅行保険

☐ 学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、（医療）サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。

- ☐ 派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。

- ☐ 各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む（ただしこれに限るものではない）場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は、ロータリー章典に定められた最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。

- ☐ 両親または法的保護者は、ロータリー章典に定められた補償を提供する旅行保険への加入も検討することができる。

- ☐ 受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。

- ☐ クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。

- ☐ ハンググライディング、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである

<u>早期帰国</u>

- ☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。

- ☐ 学生が早期帰国する前に、受入クラブと地区、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の親または法的保護者にその旨が十分に知らされる。その決定には、受入地区と派遣地区の同意が必要となる。学生は、現実的な最も早い時期に、親または法的保護者と派遣地区が合意した経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める第三者のロータリー会員1名を地区が任命できる。

<u>国際ロータリーへの報告</u>

- ☐ 地区は、RIに年次調査への回答を提出する。

☐ 事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、地区役員がこの事態の報告を受けてから72時間以内に、地区からRIに報告する。地区は、RIへの報告を担当する人を1名、地区内で指定している。

☐ 個人、クラブ、地区が、義務づけられた事態の報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

記録と書類

☐ 地区には、学生、ボランティア、ホストファミリーの申請書と青少年交換の関係書類の保管に関する方針がある。

☐ 地区は、地区が作成する青少年交換の推進資料（Eメールアドレスやウェブサイトを含む）において、最新の手続要覧に詳述されているロータリー標章の使用に関する手続きを遵守する。

ボランティアの選考と審査

☐ 本プログラムに関与する成人（ロータリー会員およびロータリー会員以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、警察が保管する公的記録の確認や経歴照会を含む背景調査を受けることに同意しなければならない。経歴照会では、交換学生の世話をする役割への適性について、3人に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリー会員は1人までとする。

☐ 受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の公的記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の背景調査、個人面接、家庭訪問に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考する。経歴照会では、交換学生の世話をする役割への適性について、3人に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリー会員は1人までとする。交換前および長期交換の期間中に、事前に通知をした家庭訪問と抜き打ちの家庭訪問を行うべきである。

☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。成人のボランティア（ロータリー会員およびロータリー会員以外）の場合、プログラムの要件を遵守しない人は、ロータリーにおける青少年への関与から永久的に外されることとなる。

☐ ホストファミリーは、地元で適切とされる補償限度額の個人賠償責任保険と自動車損害賠償責任保険に加入しているべきである。

ボランティアの研修

☐ 地区青少年交換の方針で、研修の内容と頻度、研修を受けなければならない参加者、研修の手配と実施の担当者、参加者記録の保管方法について定める。

☐ 本プログラムに関与するすべての成人（ロータリー会員およびその他）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受ける。

プログラムの評価

☐ 認定されたすべての地区は、直接対面式および／またはバーチャル形式によるプログラム評価の対象となる可能性がある。

2024-25年度
一方向（派遣）のみの交換形式における
地区認定の要件

地区ガバナーの権限

- ☐ 地区ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。地区青少年交換役員あるいは委員会は、その地区のガバナーの監督下にあり、ガバナーに報告を行う。

- ☐ ガバナーは、就任前に事務総長により決められた通り、青少年保護に関する研修を修了することが義務づけられている。

- ☐ 地区は、ロータリー章典の青少年保護と青少年交換のセクションの記載事項を遵守する。

- ☐ 交換は、地区の青少年交換プログラムの構造内で手配される。

- ☐ 地区は、クラブが地区の青少年交換方針を遵守するよう確認する体制を整えている。

青少年保護

- ☐ 地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を採択している。

- ☐ 地区は、虐待およびハラスメントに対していかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）を採択している。

- ☐ 地区は、申し立てが出された後、学生の両親または法的保護者、ならびに関係地区とクラブに連絡を取る手続きを定めている。

- ☐ 地区は、すべてのボランティアとプログラム参加者が、青少年保護の懸念に関する報告義務およびRIへの報告方法を理解するよう、法律および該当する規制に沿った報告手続きを定めている。地区は、ロータリーの方針に従って、すべての事態がRIに通知されるよう確認する。

- ☐ ロータリーの青少年プログラムに関与し、性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受けたいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との一切の接触を断たなければならない。

☐ 地区は、ロータリー会員ではないカウンセラーを各学生につけるなど、虐待またはハラスメントの報告をした学生を適切に支援する方法を備えている。

☐ 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、ロータリーとの関連を持たない適切な法執行機関（警察等）に報告しなければならない。

☐ 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。

☐ クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。

☐ 性的虐待、ハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリー会員またはそれ以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。

☐ 地区は、禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てに関する地区による調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合、地区は、将来に同様の事態が起こるのを防ぐ方法を定めるために、第三者による徹底した調査を行う。

☐ 地区は、RI理事会が定める安全のガイドライン を満たす危機管理計画を立てなければならない。直接対面式の交換を行う前に、危機管理計画を確定する必要がある。

☐ 認定身分を失った地区による派遣学生は、親または法的保護者、ならびにそれぞれの受入地区の許可があれば、交換を完了することができる。

プログラム別の要件

現在、地区が以下に記されるプログラムに参加していない場合も、将来において参加するのであれば、以下の項目を遵守する必要がある。

長期交換プログラム

☐ 交換は1学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。

☐ 派遣クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名選ぶ。このカウンセラーは派遣学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または保護者、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、地区またはクラブの青少年交換役員など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

☐ 派遣をするクラブあるいは地区は、派遣学生が少なくとも四半期ごとに報告書を提出するよう義務付ける。報告書には、これまでの交換について、ホストファミリー、感想や懸念、意見、提案などの情報を含めるべきである。青少年交換役員は、報告書を慎重に読み、必要であれば交換学生から報告された不正行為に適切に対処する。

短期交換プログラム

☐ 交換の期間は数日間から数週間、あるいは数カ月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、通常は学業プログラムを含まない。ホームステイ、キャンプ、ツアーを含むこともある。

☐ 派遣クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名選ぶ。このカウンセラーは派遣学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または保護者、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、地区またはクラブの青少年交換役員など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

バーチャル交換プログラム

☐ バーチャル交換は、旅行が不可能であるときに、直接対面式の交換の代わりに実施できる。

☐ 地区は、未成年者が関与する場合のデータプライバシーとインターネット利用に関連する地元の法律を認識し、ボランティアとプログラム参加者に電子的コミュニケーションとオンライン上での安全に関する研修を提供しなければならない。

☐ 派遣のみの地区がバーチャル交換学生を「受け入れる」ことに関心がある場合、追加の青少年保護の証明フォームをRIに提出しなければならない。

学生の申請手続き

☐ 候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

学生の選考と交換先の決定

☐ 派遣地区は、相手地区が国際ロータリーから青少年交換プログラムへの参加認定を受けており、各学生がその地区内クラブで受け入れられ、世話を受けられるよう確認する。

☐ 学生、その親または法的保護者、ロータリーカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意している。

☐ 学生の旅行日程には、学生の親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意している。

学生へのオリエンテーションと交換後のミーティング

☐ 派遣クラブまたは地区は、出発の前に、学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施する。

☐ 派遣する学生のオリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項を参加者に説明し、地元のロータリークラブとローターアクトクラブおよびその活動についての簡単な説明も行う。

☐ 派遣クラブまたは地区は、学生と親または法的保護者の両方に対して、虐待とその防止に関する研修を行う。

☐ 逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されている。

準備

☐ 派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを学生に提供する。このリストには、次の氏名と連絡先を含める：

- 派遣クラブカウンセラー
- 派遣クラブ会長
- 派遣地区委員長
- 派遣地区ガバナー

学生の旅行保険

- 学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、（医療）サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。

- 派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。

- 各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む（ただしこれに限るものではない）場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は、ロータリー章典に定められた最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。

- 両親または法的保護者は、ロータリー章典に定められた補償を提供する旅行保険への加入も検討することができる。

- 受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。

- クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。

- ハンググライディング、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである

早期帰国

- プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。

- 学生が早期帰国する前に、受入クラブと地区、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の親または法的保護者にその旨が十分に知らされる。その決定には、受入地区と派遣地区の同意が必要となる。

学生は、現実的な最も早い時期に、親または法的保護者と派遣地区が合意した経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める第三者のロータリー会員1名を地区が任命できる。

国際ロータリーへの報告

☐ 地区は、RIに年次調査への回答を提出する。

☐ 事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント(嫌がらせ)の申し立てなど(ただしこれに限るものではない)、すべての事態は、地区役員がこの事態の報告を受けてから72時間以内に、地区からRIに報告する。地区は、RIへの報告を担当する人を1名、地区内で指定している。

☐ 個人、クラブ、地区が、義務づけられた事態の報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および/または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける(ただしこれに限らない)などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

記録と書類

☐ 地区には、学生とボランティアの申請書と青少年交換の関係書類の保管に関する方針がある。

☐ 地区は、地区が作成する青少年交換の推進資料(Eメールアドレスやウェブサイトを含む)において、最新の手続要覧に詳述されているロータリー標章の使用に関する手続きを遵守する。

ボランティアの選考と審査

☐ 本プログラムに関与する成人(ロータリー会員およびロータリー会員以外)、すなわち委員、派遣クラブのカウンセラー、その他の人は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、経歴照会が行われることに同意しなければならない。経歴照会では、交換学生の世話をする役割への適性について、3人に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリー会員は1人までとする。

☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。成人のボランティア(ロータリー会員およびロータリー会員以外)の場合、プログラムの要件を遵守しない人は、ロータリーにおける青少年への関与から永久的に外されることとなる。

ボランティアの研修

☐ 地区青少年交換の方針で、研修の内容と頻度、研修を受けなければならない参加者、研修の手配と実施の担当者、参加者記録の保管方法について定める。

☐ 本プログラムに関与するすべての成人（ロータリー会員およびその他）、すなわち委員、派遣クラブのカウンセラー、その他の人は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受ける。

プログラムの評価

☐ 認定されたすべての地区は、直接対面式および／またはバーチャル形式によるプログラム評価の対象となる可能性がある。